

平成 21 年第 4 回（3 月）定例会一般質問議事録目次

【1 日目】

質問 順位	議席	質問者	質 問 事 項
1	8	船木 善司	1. 災害応急復旧及び除雪対策について 2. 介護と介護予防について
2	4	前田 親人	1. 町立辰野総合病院の「公立病院改革プラン」実現に向けて
3	13	根橋 俊夫	1. 町民生活を守るセーフティーネットについて 2. 観光振興によるまちづくりについて 3. 荒廃地対策への具体的な取組みについて
4	1	中村 守夫	1. 太陽光発電設備工事について 2. 協働のまちづくりについて 3. 矢ヶ崎町政 3 期を振り返って 4. 矢ヶ崎町政 3 期最終年度に当たり 5. 矢ヶ崎町政 4 期目について
5	9	三堀 善業	1. 住民参加型市場公募地方債について 2. 温暖化対策について 3. 病院建設について 4. 4 期目に向けて
6	11	岩田 清	1. 矢ヶ崎町政 1 2 年を総括して 2. 定額給付金を地域振興券として振り替える施策について 3. 入札制度の改善はうまく機能しているか？
7	5	宇治 徳庚	1. 小野地区に於ける国道、県道、町道の改良促進の現状と今後の対応について 2. 国道 1 5 3 号線バイパス道の促進と今後の進め方について 3. 小中一貫教育の広がりについて

【2 日目】

質問 順位	議席	質問者	質 問 事 項
8	10	中谷 道文	1. 深刻化する不況と町の諸対策について 2. 介護老人保健施設拡充と支援について
9	7	成瀬恵津子	1. 地上デジタル放送に向けての辰野町の対応について 2. ながの子ども・子育て応援県民会議で進めている「ながの子育て家庭支援パスポート事業」について 3. 発達障害早期発見の為に 5 歳児健診の実施について
10	6	宮下 敏夫	1. 3 期最終年度を迎えての取組みについて 2. 放課後児童健全育成事業としての学童クラブの支援について 3. 過去の一般質問町長答弁での検討事項について 4. 緊急を要する不況対策について

11	3	永原 良子	1. 介護保険について
12	12	山岸 忠幸	1. 林道西部線に関して 2. 介護予防センター建設の入札に関して

平成21年第4回辰野町議会定例会議録(7日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成21年3月10日 午前10時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
開発公社常務理事	竹淵光雄	消防署長	丸山均
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢秀行	事務局長	林龍太郎

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢高秋
議会事務局庶務係長	飯沢誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第1番	中村守夫
議席第2番	矢ヶ崎紀男

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので第4回定例会7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5日正午までに通告がありました、一般質問通告者12人全員に対して質問を許可してまいります。質問答弁を含めて一人40分程度として、進行してまいりたいと思いますのでご協力お願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位1番	議席8番	船木	善司	議員
質問順位2番	議席4番	前田	親人	議員
質問順位3番	議席13番	根橋	俊夫	議員
質問順位4番	議席1番	中村	守夫	議員
質問順位5番	議席9番	三堀	善業	議員
質問順位6番	議席11番	岩田	清	議員
質問順位7番	議席5番	宇治	徳庚	議員
質問順位8番	議席10番	中谷	道文	議員
質問順位9番	議席7番	成瀬	恵津子	議員
質問順位10番	議席6番	宮下	敏夫	議員
質問順位11番	議席3番	永原	良子	議員
質問順位12番	議席12番	山岸	忠幸	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席8番船木善司議員。

【質問順位1番、議席8番、船木 善司 議員】

○船木（8番）

昨晚もテレビに釘付けになりました。WBC日本・韓国戦ですが1点の重みをしみじみ痛感いたしました。7日1戦目1番バッター、イチローがいきなりライト前クリーンヒットから14点をもぎ取った底力に感動覚えております。1番バッター、

イチローに代わって船木がトップバッターとしてセンター前へクリーンヒットをならぬ、クリーンに質問をしていきたいと思しますので明解な答弁を期待し質問に入ります。まず災害応急復旧及び除雪対策について質問いたします。「災害は忘れた頃にやって来る。」と言う言葉は今までよく耳にし、その対策にそれぞれの立場で取組んで来たところではありますが「最近、異常気象は常に災害をもたらしている。」このように思うのは私だけでなく多くの方々同感かと思えます。中でも、スマトラ島の大津波、中国四川省の大地震、アメリカ大陸の大寒波など壊滅的な大災害に見舞われたことは、今までに例のない地球の異変かとも思えます。これら地球規模の大災害に併せ、日本の危機管理体制は各市町村に至るまで体制整備が整いつつあり、東南海沖地震にも万全な対応策でもあることが求められております。辰野町では18年の豪雨災害で甚大な被害と尊い命を奪われたことは記憶に新しく、これを大きな教訓として活かしていかなばなりません。その活かした教訓として災害時における応急対策に関する協定書がライフラインでもあります水道、電気、道路、通信関係の建設業界、水道事業組合、電気工事業組合及び通信会社並びに飲料水メーカーとの間に取り交わされていることで、辰野町民の安心と安全が確保されております。協定書に則った協力体制はそれぞれの業界の崇高な奉仕の精神と時には犠牲的な精神に委ねられていることと思えます。しかしながら昨年後半から世界的な経済大恐慌、地球規模の経済災害はそれぞれの関連業界へも厳しい波が押し寄せ、多かれ少なかれ資金繰りに喘いでいる実情と推察するところでもあります。そこで町長に質問いたします。協定書を取り交わしている業界に対する町発注工事がここ数年業種別にどのように推移しているのか。これらによって現状が判断できると思えますが、町長いかがでしょうかお伺いします。

○町 長

おはようございます。3月定例議会本日より一般質問ということでございまして、年度締めに対します一般質問ということでそれぞれ大変にご苦労さまでございます。それでは質問順位第1番の船木善司議員の質問から答えてまいりたいと思えます。只今、前段ご質問の要旨が語られましたわけではありますが辰野町は18年の災害、あるいは16年の22、23号台風などの災害大変な目には遭ったわけであります。本当に100年あるいは200年に一遍というような予期せぬような大災害でありました。豪雨あるいはまた強風他でありました。このことに対しましてご指摘のように平成20

年1月前後に今ご指摘のありましたような建設業協会とかあるいは水道、あるいは電気工事あるいはまた通信他の業者などと沢山の災害協定を結んでいるわけでありまして、平成7年以降13団体ということで特にこれも自主的なそれぞれの組合、業者の皆さん方それぞれの申し出による協定というふうになりまして、大変に心強く私ども思っているところでありまして、初期出動あるいは初期専門出動あるいは援護活動、あるいはまた救助活動いろんなところに対しまして相当の効力を成すものと思われまして、やはり協定していることによって出動が自主的に自分たちの見解の中で動いていただくということはとても大変なことだといふように思っております。時に初期出動に関しましては早く出ることがとても大事なことで功を成すことでありますので、大変にこのことに対しましては住民あげて感謝も申し上げ、またそんなようなことがあってはならぬわけでありまして、いざという時の頼りにしているものであります。さてそれらは業者に対しまして辰野町はどのような今まで発注事業ということで良いわけですね、発注事業をしているかということでありまして、また課長の方から数字的なことも含めてお答え申し上げますけれども、土木に関しましての土木工事全体見ますと、やはり飛び抜けて平成18年度の11億4,600万円という災害復旧工事がピークにももちろんなります。それ以前、そしてまたその後やりますとやはり減少傾向に現在はあるわけでありまして、建築工事に対しましてはいろいろと進めておりまして特に平成20年度などから介護予防センターの構築に辰野町は入っております。こういったことに対しまして現在平成20年度の現況のままでということで1億700万円などの予算の執行をいたしておりますので、普段よりは普段が2,500万円とか3,000万とかこんなラインから見ますと増額というふうになりまして、舗装工事につきましても大体横ばいぐらいということでありまして、水道工事に対しましてはこれはご存知のとおり下水道事業が駅前区画整理範囲内が終わったことによりほぼ完了、あと合併処理大きく広く広義の意味で下水を捉えますと合併処理浄化槽を一部、鴻ノ田関係を行っていくと広義の意味の下水道が全部終わるといふ形になりますから、これに伴って水道管の布設替えなども石綿管のダクタイル鋳鉄管などに替えていくことなども一緒に進んでおりましたので、一時的にこれは減少の終了という意味におきましての終了ということではありますので、減少の傾向になるかなど。後は維持管理他いろんなまだ石綿管を替えなきゃならぬところも一部ありますので、その他の工事などが進むわけでありまして下水道

工事着工真っ最中という時は減少の傾向にあるとこんなように私どもは踏まえているところであります。課長の方から数字的にもう少し詳しくお答えをいたします。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から近年の事業費50万円以上でもって今ご指摘の関連する業者さんの公共工事の発注状況の数字をお知らせいたします。土木工事に関しましては17年度より3億2,400万円、18年度が11億4,600万円、19年度で1億7,600万円、平成20年度で7,700万円となっております。建築工事におきましては同じように2,500万円、1,000万円、1,900万円、で1億700万円というふうに推移しております。舗装工事におきましては同様に600万円、300万円、1,000万円、1,100万円と横ばいの状況であります。水道工事に関しましては、1億3,400万円それから5,000万円、7,200万円、6,100万円となっております町長の申し上げたとおりでございます。

○船木（8番）

只今数字の答えをいただきましたけれども、年々発注量が少なくなっているという実態が確認できましたので次に移りますけれども、非常に厳しいということだけはお互いに確認をしておきたいというところであります。

次、町内道路の除雪体制について質問いたします。辰野町はその年によって多い少ないの差はあっても、時期になると毎年確実に降る雪との戦いが日常生活にとって大きな負担であります。今シーズンは今迄降雪量が非常に少なく除雪も容易でしたが、一方夏場でも水を潤してくれる根雪がないことに不安を覚える昨今であります。さて、除雪体制についてであります。19年度実績は、町内8社に要請し30路線、延長39kmに及ぶ除雪であったと聞いております。20年度契約は、一次出動であります5～10cmの積雪に対しては町内7社、町外1社を加えて8社、また二次出動の40cm以上の積雪に対しては町内3社を加え11社により、43kmに及ぶ除雪計画によって進めているようです。今迄は業界が主体的に路線の区分けなどを進めながら、町内道路の除雪に尽力されてきたことと聞いております。しかしながら建設業界が不況のあおりをまともに受け、町内業者の減少により従来進めてきた除雪が不可能になる事態を深刻に受け止めるべきであります。加えて不況の最中、除雪用グレーダーをリース単位の11月から3月迄5箇月間1台確保するのに120万円のリース料を伴うことは建設業界にとっても、委託する行政サイドにとっても大きな負担でありま

す。ここで町長にお尋ねします。以上申し上げました除雪の厳しい現状をどう捉え、今後町民の足の確保にどう取り組んでいくお考えかお尋ねします。

○町長

ご指摘の除雪及び融雪剤散布の事業に対するご質問であります。確かに大変に私どもも心配しているところであります。業者さんがなくなれば良い悪い抜きで当然その仕事が遅れたり、あるいはまた出来なかつたりというふうな憂き目に合うことも事実であります。そういうことでさきほど前段の質問にもございましたように、辰野町もできるだけ事業をまた取って、予算を取ってそしてそういった建設関係の事業にも予算が執行できるようにというふうなことで、介護予防センターなどは今年は積極的に取り入れしかも町の財政にあまり関係しないように、国の100%事業などをお願い申し上げできるだけ入れていくつもりであります。これはイチローのクリーンヒットに匹敵するものじゃないかと私は思っておりますが、そんなようなことだけでもまた全体的な土木工事費ということでは不足する部分もあるわけでありまして、このことを更にまたいろんな知恵を使いながら発注できるような予算確保を一生懸命国・県にも行きながら情報を取りながら考えていきたいとこんなふうに思っております。しかし当面どうあれ辰野町でも建設業協会に入っている一つの業者が辞めてしまったり、あるいはまた次もどうなのかというふうなことも起こるんじゃないかというふうなことも予想されております。そういう中で除雪に対しましてはグレーダーというふうなものを建設業協会あるいは各社が用意をして、そして除雪にあたっていただくわけでありまして大変に幅広くかいていただいて有効であります。グレーダー自体がやはり雪かき専門の機械でなくて砂利をならしていくということでは舗装する前の段階の砂利引きにならしをしていく、こういった機械であります。しかしこれをやはり道路工事が減少している中で国・県・町ともにグレーダーを管理することがとても大変であるというふうなことになるまいります。仕事もあってそれを雪かきにまた応用していただくということであれば比較的安価にも済むわけであります。こういうことの中で建設業協会の中で、グレーダーに対しまして維持管理費を少し見てもらえないだろうかというふうな話になってまいりました。同時にまた融雪剤散布あるいはまた除雪費用に対しても少し見直しをしていただけないか、とてもそういったものを常備用意してまた維持管理をしながらいざという時に待機して出動してくということに対しては大変に経費が掛かるものだというふ

うなことであります。それで辰野町の場合もグレーダーに関しましては1台につき応分のまあまあの管理ができるような費用をまた上乘せをしていくように、20年度このような方向を決定いたしました。なおまた除雪費、融雪剤散布費などは県の単価を基準といたしましてということになりますと、辰野町の場合は少し上げるという形になってまいります。単価を上げて少しでも建設業協会の皆さん方に寄与できるようなまた管理しやすいような状況を今作っているところであります。しかしこれだけでどうにか進むかということに対しましては、まだまだ疑問点もあります。ある一定のところ過ぎてまいりますと、町自体がグレーダーをあるいはまた除雪機他の方法もありますので、いろんな機械もありますから適宜なものをリースしておく必要があるのかな、同時にまたリースしておいてもオペレーターがいないとこれが始動できませんのでその養成をどのようにしていくのかと今検討、考慮を始めている最中でもあります。こんなことで是非一つと思ひまして用意していると今年みたいに雪がないということもありますし、安心してますと一時4,000万以上の除雪費を昔の旧単価で払った記憶も5、6年前にあったかと思ひます。こういうことでやはり気候に対しましては万全な対策を取った中で雪害対策も起きないように対策をしっかりと取ってみたいとこんなふうなことで考えております。以上であります。課長の方からもあればお答えをいたしたいと思ひます。単価についてもお話を申し上げます。

○建設水道課長

今町長さんの方から殆どお話ありましたけれども、除雪の単価に対する改定ということで20年度から県との単価を基準としてお支払いをしていくということでもあります。また機械の固定費につきましては車検の費用それから税、保険などに対しての一定の負担をしていくということでお約束をしているところであります。今年はおかげさまで暖冬でありまして出動が非常に少なくなったわけではありますが、町は助かったわけですがけれどもその分業者さんは大変ということを知っております。町の除雪体制につきましては業者さんに頼っているわけではありますが、協働のまちづくりの精神で住民のみなさんも是非地域でできることは自助、互助で取り組んで欲しいと思ひます。以上です。

○船木（8番）

只今応分の負担をしているという話のようですけれども、別サイドから見るとで

すね「まだまだ経費の見直しということが必要だ。」ということ強く言っておりますんで、是非見直しには前向きに検討することを期待いたします。併せて除雪箇所をですね、カラでとんでいくグレーダーがあるやに聞いております。除雪効率を高めるために除雪路線の見直し、これをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○町 長

ご指摘の点に合うかどうか分かりませんが、一応業者もどっからどこまで掻くかっての、いうふうなことで決めてあるわけでありましてそういう中で各スタートの所、それから終わる所を決めてある場合はそこまで非常に圧雪だとか、降雪が多い場合に関してはそこへ到着するまでかいて行かなきゃ到着しないわであります、ある一定の場合はカラって言い方なんでしょうけれどもかきだし、出発地点までは行ってそこから掻いてくというような形もあり得るかなあと、こんなふうにも考えております。よく上平出側、川岸境は「辰野が早くかく。」というふうに褒められている所であります。これはそこまで行ってこちらへ掻いて来るから一番最初に掻き出すということでもあります。逆に岡谷側の方はこれは諏訪建設事務所の関係になりますけれども、県道ですからそういうことなんです、岡谷の中心部からずーっと川岸の方まで掻いてく、したがって後になる、したがって住民の皆さん方がそこ通過する時は「伊那建設事務所の方が早くやる辰野はたいしたもんだ、岡谷の方は遅れてる。」って言うんですが、掻き出し地点と終了地点この差であろうかこんなように思います。特に有賀峠の所に関しましてはやはり諏訪建設事務所の関係で先に有賀峠の頂上あるいは少し下った郡境境から掻き出して下へ下りてくる、したがって向こうが早く見える、こちらは下から掻いて行く、後になるとその地点がです。そういったことの差があるのかなと思われませんが、あるいはまた辰野町の一番例えれば山口だとかああいった点、地域になってまいりますといつも下から掻いて来るから先に上から掻いて来いってこういう話も住民の皆さんの要望もあるわけであります。行ける点ではあるいはそこへ重機を設置して置いておけばそれできますけれども、やはりさきほど言いましたようにある一定の積雪があった後は下から掻いて行かないと到着しないということでいつも後回しになる、ある程度今のようカラで飛んでって上から掻いて来ることも可能であれば、また住民の要望も答えられるかと思いますが、多分そのことだと思いますが私どもの今の質問の答弁にさせていただきますと思います。

○船木（8番）

除雪の図面を見れば一目瞭然分かるわけなんですけれども、辰野の端から端までカラでとんでってということがありますんで、見直しを是非望むものであります。時間もありませんので次に移ります。

今まで除雪を委託してきました建設業界を含め多くの業界の厳しい現状に触れてきましたけれども、災害応急復旧の協力協定を結んでいる業界の更なる経営基盤の確立こそが、辰野町民の財産と命を守る道であります。それぞれの業界の更なる経営努力も既に限界を超えているという言葉が最近耳にします。そこで、協定を結んでいる業界への支援は行政にとっても必要なことであると考えます。一例として、それぞれの業界に対し計画工事の前倒し発注も救済策かと思えます。特に建設業界へは除雪という町民の日常生活に直結した重要な委託をしていることから業界への支援、育成がなされても町民の理解は得られるものと考えます。そこで伺います。協定を結んでいる業界に対し、今後業者育成を含めどう対応していくお考えであるのかお尋ねします。

○町長

次の質問にお答え申し上げます。できるだけ業者の皆さん方にもこういった時でありますので、発注を多く増やすということ、さきほど言いましたように介護予防センターなど適宜町にとって有利な事業なども導入するように、同時にそれは単なる有利でお金や財政に、町の財政に負担を掛けないからやたらやるってもんじゃなくて住民ニーズに応えたものであり、また住民ニーズの要望の強いものなどで有利なものをなどで有利なものをできるだけ導入する、こういうことを進めてまいりますし、同時にまた現在では9,560万円前倒しにしまして現在道路、整備事業に掛かっているところでもあります。地域活性化あるいは生活対策実施臨時交付金事業ということでこれを受けて現在進め、景気浮揚策の一環にもなりますし業者の皆さんにも同時にまたこういった時に、今までなかなかできなかった道路の改修などもしていきたいとこんなようにも考えております。これに対しましては城前線の一部、前にもご質問がありましたけれども非常に傷んでいる所、同時にあそこは非常に地下水が浅いためにいくら上をオーバーレイやってもなかなかすぐ崩れてしまうということがありますので、こういった折でありますので少し深く掘って本格的なとても高い工事になりますがそれをやらしていただいたり、あるいはまた新町青木原上の西

天竜左岸の道路に対しましても対面交通ができるように、段差交通でありますけれどもそういった方法を取ったり、または東西線の踏切の付近のやっぱり傷んだ所も相当お金掛かりますが、この際の事業で入れてくとかこんなことも考えて1億に近いお金なども導入しているつもりであります。

○船木（8番）

業者育成ということは協力協定を結んでいる業界との定期的な懇談会を持ち、日頃の課題を把握していくこと、すなわち育成につながるだろうと思いつながりながら一考を期待して次ぎに移ります。

殆ど全ての人々が時期的な違いはあっても、また多かれ少なかれ必ずと言えらるほどに関わりのある介護、そして介護予防について質問いたします。介護保険制度のスタートが平成12年、急速な高齢化により介護ニーズの増大、時代背景に制度の巨大化が進んでいる現状です。そんな中『介護労働者が低賃金、長時間過密労働等劣悪な労働条件の下で、自らの健康破壊と将来展望のなさにより今や「3K職場」と形容するだけでは足りない程落ち込んでいる介護福祉分野である。』と言われております。ここで国もようよう重い腰を上げ、21年度から始まる第4期介護計画の目玉でもあります介護報酬3%アップと言う施策は、わずかではあります介護職場に明るい光が差し込んできたかと思えます。これらは日本全体の大きな課題でありますので、今回はもっと身近な点について質問してまいります。辰野町は一昨年12月に「高齢者実態調査」を行いました。これは21年度から始まる向こう3箇年にわたる第4期高齢者介護保険計画に反映させるべきデータ収集の調査であったということになります。その中で高齢化率は28%で県平均の24.9%を大きく上回り、全国平均の21.5%と比較しても6.5%も上回っています。辰野町では実に3.5人に1人が高齢者というわけです。高齢化とともに介護保険給付額は平成12年度6億3,000万円程に対し、平成19年度には1.78倍の11億2,300万円に膨らんでおり、町財政に占める割合も非常に大きくなってきたかと思えます。併せて施設への入所希望者は、福寿園の27名を含め120名程に待機者と聞いております。ここで伺いますが、第3期プランの最終の現在、高齢化率の上昇、保険給付費の町財政に占める割合、並びに入所待機者の実態を踏まえ3年間にわたっての重点的な取組みとその評価はどうであったか、時間もありませんので明解に単純に短時間にお願ひできればと思ひます。

○町 長

次の質問にお答えを申し上げたいと思います。第3期の介護予防に関してどうであったかという評価ということやらやってきたものなどを説明せよと、こういうご質問でありますので行い申し上げますが、地域支援事業ということで介護予防事業を実施してまいりまして、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活ができるようにまず予防という仕組みを打ち立ててまいりました。地域包括支援センターなども設立されたわけでありまして、これに関しましては包括的に福祉全体が推進できるように努めまして、介護予防マネジメント事業あるいは総合相談事業、権利擁護事業などを一体に行ってきたものであります。また施設の基盤整備につきましては、ご指摘のとおり造れど造れどまだまだとても待機者に応えるような状況でなく、日本全体がそのような状況に落ち込んでおり、また上伊那郡全体で取り組んでいる方でもありまして、特養に関しましては700人近い待機者が出てきているというようなことであります。かたくりの里を私が第一期目でありましたけれども、町へ誘致、上伊那の福祉協会から誘致さしてもらった頃の待機者が約500人ぐらいありました。それで一応整備がその後高遠辺りにも進んできた状態では一時300人ぐらいという時もありましたが、また増えて今現在はさきほど言ったような数字を今呈しているような状況であり、更にまたこれに対しましても枠がありましてなかなか望めど望めど認可されないと、いうふうなことも各施設に行われてることです。しかしそんな中でできること少しづつやりながら今のような需要にも少しでも応えるような方向もしてかなきゃならないだろうと、いうふうなことも考えております。町の一般会計からの繰り出し他に関しましては課長の方から数字的にお答えを申し上げていきたいと思っております。高齢化は間違いなく進んでおりまして、辰野町も今議員のおっしゃったように28.7%ぐらいを提示しているというふうな状況下にあります。以上であります。

○保健福祉課長

一般会計の歳出全体に占める繰出金の割合につきましては、18年度2.46%、19年度2.36%、20年につきましては数字が確定しておりませんが介護予防事業が若干伸びております。第3期につきましては介護予防に視点を置きまして平成20年度には町内17区全区で介護予防事業を実施していただいております。以上でございます。

○船木（8番）

今までの実績として介護予防に取り組んできたということでありませけれども、地に足の着いた介護予防であったかどうかということが疑問であります。時間もありませんので次に移ります。

今までも触れてきました介護保険制度のスタートが平成12年であります。この間急速に高齢者は増える一方、少子化、核家族化、就業率の上昇等によりお年寄りの面倒を見れる比率が年々低下しているため、介護ニーズはますます増大しております。一方国では介護に係る施設の建設には消極的であったため、介護難民とも言われております特養待機者が全国で38万人を超えていると聞いております。また長野県内の要介護、要支援者数は今年度末では9万人を超え、四期プラン終了時の2011年度には10万人以上と推定されております。ますます増加する待機者に対応するため、第四期計画の中で長野県は特養770床の増床計画の中、上伊那広域で180床増床の計画発表は最近なされたところです。この180床の増床について伊那みすず寮で40床、上伊那福祉協会が20床という対応だということを知っております。それでは残りの120床の枠はどこか？これは伊那市が単独で民間施設の誘致に取り組んでいるようでありますが、これは上伊那広域にとって大きな問題だろうと思います。辰野町の施設入所希望者は現在120名程で、その内かたくりの里への希望が90名と言うデータは際立っており、その数字を重く受け止めねばと思います。ここで伺いますが、かたくりの里へ町内から1名でも多くの入所ができるよう強く働き掛けるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○町 長

後段の質問のかたくりの里に対して地元と言いますか、かたくりの里のある辰野町の入所希望者、多く待機者がいますので多く入れるように働き掛けるべきだということのお話であります。できるだけそうしたいとは思っております。しかしこれは特別養護老人ホームに関しましてはこれは上伊那の福祉協会で行っていることでありまして、そこで調節をしております。さきほど申し上げましたが待機者が700名以上ということですが785名も現在いるわけでありまして、そこでどこで空くかとできるだけ希望の方は優先させたいというふうには考えて、我々も声は掛けているんですが空いた所へ入れていくよりしょうがないということでもあります。したがって辰野の人が飯島の越百園（こすもえん）に入ったり、あるいはまた長谷、美和の皆さん方がサンハート美和に入れず辰野に来たり、というようなことが

あります。「その後調節は可能でありますので。」って言いますがそこで住み慣れるって言い方おかしいんですが、介護士さん他慣れてくと家族もご本人もそこからあまり出たがらない「慣れた所が良い。」と言う。でも近い方が良いとかそういうことであれば移動はまた考えたいと思いますが、一かたくりの里だけで辰野町の募集ということは不可能でありますので、できるだけ理に適うような働きかけはしていきたいとこんなふうにも考えているところであります。以上であります。

○船木（8番）

さきほど申し上げました伊那市が単独で120床の枠をですね、独り占めしようとする現状ここに問題があるということで私は申し上げました。このへんをしっかりと確認をしながらですね、善処していくことを期待しております。それと地元の方がですね地元の施設への入所がベターであるということはこれは誰しも認めるころだと思えます。1年に1度くらいの定期的な施設替えを考えておられるかどうかお尋ねします。

○保健福祉課長

施設につきましては利用者さんが個々に施設と契約をいたしまして入所いたします。その後は契約変更は原則行いませんけれども、新しく施設が開所した場合は希望によりまして施設替えをすることができます。ただ中には地元の施設は敬遠するという話も聞いております。120床の伊那市枠でございますけれども、今のところ白紙でございますしてこれから第4期の中で上伊那圏域の中で検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○船木（8番）

120床が白紙ということになれば、なおさら辰野町でも真剣に取り組むべきだというふうに期待をいたします。もう1点、要介護から要支援に変わった方々、要は認定をしてですね変わった方々から「要支援のサービスは名ばかりで受けられるものは非常に少ない。」と、また「サービスの基準が厳しくなっているんじゃないか。」という声を多く聞きます。身体的に弱くなっている者へはことさら丁寧な説明が必要だろうということをお願いをし、またその説明に期待をしながら次の質問に移ります。

今まで介護について質問をしてきましたが、介護に至る前に予防措置をこうじて介護保険の経費を抑えようとする国の方新は一応理解できるものであります。併せ

それぞれに自立しいつまでも自分らしく生活できるよう望むことは万人の願いであります。そのためにも介護予防は介護にも増して最も重要視されるべきものであります。町長が進めてきました介護予防の拠点づくりは多いに効果が期待できるものと思われまますので、今後とも積極的な取組みを期待するところであります。地域の方々が地域ぐるみでいつでも気楽に利用でき、ソフト・ハード両面にわたっての健康づくりは地域力の増進そのものであると言えます。積極的な取組みの一例として先日の新聞で「病院発の生活習慣病対策」という記事を目にしたので、ここで紹介をいたします。それは「メディコトリム」と名付けた健康増進運動であり簡単なトレーニングをこなすだけという手軽さと病院や行政が親身になってサポートしてくれるのが特徴であり、いわば医者付きのフィットネスクラブと表現され、メディコトリムほど、これは近い将来日本人を健康にする特効薬になるかもしれないとも書かれておりました。辰野町においても体力の維持向上を目指した対策の一環になるのではないかと思います。辰野病院の移転新築時には是非これを辰野でも取り入れたいものと考えます。これこそ辰野町民大多数の健康への特効薬と考えますがいかがでしょうか。町長の介護予防に取組む意気込みと、具体的な推進についてお尋ねをいたします。

○町 長

次の質問であります、さきほどご質問の中で辰野町の保健福祉あるいはまた介護予防に対して地に着いたようないろいろ政策であったか、というところに疑問点があるっていうお話がありました。私はできるだけ地に着けたつもりでやっておりますし、辰野町の福祉関係に関しましては施設だけ取りましても特別養護老人ホームそれから福寿苑などの老健、そしてまた民間の方でグレースフルが第1、第2というようなことで相当揃っているつもりであります。ただ議員ご指摘のように造れど造れどキャパが間に合っていないと、もっと大きくしなきゃならない、これは上伊那郡全体で取り上げてく問題でありますのでそれを更に進めて県の枠、そして国に要請してまた補助金も付けて、国の方がある程度造ってしまったらこれ以上許可しないとか認可しないとかいろんなことになっておりますので、しかし在宅介護なども少し国の方も見てる節もありますのでそれらも導入しながら、更に進めていきたいとこんなふうに思っております。そういう中での提案であります、今のメディコトリムというような形であります。辰野町も平成13年から健康推進の生活習慣病

対策としてヘルスアップ教室などもやっておりますし、また共生館あさひヶ丘などにも器具なども揃えた中でこれは健常者であっても、またそうでない方であってもいろんな共用できるような教室などもやっているわけでありまして。今後に対しましてはメダボリックシンドロームなどに介する指導も、町も保健福祉を通じて行ってかなきゃならんとこでありますので、こういった簡易的な今のご指摘のような介護も研究さしていただいて、当然導入していかなくちゃならないとこんふうにも考えております。以上であります。

○船木（８番）

今話のありましたヘルスアップ教室、これの進度化をますます進めながらですね身体的な機能の維持向上に対する設備の充実、ここに力を入れることを期待しながら私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位２番、議席４番前田親人議員。

【質問順位２番、議席４番、前田 親人 議員】

○前田（４番）

町立辰野総合病院を取り巻く状況が非常に厳しいことは周知の事実であり、それでも辰野病院の存続を全町民が切望していることは万人が認めるところであります。が、紆余曲折してきた病院改革の変遷に辟易（へきえき）して、実現可能性を疑問視する声も決して少なくありません。矢ヶ崎町長一期目の最終年である平成13年に新たな長期総合計画マスタープランが制定され、二期目に入った平成14年に現在地での増改築をする方針で基本設計を行い提示されました。しかし平成16年４月に病院運営委員会のウォーターパークへの移転新築答申を契機に、二期目の最終年である平成17年に「病院の新築・増改築について住民の意見を聞く会」が町内各所で開催され、移転新築への方向付けがなされました。増改築計画から新築移転計画への方針転換であります。更に３期目に入った平成18年の１月に住民ワークショップが発足し、ウォーターパークと組合飼料工場跡地の２箇所が適地とされました。そして３月に具体的な移転場所を明示しないままでの予算計上がなされた後、６月に組合飼料工場跡地への移転新築方針が明らかにされました。ウォーターパークから組

合飼料工場跡地への移転新築場所の方針転換であります。そして19年1月には建設業者選定の入札を直前に中止し、計画の延期を表明しました。前代未聞のことでありその理由も県の認可が得られないという、新築移転計画のお粗末さを露呈したものであります。同年12月までに具体的な計画見直しを明言しながら、年が変わってから20年2月になって具体的な移転新築計画を明示しないままに、早期改革プラン策定と20年度着工を明言いたしました。マスコミ各社も決定事項のように大々的に報道をいたしました。早期改革プランと言いながら結果は締め切り間際の策定であり、他の公立病院の改革プランと横並びの策定期間であります。20年度着工と言いながら20年度はもう終わろうとしております。更に21年度の当初予算にも、病院新築移転のための予算は何も計上されておられません。まさに入札中止以来、空白の2年間でありました。早期改革プラン策定と20年度着工という発言の総括も弁明もないままに、病院改革プランには「23年度の新病院診療開始を目指す」と至極当然のように明記されております。当初計画から移転新築年度3年延長の方針転換であります。文字どおり病院改革の方針は二転三転しているわけであります。町民は矢ヶ崎町長の方針と方針転換の狭間で一喜一憂し、歓喜と落胆、期待と絶望の繰り返しに翻弄され続けてきました。移転新築を熱望している町民ばかりか、町の財政事情から移転新築に懸念を抱く町民双方に、怒りを通り越した諦めの雰囲気町内に漂っていることを町長は感じていらっしゃるでしょうか。町民が一丸となって取り組まなければ辰野病院の存続さえ難しいのに、こうした町民の醒めた倦怠感・厭世観（えんせいかん）が蔓延している状況は真に憂うべき状況であります。更にこうした状況に拍車をかけるように、町長は組合飼料工場跡地からウォーターパークへ移転新築場所を再変更する可能性を示唆する発言を、一般質問の答弁や町内各所の町政懇談会等で繰り返しています。時あたかも矢ヶ崎町長3期目の最終年であります。町長改選の時期になると新たな方針が出てくるのは単なる偶然でしょうか。

「仏の顔も三度まで」という諺があります。四度目の方針転換を本当に考えていらっしゃるのでしょうか。三つの条件が揃えばという町長の発言の真意をお伺いいたします。

○町 長

それでは質問順位第2番の前田親人議員の質問にお答え申し上げます。辰野病院移転新築の問題につきまして当時から見えてまいりますと、やはりマスタープランの

作成から現在に至るまで紆余曲折しているとかいうようなことであります。正にそのとおりであったかと思えます。これも町の考え方あるいは理事者の姿勢などでそうなったっていうような言い方をされておりますけれども、これはいろんな説明を行わないままそのようになっているとは私は思いません。それぞれ随時ご説明を申し上げてるわけでありまして、大きな国の流れ末端行政でありますので医療に関しましての医療改革、改革が改悪だと私は思っておりますが、またこれは長く続かないと私は見ておりますが、こういう中の憂き目にあってきたるわけでありまして、第一回の移転新築の計画、いよいよ予算を執行しまして入札に入る時に中止したのは医師不足が進んだわけだからでございます。次の問題に対しましては、いよいよという時に対しましてはこれは改革プランが公立病院全部に課せられたということでありまして、こういうことの中で住民の皆さん方も、報道の皆さん方もお分かりいただいてそれなりの報道もされておりますし、私もそのように皆さん方にお話を申し上げていて、やはり国の問題に関しましてはね、つけてやっていけと言え、それやったかもしれないけれどもそれは不可能なことでありますので、たまたま辰野病院の移転新築の時に大きな改革の流れが掛かってきてしまったと、同時に診療報酬はドンドンと下げられ医師不足は更に進んでいるとこういう状況下であります。しかしどうしても辰野病院は移転新築してかなきゃならない非常に無理な中、やっぱり民意も根底的な民意はやはり造れという期待が多いわけでありまして、それに向かって進めてるところであります。さてその中で四度目、条件揃えばということで今の辰野病院で購入いたしました飼料工場跡地から更にまたウォーターパークの跡場所へなどへ移すというようなことも考えられるというようなことであります、これ一つ取りましてもやはり保健福祉医療が合体的にまた国の方が変わってきたというようなこの20年度でありました。メタボリックシンドローム他であります。そういうことになりますと更にまた病院の運営ということも少しでも有利なまた経営がやっていきやすいような病院、同時にまた辰野病院の使命というものも段々この1、2年の中でも明らかになりつつあります。しかしこれとて固定的にそうだというふうに断定できるものではありませんが多分そうであろうというようなことの中で、やはり温泉利用ということも考えられるということでありまして、しかしそれには今議員もおっしゃられましたように、大きな三つの条件があるのでそんなに簡単にはいくものではないというように考えております。その飼料工場跡地に対しまし

てのやはり2億8,900万円ですか、約3億近い投資がありますのでその投資に見合う以上のやはり収益性が上がるような、出したお金の有効性が図れるかどうかの一つ、同時にまた地域住民の皆さん方がまた病院でないなにかその有効性のあるものを、例えばそこへ持ってきたとすればそれを歓迎するかどうか。同時にまたいくらこうあるべきだっけと決めつけましても、辰野病院の医局の方でそれが賛同できるかどうかということで医局の先生方のご意見も大事であります。同時にまた温泉があるからといってそちらに持っていきましても非常に制約がありまして、都市公園という一つの枠がはまったままではできませんので、外れるかどうかと非常に難しいことになります。したがって3つ、4つ大きな関門が通らなければそれはできないことでもあります。ということでもありますから、しかしその方がベターであろうというふうな今、国の流れの辰野病院のおかれた環境であることも事実であります。しかしそれはどうしてもそれをしなければならないということではありませんので、そのへんも考慮しながら進めていかなきゃならない。現在はなんかさきほどご粗末なもので県の方が通らなかったとかいう話がありますけれども、そんなことがあったのかどうか私は分かりませんが、現在は公立病院に課せられました改革プランこれを県を通し、国を通していく、これが早く通るようにしなければならぬと。それができないと大きな足かせとなって何もできないということ、このへんは深くご理解をいただきたいと思っております。これが町が望んだことではありませんでした、総務省から出てきた問題です。それ今までは問題、病院に関する問題は厚生労働省の管轄です。しかし総務省がそのことを地方自治体にいつてきている改革プランでありますので、これもイヤだとかおかしいとかいろいろ言うことはよく分かっておりますけれども、やはり末端行政でありますのでそれにしたがってその認可を取って、それからじゃないと進めないということでもあります。一刻も早く建っていかなくちゃならない、住民要望も分かっています。また住民の皆さん方も一部そういった流れが複雑怪奇に動いてますのでご理解されない方はいろんな見解を持たれるかと思いますが、こういった機会あるいはまた他の方法、機会ある毎に今までの流れもご説明申し上げながら今後に対して早期新築移転できるように努力していきたいと。以上であります。

○前田（4番）

今のその答弁ではっきりしないのは、ウォーターパークへの再変更が可能なのか、

非常に難しいので可能とすれば可能だと、あるいはそちらに向けて真剣に動き出しているのか、そこらへんがよく分からないんですよ。町長のリップサービスでしゃべっているのか、真剣にそのために組織が動き始めているのか、そこらへんを確認いたします。

○町 長

さきほど言いましたように温泉付きの方だということになりますと三つって言いますか大きく三つですが、あえて加えますと四つの条件などというふうに細分化すれば同じであります。これに対しては私なりに調査はいたしております。て言いますことは、辰野病院のこの1、2年の中で与えられた任務ですかね、あるいはより病院としての特徴を出して辰野病院として少しでも皆さんに信頼される、しかも辰野病院の課せられた、大、中いろいろありますしまた地域連携型とかいろいろあります。こういうに変わってきた中での辰野病院の任務を遂行するには、より良いのではないかなと思われる節もありますのでやっておりますが、軽々にはそれはいかないと思います。現在は飼料工場跡地へ建てることになっております。したがってもう少しこれは精査できないと発表もできないことでもありますし、同時にまた住民の皆さん方の要望もあるでしょうし、しかしそういった大きなクリアができない限りはこれはなかなか進まないことである。また発表もできる正式に発表できる状態でもない。以上であります。

○前田（4番）

そんだけの余裕が現在ないと思います。また後の質問で聞きますけれども。その第一の条件である都市公園の用途変更が絶対無理だということで、平成18年6月に組合飼料工場跡地への移転新築を決断した筈であります。当時となんら状況は変わっておらず用途変更の可能性は低い筈です。町長が言っていることは、当時の町長発言と決断に矛盾していますし、自ら、自らの決断を真っ向否定していると受け取られかねない発言であります。第二の条件である組合飼料工場跡地の処分についても未曾有の経済不況の昨今引き受け手が現れるか、が不可能に近いことだと思います。町長の言っていることは平成18年9月の2億4,800万円の巨費を投入した病院用地取得が無為無策、無計画で無謀であったと自らの失政を認めたと受け取られかねない発言であります。更に新築移転場所を変更した場合に伴う実地設計委託料やウォーターパーク取り壊し費用等の費用増大に対しての説明が欠落していることを見逃す

わけにはいきません。以上のように多くの問題を内包している町長発言、新築移転場所変更発言であります。いずれにしても真剣な議論の場において都市公園の用途変更ができたなら、土地が処分できたなら、医局の同意を得れたら、三つの条件が揃った等ならば、発言は厳に謹んでいただきたいと思います。不毛の議論に終止してしまう可能性があります。ならば、発言が許されるならば、平成14年の方針どおり常勤医師が15名いて経営状況も良く、内部留保資金にも余裕があった時期に増改築していれば、あるいは20年度に組合飼料工場跡地への新築移転工事に着手できていたら、言い出したらキリがありませんし私はならば、でもってこの場で議論するつもりは毛頭ありません。町長がさきほど言った16年の新臨床研修医医療制度の発足に伴う医師の引き上げがなかったら、18年の医療制度改革に伴う診療医療報酬改定や療養型病床の大幅削減がなかったら、19年の地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定されなければ、公立病院のガイドラインが公表されなければ、全てが言い訳になってしまいます。刻々と変化する社会情勢に臨機応変に対処し適時的確な判断をして欄曲を乗り越えるのがトップの役割であります。そうしたことを踏まえて次の質問にいきます。

辰野病院の公立病院改革プランによれば、当初の建物（昭和44年）が現在の耐震基準を満たしておらず、また療養環境の整備も急務となっており、移転新築を病院の現体制、上伊那北部の1次・2次医療を担う病院を維持、経営の改善策と位置付け計画。現状の病院機能を維持するとともに、在宅復帰を目指した回復期機能を有する病院計画。目標平成23年度4月診療開始予定。一般病棟60床、回復期病棟40床、透析28床、訪問看護ステーション併設となっております。また平成21年度辰野町一般会計及び特別会計の予算説明で、町長は「辰野病院の移転新築については、公立病院改革プランの審査を経て具体的準備に入っていきます。」と表明しております。改革プランどおりに、23年4月に新病院での診療開始を目指すとなれば、建設工事並びに移転準備に要する期間を最低1年と見積もれば、遅くとも来年の3月には建設工事に着手しなければなりません。となれば1月には建設業者選定の入札を終えなくてはなりません。そのためには本年9月の定例議会には実施設計委託料の補正予算を計上し、議決後に実施設計を委託し、提出された設計図を基に微細な設計変更を加えて、12月には確定した実施設計による工事費の補正予算を計上し議決を得なければなりません。9月の、本年ですよ今年の9月の定例議会に実施設計委託料

の補正予算を計上するため、準備期間に3箇月必要とすれば6月には明確な方針を打ち出さなければなりません。こうして逆算してきますと残されている時間はわずか3箇月であります。右往左往している時間的余裕はないのであります。今更移転場所を変更する云々なんてことをやってる余裕はないんじゃないんですか？決断の時が迫っております。決断とは決めて断ち切ると書きます。すなわち決めて切り捨てることです。トップが決断する時は何かを断ち切る、切り捨てる覚悟が必要であります。故にトップの発言は重いのであります。トップが決断するプロセスは問題を認識し、多くの情報を収集し、その情報を綿密に分析した上で選択・決定し組織内に命令・伝達し実行となります。町長が病院移転新築問題に悩み、苦しみ、苦悶している姿は充分承知しておりますし、当町にとって辰野病院の存続が、町民福祉にとって絶対必要であるという町長の思いに疑念の余地はありません。しかしこの度の23年度開院開始という決断がちゃんとしたプロセスを経て、熱い思いと、硬い決意と覚悟をもった決断であったかどうかは、甚だ疑問であります。3年以内の黒字化という改革プランの枠を病院建設という特殊事情により5年以内にするという単なる先延ばし策ではないのかという疑念も湧いてきます。町長の決意のほどをお伺いいたします。

○町 長

次の質問にお答えを申し上げます。この病院の問題、大きく根底はですね国の医療政策で揺さぶられてるっていうことを根底に置いていただきたいと思います。私どもが勝手に揺れ動いてるとかではなくて、そんな中であつても大変厳しい問題でありますからより良いものを、あるいはより良い場所にとか、より良い時期にとか少しでもやってるわけではありますが、今現在はあくまでこの改革プランが通るかどうかにかけているわけであります。言ったからどうの、決断したからこうのって末端行政ではできない部分がありますのでそのへんはよくご認識いただかないと、こういった町政をやってくのにあの時こう言ったじゃないか、大きく末端行政っていうのは揺れ動かされてる中で付いて行かなきゃならん部分もあります。反発してやらなんでも良い場合もありますけれども、こういったやはり規制がんじがらめの病院事業でありますから、看護婦さん一人までも何床に一人、10床に一人とか7床へ一人、全部決まっているわけであります。こういった中での流れの中ですら、まず改革プランが通らないことには何とも言えない。これに関しまして日程の

話もありましたので病院の事務長の方からお答えを申し上げたいと、こんなふうに思います。より良い可能性を求めているわけでありまして。一度決めちゃったからかたくなにそれをずーっと押し進めて、もっと良い選択もあったのに、あるいは部分変更があったのにしないなんてことは、これは末端行政としてやるべきことじゃないです。少しでもできることは乗っていかなきゃならないとこういうことでもあります。その病院の飼料工場跡地問題に対して今さきほど言いましたようにくどい話でありますけれども、より回復期の問題あるいは亜急性期の問題、あるいは療養型の問題が明示されてはっきりしてきたということが上げられてきます。前はそうであろうとか、中核病院が急性期であろうとかいろいろ言われましたが、より明示されてきた。同時に保健福祉医療が合体的に取り組んで連携を持ってやらなきゃいけない時に、ここで見えてきたということですね、ここでと言うかこの半年か1年ぐらいの間に見えてきた、ことでありましたらそれに対して対応することも当たり前のことでもあります。あまりこのなんですか一つの国をやっているような、ここで法律を全部作ってやってるような見解でビシビシと言ってくるってのは当を得ない部分も多分にあると私は見ております。臨機応変と言いますから、臨機応変に対応するところはしてかなきゃならない、であるが故にこのように今現在進んでいるものだというふうに思います。その中で一番可能性の高い、また住民にとって良いもの、また病院にとって少しでも良いものを変更があってもやってかなきゃならないと、こういうことでもあります。当初荒神山跡地に対しましては、あの時に無理だからっということであって、また無理なことやってる。矛盾してるんじゃないかってこうことではありますが、あの時点はあの時のもう入札発注、またお医者さん方や医局の方の考え方の中も「いや今と違うじゃないか。」ってそのことあまり責めてもらいたくないんですけれども、それは時と場所をいろいろと流れが国の流れがあるので、こう変更してきているわけではありますが、急いでやるには無理だということでもあります。しかし時間を掛ければ良いとも限りません。したがって研究させていただいて、今はさきほど言いましたように決定事項としては飼料工場跡地というふうに決まっておりますのでそこへ建てる方向で、更に研究を加えていくということでもあります。研究がよりベターであればまた住民の皆さん方に披瀝（ひれき）しご意見を聞いて大急ぎの中で、そしてご賛同いただいた方向でやってくとこういうことでもあります。日程に対しましては事務長からお答えいたします。

○辰野病院事務長

それでは改革プランの日程についてのご説明をしたいと思います。当病院はお盆過ぎから住民の説明会等、説明を行ってきたわけではありますが他の病院に比して遅れたという感じは持っておりません。早く策定するために鋭意努力してきたつもりであります。その中で当初1月2月頃の議会あるいは全協の方にご報告申し上げるということを行ったつもりではありますが、若干の遅れはあったところではありますが、そのようなことで推移してると思っております。それと策定の提出の時期であります、県の方にのまだ国の方から明確なこんなような形で出せという指導が来てないということで、こちらの方も事前にヒヤリング等受けてるわけなんです、いつまでということもなく県の方ももうしばらく国の体制等が固まった状況ということで回答がありました。この3月の末、正式には県の方の提出には4月末までに策定のできてる所は報告せよということでありますので、報告をしていきたいと思っております。以上です。

○前田（4番）

勘違いされては困るのは、私は一旦方針を決めたらね、組合飼料跡地に早く建てるようにしろということ言ってるつもりは全くないわけであります。ただ町長がそういう具合に言うからそれを言ってるわけです。平成14年の増改築方針に基づいて基本設計委託料3,500万円、平成18年の組合飼料工場跡地への移転新築方針に基づいての現地設計委託料約7,100万円、土地購入費2億8,000万円、その他もろもろで既に4億円近い巨費が投入されている事実を忘れてはならないのであります。政治はいかなる理由があっても結果責任であります。土地代をさっ引いても1億円以上の公金が支出されていながら、矢ヶ崎町政12年の間辰野病院に関して言えば結果的に辰野病院の改革は遅々として、進んでいないのが現実であります。またその間、病院改革の議論に真剣に参加した医局や病院職員や各界各層の町民が費やしたご苦労と膨大な時間を忘れてはならないわけです。改革プランの最後に平成23年度病院診療開始を目指すが見極める中で、時期が延びる場合は現病院にて計画を始めるといふ具合に明記されています。組合飼料工場跡地に拘らなくてより良い病院を建設したいというのであれば、思い切って勇気ある撤退を宣言するのもトップである町長の責任だと思います。非常に厳しい環境であるっていうことは町民誰しも分かってるので、変に夢や希望を抱かせるんじゃなくて現実を知っていただい

て、状況が好転したら新たに真剣に考えますよという方針を打ち出すことが、現在の町長がすべき重要な決断でないかなと私は思います。そのことについて町長の所見をお伺いいたします。

○町 長

その前段の方に病院の問題が遅々として進んでないということなんですが、今まで費用ももちろん必要なところは掛かっているわけでありまして。しかしその中に非常に変化があったということ、無理からぬ理由があるということをよく含んでいませんと、ただいたずらに延ばした、遅々として進んでないこれでは子どもの、子どもって言い方も失礼ですけどもあまり分析されてなんで、悪いとこだけつなげた話になってくところというふうに考えられます。全部理由があってここまで進んできております。なお遅々として進んでない、行政は結果責任だっていうことでもありますから、やはり私もそう思ってますのでそういう方向性を早くつけて、そして移転新築に向かってまっしぐらに進んできたいとふうなことで現在は考えております。したがっていまして撤退、現在の自体の撤退ということは今の分析上、私は考えておりません。それとやはり建築法も変わってきておりますしね、当時と。姉齒事件などがあって構造計算、それでストップしたものがそのまま使えるかっていうとその時点でそういうことができなくなっちゃったということで、確かに国がこのように医師不足あるいは診療報酬を削減、同時にややもすると病院を減らすんじゃないかっていう方針が相当取られております。ある一定の時期まではそれが進むだとうとうというふうに私は見ますが、この間に対してはとても病院に運営も大変なことであるしまた新築、その中で泳いでいくということもとても大変なことであると、この中を今切り抜けてやろうとしている最中であるところのようにお取りをいただきたいとこんなふうに思っております。少しでも情報を沢山取る中でより良いものを構築するように向けて努力をしてまいります。以上であります。

○前田（４番）

どうも最後まで議論が噛み合わないわけですけども、私が町長が言うようにいろんな要因があったっていうことを知らないわけでもない、３回の方針転換に対して私は３回とも理由があるから賛成してきてるわけで、重々承知なわけですが。ただそれは議員と理事者という立場でお互いが理解しているからできることであって、

町民はそんな細かいところまで分からないんですよ。結果なんですよ。だから政治は結果責任って言うんです。いろいろトップは言い訳をすべきではありません。それだけ申し添えて私の質問を終わります。

○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時40分とします。

休憩開始 11時 26分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席13番根橋俊夫議員。

【質問順位3番、議席13番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（13番）

それでは3点について質問をしていきたいと思っております。未曾有の経済危機が進行をしております。今朝の『朝日新聞』の報道によりますと「東証はバブル後最安値26年ぶりの水準、退職募集企業2箇月で81社、はや昨年を超す、また県内では生活保護に雇用の影、増加率が全国最大」と報道をしております。また昨日の『長野日報』は上伊那医療生協とブラジル国籍住民が今年の2月に立ち上げたSOSネットの活動でこれまで3回のべ174世帯に米やジャガイモなど約4tを直接配給してきたが、支援を求める人が増え配給物資が不足していることを報道をしております。辰野町の状況について最近私は自分自身の認識が甘いのではないかと自問をしております。町は昨年末から不況対策相談窓口を設置し、融資や住宅確保などの対策に取り組んでいるわけですが、この約2箇月間の実績とそれから伺える辰野町民の生活実態について町長はどのように捉えているかまずお伺いをいたします。

○町長

アメリカ発の世界大恐慌という形の中で怒濤のように押し寄せてきておる高津波が世界中を襲ってる、このことに対しての町の認識ということでありまして、ご多分に漏れず仕事が非常に減ってきている。したがって解雇も進んでる。特にまた臨時職員の方だとか更にはまた一番最初に会社側からいうと、辞めてっていただくと

いう形の中に入っている皆さん方、とても大変なことであろうと、外国から来てる方は辰野町ではあまり大きな影響はないと思いますが、この近隣見ましても相当本国へお帰りになった方もあるだろうと、こんなふうなことであります。そういう中で仕事が全くないかという業種によっても違いますけれども、ある一定例えば2割とか3割仕事があるとかいう場合に、優秀なやはり技術職員はやはり辞めてもらうわけにはいかない、それもこなさなきゃならない、こりゃまたいつか景気回復した時に有効に働いていただく大事な労働力資源であるというような考え方の中で、経営者もままならない状況であり、1週間の内3日も4日も休む所が出てくるとか、また在庫調節で急に出た時に対応してるとかいうようなことで大変なことはよく分かっております。これに対しまして町に対しまして前にもお話申し上げましたとおり、町の不況対策窓口などの緊急相談口も作りました。これに関しましてまた課長の方からその実態をお話を申し上げたいと、こう思っておりますが年末年始の休日中は特に相談なかったものの、現在に至るまで2月末までっていうことになれば町融資の相談が14件ぐらい既に来ていることも事実であります。そして更に大きな貸し出しなども12月はこの窓口に来たっていうんでなくて、産業振興の方の課の関係であれば12月には800万円、1月には2,515万円、2月には1,000万円というような融資もいたしております。もう少し枠が沢山余ってますので、これに対して利用いただきたいというふうなことも促してる部分もあるんですが、なかなかこの借り方の方も仕事がなくて苦しいわけではありますけれども慎重で、借りたものは返さなきゃいけない、返す目処が立たないので借りれないとこういうふうな方も中には企業的にはあるようであります。もちろん個人融資などに対しましてまた、保健福祉課長の方からもお答えを申し上げたいと思いますが、いずれ現在大変な状況になってきております。現在の把握はそんなところであります。もちろん早くこの波がこれ以上深くならず、早く回復していただくことを望んでるものであります。

○社協事務局長

12月21日から3月6日までの町社協の暮らしの資金、並びにびに勤社協の生活福祉資金の状況についてお知らせしますが、相談件数は町の暮らしの資金でありますけれども相談件数は12件ありました。それから貸し付けが9件、貸し付け金額とすれば33万5,000円ということで、その内派遣等で解雇のという原因がありますけれども12件中6件であります。それから過失も6件、それに対する貸し付けが

24万というような図式であります。それから県の社協の生活福祉金、緊急小口資金でありますけれども、これ現在はありません。以上であります。

○根橋（13番）

実はですね今度の議会に備えて私は3月5日の日に町のホームページの不況対策相談窓口のところを見ました。そうしますと驚くべきことに、内容を見てですね驚いたことは「資金融資については年末まで、住宅斡旋については3月31日まで、生活福祉資金については12月30日まで、納税相談についてはいつでも」という、こういう内容になっていたんですね。私これはまずいと思って早速指摘をさせていただきましたところ6日には更新をして、締め切りがないような形に今は変わっておりますけれども、社会福祉協議会のページそのものは依然として従来のような内容になっております。この2箇月間もしホームページから町の不況対策を見た方は、もう資金融資や貸付はもうやっていないんだなというふうに判断されたと思います。いったいこの間のホームページはどのように管理されていたんでしょうか。またこの年度末を控えて報道によれば、いわゆる2009年問題によりまして100万人の方が新たに派遣切り等で職を失うとも報道をされており、雇用情勢は更に深刻になってくるとの見方もあります。こうした状況の中で何ていうんです役場全体気が緩んでいるのではないか、そのうち町長も今波がそのうち去ってくればなんて言いましたけれども、さきほど私の反省も述べましたが、これは未曾有の危機ではないかと。未曾有ということは100年に1回ということはですね、もう戦前からっていうことです。終戦直後の経済的な困難にも匹敵するあるいはそれ以上の経済危機が待ち受けているのではないかという、そのぐらいのやっぱり緊張感を持って町民の生活安定のために対応していくのが役場の仕事だと思いますけれども、この間の相談窓口の対応実態とはなぜこのようになっていたか説明をしてください。

○総務課長

今町の不況対策相談窓口のホームページの関係、ご指摘をいただきました。この不況対策相談窓口の何て言いますか、責任部署は総務課の危機管理室、危機管理係が対応しているところでございまして、産業振興課、建設水道、保健福祉、それから住民税務課、まちづくり政策課、それから総務課、社会福祉協議会というふうにそれぞれのところからデータを取りながらやってるところであります。総務課につきましては、この不況対策相談窓口から職員の臨時職員の募集の関係、それから何

て言いますか緊急雇用で募集しているものにつきましては、そっからリンクできるように入力を募集と同時に入力をしたところでごさいますけれども、社会福祉協議会につきましては若干更新が遅れておりまして、大変申し訳なかつたと思ひますけれどもそういうことで、これから最新のデータで更新できるように対応してまいりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○根橋（13番）

いずれにいたしましてもね、大変な事態なんですよ。ですからやはり町は総力を挙げてやはり一刻も早く困つてる方に対して手を差し伸べてくという緊張感を持って対応していただくことを強く要望して次に移ります。

6年程前に小泉政権が誕生した時に国民に向かつてなんと言つたか、「規制緩和による構造改革なくして日本経済の発展はない。国民には少しの痛みを伴うけれどもセーフティーネットがあるから大丈夫だ。」とこのように言ひました。セーフティーネットすなわちこれはサーカスのいわゆる安全の網であります、に例えられるところの行政におけるこの安全の網とはどのようなもので、いったい何処にあるのでしょうか。そしてそれは果たして今機能をしてるのでしょうか。日本国憲法が世界に誇る条文の一つである第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定をし、国に対して福祉・医療・公衆衛生の増進に努める義務を課しております。この規定の具体化が政治の課題であり、精一杯努力しても立ちゆかなくなつた国民に対して、人間として生きていくのに最低限の生活を国が保障するための救ひの手を差し伸べる手立て、制度がセーフティーネットだと私は思ひます。そしてこの条文を根拠に法律に規定があり、町は条例により必要な規定を置いているものと理解をしております。さて町民税の内、所得割額の算定については前年の所得により計算をされます。したがつて21年度の町民税額の課税にあつてはほぼ例年並みの課税となる方が大半と思ひれます。なぜなら20年度の秋口までは経済は比較的順調であつたからです。ところがさきほどから申し上げてるとおり年末から事態は一変をいたしました。しかも今まで経験したことの無い事態であります。すなわち自営業者では「仕事が全くこないあるいは殆どない、毎日どう過ごしたら良いか途方に暮れる。」「昨年のですね春から正社員として就職したのに電話1本でクビになつてしまつた。」などなど収入が途絶えてしまつた

町民が増大をしてきております。町税条例第51条第2項を見ますと「町長は当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者に対しては、町民税を減免する」と規定をしております。また国民健康保険税条例第24条では「失業、事業の倒産または廃止等特別の事情により著しく担税力を失うにいたったときは国民健康保険税を減免することができる」と規定をしております。さらに介護保険条例第9条では「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したときは保険料を減免する」と規定をしております。そこで伺いますけれどもこれらの規定を適用する場合とは具体的にどのようなケースでしょうかお答えをください。

○町長

次の質問にお答えを申し上げます。町の税金の部分であります但町民税、国保税の減免についてということではありますが、町の方も条例を持っておりますので条例に沿ってそういった申し出があった場合には適用していきたい。詳しくは課長の方からお答え申し上げます。

○住民税務課長

只今町長が話をしたように条例によって町議もご存知だと思いますけれども、それぞれの減免条項決まっておりますけれども、税の関係といたしましては普通に納めていただけない方、未納の方、滞納されたような方に対しましては納税相談を行って行く中でその状況を聞き、それが減免の条項の対象になるかならないかそんなことを見ながら減免をしているところであります。国保税につきましては昨年新たに後期高齢者医療制度が入りまして、今まで被用者保険に入っていた被保険者の本人が長寿医療に行ってしまった場合、この場合には減免の措置があるようなことで、こんな方も減免をしているところでありますけれども、町民税については今のところ特に個人はございません。固定資産税につきましては災害とか公衆浴場などについての減免は今適用されている方もあります。以上であります。

○根橋（13番）

お答えいただいてないですね。今お聞きしたのはですね、その具体的に今述べた例えば町税条例についてですね、その具体的に対応できるケースはどういうケースかっていうことをお聞きしているんですが、それについて答えてください。

○住民税務課長

町民税の減免でありますけれども、生活保護の規定による保護を受けるような状況になったような者と、当該年度において所得が皆無になって著しく困難となったあるいは学生とか生徒、こんな条例に書いてあるところでこれではお答えではありませんか。

○根橋（13番）

今の説明、さきほどの説明はいろいろ相談に応じて状況に応じてただ言ってるだけで、さきほど申し上げましたように51条のですね2項「所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者」これは町長は減免できるじゃなくて、減免するんですよ。非常にこれは良い規定だと思うんですよ。町長が率先してするんですから。これが今の例えばさきほど説明ありましたように、良いですかリストラをされてもう収入がなくなってしまうって言う場合はどうなりますか？

○住民税務課長

これに該当することになれば減免することになると思います。

○根橋（13番）

ここにですね、ある方が平成20年12月22日に国民健康保険税の減免申請をした書類とそれに対して町が不承認をした通知を持っております。その理由はですねこの方は今まで勤めていたんですけど、そこが廃業になったために収入が全くなくなってしまったと、国保税第7期分3万6,700円を、その分だけですよ、7期分だけを何とか減免してもらえないかという申請に対して、町は何て言ってるかというところ「未来継続的に納税が困難と認められる担税力の薄弱な者には減免は認められ、失業により一時的に収入がほぼ皆無になったことが直ちに減免事由に相当するとはない。」って書いてあるんですよ。これどういうことですか？

○住民税務課長

その時の判断はその文面に書いてあるようなことで判断をさせていただきました。

○根橋（13番）

その時どういう判断されたか分かりませんが、いいですか？もう一回言いますけれど、失業して収入がないんですよ。その場合は申請をすれば認められるん

ですね。そこだけ確認をしたいと思います。どうですか？

○住民税務課長

国民健康保険税の減免、24条にありますけれども「失業、事業の倒産または廃止等特別の事情に著しく担税力を失うにいたった時」であります。失業、事業の倒産でありますから、収入がなくなっていることは確かでありますけれどもそのことによつてすぐ明日から担税力がないかどうかというこの判断もありますので、その時にはそんな判断をさせていただきました。

○根橋（13番）

ですからこれは国民健康保険税よりももっと町税の方ももっとね、町長やるって言ってるんです、これはできるんじゃないかと、町長はやるって言ってるわけですからやっていただきたいんですね。これからというのは更にこの年度末を控えてね、相当職を失う方が出る可能性があるんですよ。特に例えばお二人で例えば県営住宅に住んでおられる方とか両親と住んでない方とかね、要するに家計そのものを支えてた方が離職というか失職する、そうすればすぐ困るわけですよ。あるいはその自営業者の方も仕事がないということは自営業者の場合はないということは、明日から収入がゼロなんですよ。それでこれは税金だけじゃなくていろいろ電気からなんだか一杯払わなきゃいけないです、生活できないんですから。だからそういう中でやっぱりこの税金に対してね、これずっと減免しろなんてことではもちろん制度上あり得ないわけですよ。収入がまた増えてくれば当然納めていくのが当たり前ですけれども、現瞬間でこの納税できないというケースっていうのは増えてくる可能性がある。そういう中でね私が気になるのはね、未来継続的になんてなんでこんな表現が出てくるかってことですよ。税金は単年、単年でやってんですよ、予算主義でやってんですから。だからこの根本的な考え方がもう間違っているんですね、これ。未来なんで未来のことまでこんなこと出てくるのかと、今のことを言ってるんですよ。どうですかそのへん、だから今の時点で判断する、未来のことなんか誰も分かんないじゃないですか。だからその今のこの今の時点で生活が困窮しているかどうかという事で判断していくべきじゃないでしょうか。

○住民税務課長

仕事なくなった、そのことは事実です。その日のその時の収入はありません。ですが今まで働いてきたわけでありますから、それが失業保険になるのか今までの

蓄えがあるのかその時、明日からすぐゼロってことはありませんので、将来的にわたって、じゃあその将来の話は今はまだあると判断して今は減免はしない、これがずーっと続いた場合には減免の対象にもなる、っていうような判断です。

○根橋（13番）

いずれにいたしましてもね、この納税ということについては従前以上に親身になって相談をしていただいて、それで免除ができる者は免除して頑張ってもらおうというようなことをね、やはりそういうメッセージを町から出していかないとこれは死文化しちゃうんですね、この条例がね。だからそういう意味でこの町税、国民健康保険税、介護保険税に限らずいろんないわゆる私がすればセーフティネットとして捉えられてる制度、この運用についてやっぱ積極的にね取組みを町長の方からも指示を出すべきだと思いますけど、町長いかがでしょうか。

○町長

今国保の問題の方の今条例今調べておりますが、住民税の方は町長が減免できる規定であります。しかしできる規定であろうが、やる、減免する規定であろうが、できるだけこのことを適用できるようなふうにもた指示をして、そうかって理屈は理屈になってくるんですけども、近未来的とかそういうふうなあるいはまたそういったことの、語・言葉の問題はともかく、辞めてもまた1、2箇月で仕事がある可能性だってあることもある。したがってそのへんをよく見極めた中で、本当に生活困窮になった方に対しては適用するように努力をするように申しつけていきたいとこんなように思います。

○根橋（13番）

是非そういう形で職員全体がこの事態、100年に1度とも言われている異常な事態に対してやっぱり対応してくことを望んで次の質問に移りたいと思います。

今のこのような景気が非常に減速をしてくる中で、国内経済が輸出に依存しない構造への転換が必要と言われております。そういう意味でも地域経済をいかにこの規模を大きくしていくか、そのことが非常に重要でありその意味では辰野町の商工業に加えまして、この間若干元気がないって言いますか、そういう意味では衰退をしてきている観光、農業の振興についても大きなやはりここの支援を行政としても支援をしてく中で、これを発展してけば新たな雇用を生み出し地域経済に大きな貢献をしてくものだというふうに考えます。観光振興について考えた時に従来から町

としてもほたる祭りを除いてですけれども、また上伊那全体としても観光に対する取組みが非常に弱く、観光消費額、いわゆる観光によって地元に着るお金というのは県下最低になっております。そういう中で県は昨年度から「観光立県長野」再興計画を定めて取り組んでおりますけれども、その柱の一つに「笑顔・あいさつ・おもてなし」実践プロジェクトというのがあります。昨年の第60回ほたる祭りにおいては、信州豊南短期大学の取組みと学生の皆さんのご協力によりまして「ほたるガイド」が誕生し、大変松尾峡などで好評でありました。これがほたる祭り実行委員会で作り出したパネルであります。これを持って学生さんのガイドがほたるの一生というのを観客の皆さんに説明をして、非常に公表を得たというふうに聞いております。これからの町の観光振興を考えた場合にほたる祭りだけではなく、さまざまなイベントや伝統行事、更にはいろんな団体の皆さんの宿泊客に対しても辰野町の自然や歴史、文化などについてガイドすることは極めて重要なことであると考えます。過日公務で北信の信濃町を訪れた際に、20人くらいのボランティアの方々が5人から6人に1人付いていただいて町の自然についてガイドをしていただきました。新しい発見もあって信濃町に親しみが持てました。今求められてる観光の一つは地元の人々のふれあいにあるとも言われております。具体的に伺います。町で育成講座を開くなどして、観光ガイドを育成してく考えはないか伺います。またほたるガイドに関して実は信州豊南短期大学では、本年度はカリキュラム編成上の理由から昨年度のような取組みは困難とお聞きしており、ほたる祭りに関しては早急な取組みが必要と考えます。当面ほたる祭りに向けてほたるガイドの要請を急ぐ必要があると考えますが具体的な取組みについてどのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

○町 長

次の観光ということでご質問であります。議員ご指摘のとおり村井知事の下で長野県が観光立県という謳い出しをしているわけでありまして。我々もその傘下にありますので、また辰野の観光資源ほたるもありますけれどもほたるだけでなく、ほたるの15万人というのは多くも見えますし少なくも見えます。高遠の桜はもうこの倍ぐらいいはあるでしょうけれども、非常に長い時間昼間でも夜でも良いわけですが辰野のほたる夜に集中するわけでありまして、そういう中での観光ガイドという話であります。集中する中の15万人っていうのは非常に大勢の人に聞かれる可能性があるとい

うことで、本当はできれば町中ガイドというふうなことを村起こしでやってる場所もあります。みんなが勉強していただいて最低ほたるならほたるに対しての案内はできるようにする。あるいはまた辰野の観光資源であります、しだれ栗他沢山ありますのでそれに対しても一応の簡単なマニュアルなども作成して、一応覚えていただき説明をしていただけるようにする。同時にまたそのプロまでいかなくても豊南の短大の生徒さんが、昨年だと大変に効果を出していただいたとこういうことは私どもも高く評価いたしておりますので、そういうところを中心にまた観光を案内できる、少しの勉強を更にしていただくオーソリティーと言いますか、大体バスガイドさんまでいかなくても案内ができるようなことはしていかなきゃならんだろうと、確かにそのとおりかと思えます。辰野には歴史、文化あるいはまた芸術そして観光、いろいろあるわけですので総じて教育委員会の方に、もちろんこの産業振興にも関わっておりますけれども、一つの窓口を設けて観光案内開発などにも進んでいきたいとこんなふうに思っておりますのでお願いをしたいと思います。

○根橋（13番）

是非観光ガイドについては上伊那でも伊那市などで緒についたところでありましてけれども、あまり最初から専門性を求めることもないと思っておりますので、できることから始めていくということが重要かと思うわけでありまして。是非取組みを進めていただきたいと思うんですが、次に移りますけれども、そうしたガイドとともに今必要な役割がその観光におけるコーディネーターの存在だというふうに思われます。と言いますのはこれからの観光というのは、今までの団体中心ではなく家族やグループ中心のしかも自分自身の考えで行きたいという、そういったオリジナルな観光が主流と言われており、中身的には農業の収穫体験だとかあるいは伝統文化への参加、あれやそれやを通じて地域住民のみなさんとのふれあいが非常に求めておられていると言われております。したがって今の今までような単に観光パンフレットを見て行くとか、あるいはホームページだけ見て行くっていうだけではやはりそういった何処にどういう方々がいるかはよく分かりませんし、地域の人々とのふれあいという点ではなかなかきめ細かい対応はできないと、したがってそういったことについて町の状況をよく知った方がコーディネーターとなってその人の希望、時間的なあれだとかいろんなことに沿った形でやはり組み立てて、その人の要望に応える形で組み立ててあげていろんなアドバイスをしてあげる。そうしたコーディネーターが

存在すればですね、非常に有意義なその人にとっても観光ができるというふうに考えるわけであります。こうしたコーディネーターを育成・配置を今考える時期にきているというふうに考えますが、このことについてどのようにお考えか伺いたいと思います。

○町 長

農業の方につきましてはまだ深い質問でないと思いますので、後回しにしまして今のさきほどの観光、まあ農業も含めてでも良いでしょうが、特産物いろんなことを特質して観光的コーディネーター養成このことは進めていきたいと、こんなふうにも思っております。できればさきほど言いましたように町中がガイドができるよなあるいはまた「いらっしゃいませ。」がまず言葉で、挨拶しろって言いまして聞かれては困るから逃げちゃうって場合もありますので、一応自信を持ってこのことを答え、聞かれたら答えられるよって一つのマニュアルを持ってれば気持ちよくニコニコもしますし、お迎えもできるしおもてなしもできるだろうと、こんなようなことの中でそのやっぱり先鞭を切るコーディネーターの養成も図っていきたいとこんなように思っております。以上であります。

○根橋（13番）

続きまして地域経済の中でも非常に大きなウェイトを占めている農業の振興、とりわけ荒廃地対策への具体的な取組みについて伺いたいと思います。農業委員会の調査では町内で124haもの荒廃農地の存在が明らかとなりました。これは長年の自民党の農業政策、言ってみれば家族経営を切り捨てて大企業に誘導していくという中で辰野町は到底その大規模農業は展開できないわけですから、いろんな形でやはり切り捨ての対象になりしたがって意欲も失い荒廃してきたというのが、実際のところかと思うわけであります。こうした今の今日の日本全体の農業の荒廃、これは目を覆うばかりですけれどもこのこと責任は一向に国からは示さず、この荒廃地を作っているのは自治体の責任であるかのごとき論調ってというのは、全く許し難い論調だと思わなければならないわけですが、いずれにしても先祖伝来の優良農地をこのまま荒れるに任せて次の世代につなげていくことは、到底この農業に従事する者だけでなくこの町民全体からとって堪えられない事態だと思わなければならないわけであります。そうした中で20年度補正予算でこの農地に戻す事業も始まり、これは非常に町としてはそのことについては評価をいたしますけれども、しかし最も大事なことは再生された

農地に今後どのような農業を展開していくのかということではないかと思うわけ
あります。つまり生活できる農業をどのように築いていくかということでもあります。
今農業の中で最も安定している米でさえ、20年産米の状況を見ますとJAを通じて
の販売見通しでは農家の手取りというのは玄米60kgあたりせいぜい1万2,000円程
度、つまり10kgあたり2,000円程度ということなんですね。こういう状況の中で農
業所得で400万円ってというのは一つの目標になってるわけですが、400万の
所得をあげていくということは極めて困難な事態であります。ではどうするのかと
いうことで、その一つが今進めてるのが地産地消によって安心・安全の農作物を直
接消費者に届けるという一つの動きであり、もう一つがやはり価格安定対策にある
かと思うわけであります。具体的に伺いますけれども、まずこの今後どういう作目
と言いますかどういう形のものをこの辰野町でやっていくのかということ、非常に
これは困難な課題ですぐに即答はできないと思いますけれども、少なくともどのよう
な手法でこれを構築してくと言いますかね、やっていくのかとこのことについてや
はりそういう意味では農業従事者、総力をあげての取組みが必要になってくると思
うわけですが、そのことについてどのようにまた考えておられるか。また麦、
大豆につきましては今国の政策としても振興をしているわけですが、辰野町
ではあんまり作付けはされておられません。その障害の一つはやはり機械化作業がで
きないということと、価格がどうしてもやはり安いって言いますかね、安いとい
うことであります。伺いますけれども麦、大豆栽培用の播種、種まきですねあるいは
収穫機能をするための農業機械の購入について検討するつもりはないか、また価格
保証と価格安定のために行政やJA生産者の三者による価格安定制度ってものを、
先進のところでは例えば長野市などでは進めて麦、大豆も大分進んできているん
ですが、こういったことを町の方からも積極的に取り組んでいく考えはないか
この3点をお伺いいたします。

○町長

次の農業の質問であります、確かに食糧自給率から見ましても日本の農業は世
界に冠たる日本といたしまして、大国とあるいは国力のある国とは言えないとい
うふうに私どもも判断いたしております。食べないわけにはいきませんので安ければ
なんでも輸入するという形の中で、食糧の安全が脅かされてるとするのは全国的にも
住民知らない人がないぐらいの状況になってます。さてその中で議員指摘のように

やはり価格の問題、有害鳥獣の問題あるいはまたそのへんをどのようにやっていくかということでもあります。中国だとかアメリカだとかヨーロッパの広大な土地を大きな機械でやってく、そして播種から収穫までやっていくその時の単価と日本の狭い、広い所もありますけれども殆どが狭い所でやっていかざるを得ない、特に中山間が非常に大きい所、広い所などで傾斜地でもやっていかなきゃならない、こういう時に対しましては当然価格は廉価にいかないことは事実であります。これを防ぐにはやはり国の方のやっぱり政策をお願い申し上げて、そして価格保証をしてかなきゃならない、こう思います。農水省のやり方などは品目横断的、経営安定化事業などで一つの価格を決めたり、あるいはみんなお互いにお金出し合ってそっちの作った人の方を歓迎するような方法を取ったりしていますが、あまり国の費用が使われてない。同時にそれを当てにしているとまたコロッと変わってしまうと、ちょいちょいさきほどの話じゃないですがコロコロ変わりで、なかなか付いてく方が用意じゃない。こうするって決断してみても国が変われば変えざるを得ないということになってまいります。それで農業の場合も同じように苦しめることは事実であります。これに対して、じゃ、と言って放置しとくこともいけませんので辰野町もまず荒廃地に対しましてはこの度 2,400 万円というお金を導入いたしまして上島小野地区、これは耕作放棄地の再生実証試験事業というのを導入いたしまして、ここでやらせていただきますし荒廃地にならないように、また「であれば何をするよ」という形になってまいります。この中で今ご指摘のように議員の方では麦と大豆というような形であります。辰野町も昨年はこういったものを汎用コンバイン、田植機などが導入できたところでもあります。更にまた21年度に対しましては、小麦に対しましては新たに刈り取りの補助金などもお願いをしていきたいということで、21年度予算で皆さん方にまたそこを審査していただきたいと、こんなふうに思っております。また機械導入で共同的にあちらこちらで使えるような汎用なものがあれば、また考えて援助をしていきたいとこんなふうにも思っております。こういう中でやはり自給率を高めそしてまた辰野なりのブランド、また行かなんでもなんか特徴のあるようなもの、やはり差別化する中で農作物の選定を行い、また農業に活性化の光が少しでも当たるような知恵を使っていきたいとこんなふうに考えてるところであります。以上であります。課長の方から何か話があればお答えいたしますが。

○産業振興課長

只今議員がご指摘のように耕作放棄地につきましては平成19年20年度で農業委員会を中心となりまして町全体を調査した結果、農地の約12.6%にあたります124ha余が耕作放棄地となっているところでございます。町としましては本年1月の15日に辰野町耕作放棄地対策協議会を設立をいたしまして、この協議会によりまして只今町長が申しあげましたような国の有利な事業を導入し、耕作放棄地解消に努めていきたいというように考えております。耕作できるようになりました農地につきましては町の営農センター、営農組合、農地の利用者、当然農地の所有者も含みますけれどもその地域、それから担い手にあった農作物の選択をしていきたいというように考えております。以上です。

○根橋（13番）

今後のその農業振興、地産地消っていう流れの中では今の言われた以外にもですね消費者の方々の代表の方々とか、あとは学校給食だとか保育園の実際に利用されている皆さんだとか、やっぱりそういう常に販売と言いますか消費していただく皆さんの代表も含めた形で作物を考えていかないと、生産する側だけの論理ではやはり一方的になって上手くいかないとしますので、そういった方々を含めることが大事だと思いますけれど、そのへんいかがでしょうか。

○産業振興課長

町の営農センターには構成員としまして消費者の会等が入れて運営をしている、入っていただいて運営をしているところでございます。

○根橋（13番）

以上で質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は13時30分といたします。時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 23分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席1番中村守夫議員。

【質問順位 4 番、議席 1 番、中村 守夫 議員】

○中村（1 番）

先週 7 日、W B C 第 1 次シリーズ 2 回の表に 8 点目となる 4 番村田のスリーランホームランが飛び出し試合を決定付け、宿敵韓国に 7 回コールドで大勝しました。さすが 4 番バッターと感じ入りました。3 月議会本日一般質問 4 番は私でございます。ちょっと全日本の村田の 4 番バッターにはかないません。私は単なる 4 番目ではございますが、全日本の 4 番バッターに負けないようがんばって質問したいと思っております。先に通告いたしました件につきまして一部変更はありますが、質問させていただきます。先月 12 日に開催されました第 3 回町議会臨時会で平成 20 年度辰野町一般会計補正予算が原案どおり可決されました。歳出の地域活性化生活対策臨時交付金で、役場庁舎への太陽光発電装置新設 2,500 万円が計上されました。耐用年数 20 年から 25 年、9 % から 10 % の節約になると聞いております。当然実施は 21 年度繰越しになると思われませんが、現在まだ契約は取り交わされていないものと思います。検討中であると思しますので、2 月臨時議会で補正予算に賛成した 1 人ではございますが別に反対するわけではございませんが意見を述べ、質問をしたいと思っております。町の公共施設の屋上に国から補助を受けた会社が、無償で太陽光発電装置を設置し太陽光で発電できるようにする、こういう商売があるそうでございます。屋根の耐用期間は 20 年間、起こした電力は全て町が買い取り各施設で使用し余分な電力は中部電力に売ります。この会社は N P O 法人を母体に平成 16 年に設立されました飯田市にある企業でございますが、上下伊那地方の公共施設や民間施設約 120 箇所と同様の事業が展開されておられるようでございます。設備費は掛かりませんし、使用電力量は経費で処理できます。このような商売があるそうでございますが、2,500 万円の設備費を投じて建てるかこの事業を検討してみるかちょっと町長にお聞きしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○町 長

それでは午前中に引き続きまして一般質問であります。4 番バッターか 4 番目かよく分かりませんが、中村議員の質問にお答えを申し上げます。辰野町がこの度景気浮揚策などを適用いたしまして 20 年度に前倒しをし、しかも繰越明許で 21 年に行うものでありますが、太陽光発電ということで設備を投入することを今皆さ

ん方の方へ提案を申し上げているところではありますが、先日それをご認証いただいたわけではありますが、このことにつきまして言えば屋根貸しというふうな発電、太陽光発電だと思います。これは民間がそのように公共事業などの屋根を使って設備をし、そして発電を町、市町村が買い余力電力は中電の方へ、この場所ですと中電ですが売っていくというものであります。これも非常に良いことで推奨にはなるかと思えますし、また太陽光発電、全てのエコに通ずるということで大分効率も上がってきたようであります。まだまだ不足ぎみなところ、ちょっと考えると耐用年数いろんな問題が出てくるわけでありまして、設置費用の問題もありますしまた国からの補助金などの問題もあるわけでありましてけれども、こういうことは進めることは地球環境大事なことであるというふうにはまず認識いたしております。それでさきほどのような屋根貸しについてどうだろうかというところであります、この辺では駒ヶ根市などもそういうことに取り組んだやにも聞いておるところであります。あるいはまた他の市町村でも飯田市などでもお日様推進エネルギーと称しまして既に4施設などが無償貸しで屋根を無償貸しで今のようなシステムをやっております。しかしこれもやはり企業がやりますので有利な、企業にとって有利な方法でないとなかなか乗ってこないということもありますし、したがって市で買い取るあるいはまた私も町で買い取るのが中部電力の買い取り電気料以上のものにならないとなかなか乗ってきてくれないだろうというふうにも思われます。そうしますとせっかくそういったパネルが設置されますので、それに対します固定資産税という形は市町村は貰い受けることができますけれども、今後そういうことにつきましてメリットもどのようにあるのかということがまだはっきりしないところでありまして、注目はして調査はしてまいります。すぐここで導入というような結論は町は現在出ておりませんので、これからの推移を見ながらまた町の発電なども設置したものなどの効率も見ながら、検討してみたいとこんなふうに思っているところであります。以上であります。

○中村（1番）

今後検討していただければ結構であるかと思えます。

次の質問でございますが、平成21年度予算にも9つの視点の中に協働のまちづくりの推進拡大が掲げられております。一昨年12月の定例議会でまちづくり委員会の発足と手引き書の作成について質問いたしました。「1月から新しい委員のみなさ

んで立ち上げていきたい。」 「実践的な手引書が必要ならばそのまちづくり委員会の中で検討していただく。」との答弁でございました。実際にまちづくり委員会が発足したのは2月中旬の頃であったような気がいたします。また昨年3月定例議会でも同じ質問をいたしましたところ「2、3箇月やそこらではなく、1年から2年を単位としたスパンで考えていく。」との答弁でございました。その後1年経過いたしましたので忘れないうちにお聞きしておきますが、現在のまちづくり委員会はどうなっているのでしょうか。進捗度でございますが、また実践的な手引書はできたのでしょうか、お聞きいたします。簡単で結構でございますのでご答弁お願いいたします。

○町 長

この協働のまちづくり手引書でありますがそのようにもうじきでき上がるとこんな状態に入っております。課長の方から詳しくお答えいたします。

○まちづくり政策課長

3月の議会で何人かの議員さんから一般質問でもお受けをいたしました本件でございますが、今中村議員さんのおっしゃられたように、昨年3月からほぼ1年経つわけであります。毎月まちづくり委員の皆さん方、公募の委員さん含めまして13名という中で毎月1回くらいずつ開催をしていただいております。前半の方につきましては新しい議員さんもいらっしゃった中で協働のまちづくりの今まで進めてきた現状と総括ってというような形の中で、課題を見出す作業に費やしていただきました。その後のこの手引書もう少し分かりやすい、さきほどもホテルの案内のできるようなそういうボランティア団体の育成みたいな話も出ましたが、それらに向かってですね進められるような手引書ということで今取り組んでいただいております。大方8割方が完成しておるところであります、細部の調整をしてそしてですね、印刷代もできるだけこかの補助事業等もいただきながらやりたいという目論見もございまして、県の支援金事業あたりが付ければ良い形のものになるんじゃないかということで、5月を目処に今鋭意進めていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○中村（1番）

是非進めて行き実践的な手引書の作成をしていただきたいと思っております。

次の質問にまいります。矢ヶ崎町政三期を振り返っての質問でございますが、本

年正月の矢ヶ崎町長賀詞交換会の時にいただきました文書で、3年間を振り返りということで完成した事業実績が載っておりますので、改めてお聞きしませんが三期目の最終年度を迎えた今、この三期の中で多くの事業計画を立てて実施し完成をしてきたわけでありましたが、町長の心の内では相当な満足感があるかと感じられます。最終年度を迎えた今、今日までに沢山の事業実績がとおりでしょうが特に心にある、心に残る事業は何だったのでしょいか、お聞きいたします。

○町 長

大変お世話になりました、今三期目の集大成というところに向かってるところでございます。これに對しまして三期町長としてやらしていただく中で、いろいろあったがその中で心に残る仕事はなにかということでもあります。これは心に残るっていうことになりますと良いことも悪いことも両方あるわけでありまして、最初これ全部言うとても大変でありますので、簡単に項目だけ申し上げたいと思いますが、こういう財政危機の折であります。こういう中でおかげさまで国の100%事業というもの、県も町も大きな出費をしなくて済むもの、あえて言うと100%国が出してくれるものが多く導入できたということでもあります。高規格車の導入だとか、救急車です。あるいは介護予防センターだとか、あるいは福祉関連のいろんな建物などがあり、国の官僚の皆さん方やまた政治家の皆さんいろいろお世話になる中で、こういった導入できたことは非常にうれしかったなあというふうなことの心に残るものであります。またさきほども話が出ましたけれども、辰野町には特養はあの時点ではこれはまあ一期目の方のそこへ遡るわけでございますけれども、上伊那ではみのわ園を北部の北端としてそれより北の方は造らないっていうようなことが、私が一期目挑戦していった時には当時はまだ広域連合という形じゃなくて、広域の行政組合であったんですが、申し合わせでそんなことでもありました。しかし2万2,000を抱える町でもありますし、また高齢化がドンドン進むということが予測されております。そういう中であの手この手で辰野へかたくりの里が上伊那の中の交渉でここへ設置、誘致できましたこと大変に今も心、昨日のこのように目に鮮やかに残っているところでもあります。また企業誘致に関しましては特に後山に関しましては今でこそ企業がしっかり入ってまいりましたけれども、当時は石川島さんの鑄造、石川島鑄造という会社がちょこっとあっただけで、しかもそこが廃社、廃社って言いますかそこを閉鎖して相生（あいおい）の方へ行ってしまうということになって事

実上、工場一つもないという状況に追い込まれました。そういう中でまずはあちらこちらの市町村の市町村間競争っていうことで、一番最初に日本点眼薬さんが名古屋に何度も運びそしてまた、途中でダメになりそうになり後3日経てば他の町へ契約という一歩手前、また気が付いて再開しここへ誘致できたことであります。それによって他の企業もまたよくお願いできて、曲げて来ていただいたこと大変にうれしく心に残ってます。なおまた最近では2万5,000坪という南信パルプさんの跡地が空いてしまいました。これがいまだに空いていればとても大変なことになったろうと思いますが、おかげさまで契約は1年以内に大きなところは決定さしていただき、コニカミノルタさんやシンセイさんやまた平井星光堂さんそれぞれ交渉は違う角度で交渉しなければダメでした。その他辰野町からも2、3の会社が南パル用地の南側にも入っていただいていた埋まってしまったことをとてもうれしく、また大変に企業の皆さん方にご理解いただいて「企業間誘致に勝ち抜いたぞ。」とこういう実感を持ち心に残っているところであります。他多々ありますけれども、しかしそう良いことばかりでなくて、当初思わぬもの予測もできないことも沢山起こりました。モナザイト事件なんていうこともご記憶にあったかと思います。無事撤去できましたものの、大変な1年間を区民の皆さんや関係区長さんやまた議会の皆さん方とともに努力する中でやってきたわけではありますが、一時はどうなるかと放射線物質でありましたので大変な問題だったかと思います。また上水道に油の混入という事件もありました。山紫水明で特に水なんかはそんなに苦労しなんで良いような地形の場所にある中で何故地下水に油が混入したのか、大変なことでありました。この問題とかそしてまた県営の射撃場に鉛が発覚ということで、あれは撃ったまま何も取らなければ当然発覚されるわけではありますが、おかげさまで県の方も協力して着弾地の方の鉛撤去と、今後はある一定の間隔で鉛を撤去することになりましてこれも心に残る一つであります。また18年のさきほども申しましたけど災害、まさかまさかであり亡くなった方も出まして、大変に心を痛めて残念な結果でありました。行政もこれからも更にまた防災に強いまちづくりをしてかなきゃならないと勢い、決意をしたところでもあります。なお16年の22、23号台風の時の飯田線の列車転覆事故に関しましては、人的には問題なかったんですけれどもその後処理に対しましてJR東海の方から6,200万円ほどの請求を受け、結果的には住民の皆さん方にもまた議員の皆さん方にもご理解いただいたと思いますけれども、300万円を辰

野町の保険の方で払い、皆さん方の尊い税金は一銭も使わずに「保険の保険料を払っているじゃないか。」って言われればそれまでですが、そういったことで解決できましたことこんなこともひっくり返らなければ起こったことじゃなかったことじゃないかなあと思いながらやっております。また脱ダム問題、知事さんがそのような宣言されまして脱ダム辰野町でも駒沢ダムいまだにこれからどうするのか大事などこに来ておりますけれども、それが一応その間は止められた6年ちょっとであります。またそれに対しまして辰野町の道路問題も相当遅らされてしまったということも事実であります。そこへもってきてもう既に5年続いておりますけれども国の骨太改革、三位一体改革言わば地方いじめとも地方から見ると取れるような政策が展開されて、交付金がドンドンドンドン下げられてしまったと。したがってあれもこれもという時代からあれかこれか本当に取捨選択し、そして民意を汲みながら選択集中せざるを得ない状況下に追い込まれております。なおまたさきほど来話が出ておりますように病院問題に対しましても紆余曲折せざるを得ないような国の政策の変更、こういう中で私どもも末端行政にありますので、それに対しては反発もいたしますしまた国に対してもいろいろ問題は投げかけておりますけれども、一応従わざるを得ないということの中で右だ左だという形になります。しかしこのことに対して今までの心に残る問題ということではありませんけれども、一点必ずこれは新築していくと、このことは曲げてはなりません。それに対しましてのいろいろな手法だとか方法だとか辰野病院のあり方だとか場所だとか、そんなようなことに対して若干の紆余曲折はもちろん否認できない事実として認めておりますが、必ずや結果論的にはすばらしい病院を構築し、住民の負託に応えてくつもりであります、それは今の質問に直接関係ございませんけれども、そのような心に残ること、忘れられないこと、印象的であったことなどが掻い摘んで言うと走馬燈のように出てまいります。他にも多々いっぱいありますが、概要だけ申し上げて今のご質問に答えさせていただきたいと思っております。

○中村（1番）

三期という年月、沢山の事業がこの文書を見せていただきましてもございます。また21年度予算の中の目玉事業でございますとか、この賀詞交換会の折にいただいた文書によりますと西小、東小の耐震化工事ですとか、153号線の路線ですとか、徳本水バイパス工事とかいろいろ載っておりますが、この中でちょっと気になるこ

ともございますが21年度中、途中で三期12年の任期が一応切れるわけでございますが、21年度任期が終わった時点でやり残しそうな事業があるかと思えます。現在の心境の中で心残りになりそうな、やり残しそうな事業というものは今あるのかどうか心配な点があるかどうかということをお聞きしたいと思えますので、お願いいたします。

○町 長

三期目の任期はご存知のように11月初旬であるかと思えます。それに対しまして今辰野町が抱えている問題、あるいはまた現在進めてなきや行かなきゃならない問題などで事業を残しそうな仕事があるかどうかということでもあります。このことに対しましては確かにあるわけでありまして一番は私としても心残りでもありますが、この任期内にはという意味ですが、幹線道路に対してもう少し早く大分竜東線だとか結構やる所はやっておりますけれども、しだれ栗線の方だとかあるいはまた小さくは北大出の方の道路、幹線でなくてですねそういったこともやっておりますけれども、やはり153号線と大きな問題一つ捉えてみて早くボトルネックにならないようにしてかなきゃならないということであり、現在は羽北の方の路線がここで公表される、緒に就いたところだということでもありますから当然これ進めて行かなきゃなりませんし、なんとしても辰野町は大きな三方にあるいはまた有賀峠入れると四方に結びついた非常に良い所がありますので、道路問題更にまた進めなきゃならないと、これは当然取り残しになっていくと思えます。早く緒に就けて進めなきゃならないとこんなように思っています。同時にまたさきほど来の病院問題もそうあります。やろうと思うと医師不足にされたり診療報酬を下げられたり、更にはまた「さては時ぞと思うあやにく」という言葉がありますが改革プランが総務省から出されたり、全部こう止められちゃったり曲げられたりということでもあります。これも当然辰野にとっては絶対大事なことでありますので、ここで病院を構築止めて怯んでいますと今いる医師だって止めちゃいますでしょうし、一旦やめたらまず国の方策として二度と認可されないだろうと、この近未来的には。やっぱり病院をある程度減らす、地方の病院を減らすつものような政策に見えますので私から見ると見えますので、それを死守してそして少しでも今のまた方向にあったようなふう展開を一部修正も加えながら、あるべきありようを模索しながら進めて行かなきゃならない、このことに対しましては当然11月までにはでき得ないというふうにも、

構築はでき得ないというところに建築ができ得ないと、こんなふうには考えてるところであります。他横浜との都市間交流などもこれも進めて行きますし大分良いと思うんですが、本格的な住民の夢に至るまで進めて行くには少し取り残しになるのかなど。しかしそんなこと言えば際限ないことでもありますので、そういう意味でなくてまずこの任期内中ではある一定のどこぐらいしか乗っていかないだろうと思いますが、更に進めて行かなきゃならないとこんなふうにも考えてるところであります。また大きい流れでまいりますとそういったことで、もっと早くできたものがある都合により県の県知事さんの姿勢だとか、あるいはまた国の病院改革、あるいは医療改革、医療制度改革、こういうことによってずーっと押さえられてきたものばかりであります、このことはとても心残りで気になるところでもあります。以上であります。

○中村（１番）

それぞれにいくつも心残り、心残りと申しますか途中で任期が切れてしまうために完成できない事業等沢山あるかと思えます。この賀詞交換会の時にいただいた文書の中で病院の建設予定地の変更という、病院移転新築建設予定地の変更という項目がございましてちょっと気になったんでございますが、さきほどの前田議員の質問の中で信州飼料の跡地とウォーターパークの話が出ましたが、現在は信州飼料跡地と決まっているという答弁でございましたが、この他にも検討しているような土地というものは別にないわけですか。その今の２つ以外では。

○町 長

質問ですか。

○中村（１番）

はい。

○町 長

着工予定よりこれだけ日が、やむを得ず着工が遅れてまた次の改革だなんだかんだっていうことに乗ってそっちを研究している最中でありますので、住民の皆さん方にも混乱を招いていることの一部かと思えます。大変申し訳なく思っております。同時にまた住民の皆さん方もあっちだこっちだという候補地を、個人的と言いますかグループ的と言いますか持って来てくれるところもあります。したがってそれらは公表するまでもなく、一応持って来ていただければ一応調査はさせていただきます。

きたいと思います。しかしどんな候補地が出ましてもさきほどのような大きな4つの条件をクリアしない限り、これは天変地異のあるような違うものが出てくれば別ですけれども、やはり今も飼料工場跡地という形で答えを出しておりますので、しかし適宜期間がある余裕がある間はですね、少しでも良いことにしていかなきゃなりませんし、これは場所ばかりでなくて病院のありようにつきましても情報を取ってできるだけその時の最新の最良の場所で最良の方法、こういうようなことで考えていることだけは事実であります。幅広くどこからでも受け付けておりますし、我々も4つの条件クリアできるかどうかということも考えながら進めておりますが、現在はさきほど言ったとおりの決定でございますので、そのように住民の皆さんにもお話を願えればありがたいとこんなふうに思います。以上であります。

○中村（1番）

さきほど病院の新築移転ですとか、153号線を始めとした幹線道路の整備、横浜市のこととか多々残っておる事業があるかと思っております。是非矢ヶ崎町政で実現していただきたいとも感じております。このような大きな取り残した、取り残したって言う失礼でございますが、やり残したと言うか沢山の事業があるわけでございますが、この事業を今後達成するために矢ヶ崎町長に四選出馬への意欲があるのかどうか伺いたします。お願いします。

○町長

すいませんちょっと言い落としがありましたので付け加えさせていただきます。心に残る大きな事件とも言うしあるいはまた事業とも言うんですが、その中で一つ合併問題っていうのがありました。これも町中皆さん方と話をしながらということで、町は自立の道を取られたところでもあります。そんなこともあったことも付け加えさせていただきます。またこれからの大きな課題ということでは、これ町一つでできることじゃありませんが私の関係、あるいはまた他の市町村と協力してみんなが「無理だ、無理だ。」っていう話も多いんですけども、リニアモーターのBルート展開、これに関わっているいろいろの構成とそして何としても、JR東海さんは300万という話もありますけれどもそれを抜きに、関わって協力的な手段を企てたいとこんなふうにも考えてるところであります。このことはあまり触れなくても良いと思いますが、そんなようなことも今後やり残しの中で当然出てくるだろうというふうに思います。それで大変難しい問題でございますけれども四選に向けての出

馬の意欲はということではありますが、本来ですと私の個人的な人生設計なども加えて、まあ三期ぐらいやらしていただければ大体やろうと思ったこと、あるいはマニフェストとも言うんでしょうか、政策と言いましょか、大体こうでき上がってくるところでありまして、本来は勇退して行かなきゃならないだろうというふうにも考える節もございます。しかしこのような大変難しい時でありますので、私みたいに非力ではありますけれども、関わった者が成し遂げる方が当然早いだろうと思われる節もありますので、それに向けて自分としては今一生懸命考えて四期に向かって進まなきゃならないなあという考えも大きく考えてるところであります。しかしこれも後援会の皆さん方と相談しなければなりませんし、近々相談して去就をはっきりさしていただきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○中村（1番）

ここで私が申し上げてよろしいのか自分でも分かりませんが、私自身といたしましては是非残された事業達成のためにかんばっていただきたいと思えます。もう少し出馬表明の時期はいつですかとか、お聞きしたい点もございましたが只今意欲のあるお言葉をお聞きしましたので細かいことはあんまり深く追求をせずに、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席9番三堀善業議員。

【質問順位5番、議席9番、三堀 善業 議員】

○三堀（9番）

通告してあります質問事項の中には只今の中村議員の質問にもありましたし、その前の前田議員の中にもありましたのでできるだけ重複しないような形でもって進めたいと思えます。1番としてミニ公募債と言われるいわゆる住民参加型市場公募地方債についてですけれども、過去辰野町では発行したことがなかったわけです。なぜなかったかということもお聞きしたいわけですが、これ国は自治体に対してこの制度の導入に指導あるいは要請というような形のものをしてくると思えますが、そのへんのアプローチはどうであったかと、またその制度の目的、住民参加型と名打っておりますので町の特徴付けされる事業、保育園、学校、病院、介護施

設といった町民との関わり合いのある事業により関心を持ち利用していただくために、町民が積極的に参加することで意義があるものと考えます。1番2番3番が関連しますので、一緒に一括してお答えいただきたいと思います。

○町長

それでは質問順位第5番の三堀善業議員の質問にお答え申し上げたいと思います。1、2、3番一緒の質問だということではありますが、地方債とこの制度の目的と辰野町ではいまだ発行していないがその理由、ミニ公募債のことだと思えます。国の方からそういった指示・命令があるかということにも匹敵しようかと思えますが、これは総務省から平成14年に地方公共団体が地方債として独自に住民の皆さんなどにこの債権を発行して、資金調達をできるかどうかということに対してできるようになったというのが14年であります。今までは市町村単独ではできなかったわけでありまして。この裏には国のお金使わなくても住民の方から借りて勝手に返してもらえばという、勝手って言い方失礼ですがそういう考え方もあるでしょうし、ということで許可になってきたわけでありまして。大変国の方の財源が厳しくなったと同時に出てきたものであります。しかしこれをどうしてもやれというような指摘だとかしてないんでないかとか、あるいは指導だとか要請は全くありません。このことにつきまして当然辰野町も有利であれば取り組むわけでありましてけれども、また課長の方からお答え申し上げますが詳しい方は、一応5年間の償還ということでもありますのでいろんな事業やるのにやっぱり5年、って言われますと大変、例えば病院事業にどうだろうというようなこともありますけれども、5年据え置いてそれから20、30年で返していくというようなことを普通は考えておりますので、ちょっと合わないのかなと、他にちょっとこのミニ公募債につきましてはいろいろ考えなきゃいけない点もありますので、本当はやりたいんですけれども岡谷市だとか長野だとかいろいろな所が須坂とかやっているとありますけれども、まだまだ他の市町村に波及してないのはそのへんに原因があるやに取れるところでもあります。課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

私の方から少し加えさせていただきます。今ご指摘のですね一番最初の国の指導の関係でありますけれども、毎年この地方債制度についての説明会が開催されております。その中には公的資金、民間の資金を使った起債の種類の説明が終日行わ

れるわけであります。その中でその中の一つのメニューとして説明を受けることはございますけれども、国からの要請等はございません。それでこの制度の目的でございませぬけれども、これは住民参加型ミニ公募債という名前のごとく一つには国の方の資金調達の手段として裾野を広げたということがございませぬが、一番にはさきほど町議さんおっしゃられましたように、町民の方の行政への参加意識の高揚というようなそういう事業への関心を高めるというような意味合いがあるものでございませぬが、この経費をですな町村が持つかどうかという部分が採用するかどうかという境目になろうかと思ひます。長野県下ではですな16年以降長野市が発行して以来須坂市、小諸市、岡谷市とで発行されただけでございませぬ。で現在に至っているわけでありませぬが、辰野町で今まで導入をしてこなかつた理由ということではございませぬが、これ財政的な面からが一番強いわけではございませぬが、金利を設定する時にですなその年の同じ時期の国際の利回りが基準になろうかと思ひます。よその町村見ますとそれに0.2%くらい上乗せをした中で資金の公募をするわけでありませぬ。そうすると辰野町の規模としてどのくらい集まるかなあと思ひませぬが、まあ1億とかが上限、市で1億ですので場合によれば5,000万とかそのへんが上限になろうかなと、そうなりますと大きな事業を導入する時にですな、ちょっと資金不足になるかなあというそんな状況であります。そしてもう一つ大きなネックはですな、金融機関を通してこの手続きを進めていただくわけでありませぬが、町の指定金融機関等通じてやりますとですな、そちらへの手数料がバカになりませぬ。そしてPRのためのパンフレット等印刷しますと大体1%くらいの手数料が掛かるわけでありませぬ。それをどこで見るとかということになります、それを上乗せしてですな経費で見ますと、やはり一般のですな制度資金をお借りして政府のお金を貸していただきますと、例えば今ですと1.1%のミニ公募債を発行するわけでありませぬが0.9%ぐらいで貸していただけるというようなそういう財政状況がございませぬので、そういう財政面からしますとこの起債を使う必要が今までなかつたというふうにとられていただいとよろしいかと思ひます。一応そんな状況でございませぬのでよろしくお願ひいたします。

○三堀（9番）

確かに5年間据え置き一括払いというような形が基本になっておりますので、使いつらい面が確かにあると思ひます。しかしさきほど申し上げたようにその後にも

出しますけれども、できたら目的によってのあまり大きくなければ1億でも十分な金額になろうと思いますので、そこらへんの意義を考えて欲しい。次に町の財産いろいろあるかと思いますが、大変経営に苦慮しているような財産あるいは他の町からも羨むほどの財産いろいろあるかと思いますが、そうしたものの良くて悪くても町民の財産です。ですから良質で価値ある財産を多くの町民が望むのは凄く当たり前のことですが、自分たちで出資して大切に有効利用する活用する、これが公募債の基本だと思いますのでさきほど申し上げたように、損得勘定だけでないやはり住民からの積極的な参加によって活性化する、今おっしゃられたように銀行との調整、目標額達成さまざまな作業があるでしょうけれども町の姿勢、町民の意識、さきほどまちづくりの問題出ましたけれども、まちづくりを進める上でも町への求心力というものを高める上でも、目的に合う事業には取り組むべきではないかと思えます。この制度をそうしたことについて利息の問題もありますけれども、そうしたことがある程度クリアできたら利用するかどうかそのへんのお考えをお聞かせください。

○町 長

ご指摘のとおりでありますし課長の言ったとおりでありまして、必ずしもこれは財政の目先そんなに有利でないような状況でありますので、また今後もあまり利用する地方公共団体がないということになれば国の方もいろんな補助をしてきたり、債権を銀行で作る費用も持ったりいろんなことを手数料などの軽減だとか補助金だとか出てくるかと思えますので、それらを見ながら検討はまた前向きに進めてかなきゃならないとこんなふうに思っています。もちろんこの目的は住民の皆さんの行政に対する参加意識の高揚であり、事業に対する関心などを高めてく目的であり議員のおっしゃるように町への求心力、良い意味の求心力これの高揚も図られることは事実であります。同時にまた自分たちで自分たちのお金を使ってそして作りあげたものと愛着心もまた違ってこようかと思えますので、適宜導入の方に対しましても考えてかなきゃならないとこんなふうに思っております。

○三堀（9番）

次に進めます。このミニ公募債やはり借り入れになるわけですので、これ当然財政指標との関係もあろうかと思えます。今辰野町の財政四指標は早期健全化という基準になっておりますけれどもこのまま推移すれば両3年の内にはおそらく健全財

政だというところまで評価されるのではないかと思います。それには大変今までに多くの難関があったと思われます。職員の数を減らす人件費の大幅な削減、補助金助成金のカット・廃止、事業の抑制等おそらく町の中でも課長以下職員の涙ぐましい努力の裏付けがあったことと思われます。ですがこの制度の意義からして今後は資金調達を選択肢として視野に入れておくべきだと思いますので、そのようにお願いいたします。

次に進めます。地球温暖化が急速に進んでることに学者だけではなくて、世界中の多くの人々が危機感を抱き真剣に警鐘を鳴らし始めております。新聞に温暖化の問題が記事として載らない日はないと言っても過言ではありません。このことは丁度1年前3月の議会で私は取り上げましたが、あえて重複しない内容で質問していきたいと思っております。その時は「新聞で見たようなことを言って。」と冷ややかな声も耳に入りましたけれども、1年経った今一向に改善はされておられません。ますます悪化の一途を辿っております。どこで歯止めを掛けるのか掛かるのか、大変な問題がそこに包含されていると思います。さきほど中村町議の質問にもありましたように2月の12日の臨時議会で庁舎の屋根にソーラーパネルを設置ということで太陽光発電、庁舎の10%ほどの電力を賄うということですが電力発電電力量の多い少ないではなくて、私は町の姿勢が温暖化に対して向けられたことに大変大きな意義があると感じております。これを弾みに町の関連施設へ積極的に取り入れることを期待しているわけです。今後保育園・学校等あるいは公民館というような施設に対してできるだけ積極的に導入すべきと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○町 長

今度温暖化防止CO₂の削減ということで太陽光発電パネルの導入ということで町が踏み切るわけでありますが、これに引き続きもう少し普及させて町の公共施設他、個人の家へも町中ができるだけもっと多く利用したらどうかというご質問だというふうに感じております。ただここで補助金を付けて各家庭など3.59kwぐらい、250万ぐらい掛かるようです。だいたいこの返還、返還と言いますか20年ぐらい経つと250万の元手が取れるだろうと、同時にそれが耐用年数ぐらいかなというふうな見方もあるようです。国もこれ推奨していることでもありますのでこの時点で市町村で補助金を出してる所もあるわけでありますが、もう少し経つと国の方もこの返

還する採算の金額を、金額と言いますか期間を10年から15年にもっていききたいという情報も入ってきております。ただすぐやるかどうかは別として。そうしますともっと有利なふうになってまいりますし、そしてそれに対するまた補助金などもまた手当されるのではないかなとこんなふうに思いますのでそれらを見ながら適宜導入、同時にまた町に装着いたしますこのパネルの効率などもよくパンフレットだけでなくてまざまざと見ながら、点検をし進める方向ではもっていききたいとこんなふうにも考えてるところであります。

○三堀（9番）

補助金のところまでちょっとお話をさせていただきましたけれども、国では9年から17年までやってたのを一旦中断してまた今年からそれが復活しました。太陽光発電設備に対する補助金はこれは是非町の方でもそれはやっていかんやならん問題だと思いますし、ただここでもって個人住宅で少々問題になるのがいわゆる国で言ってる材質のものとは違う、いわゆるリサイクル品についてでございますがこれは設備費に大変金が掛かるというようなことでもってリサイクル品を使う家庭もよくあります。これかなり性能が良くなってきて効率が良いようにはなっているんですけども、それは国の方の補助対象にはならんわけです。これをやはり設備の重みを軽減していくためにも、個人住宅の設備の補助金というものを町独自で今後はなんらかの形でもって考えていくべきではなかろうかというふうに考えます。それともう一つ続けて質問に入りますが、太陽光発電でなくて太陽熱利用の温水器、これから申し上げる3点は小っちゃなものですけれども、太陽熱温水器それからペレットストーブ、薪ストーブこれは地球に優しい燃料というようなこと言われておりますけれどもそうしたこと、それから雨水貯留タンクこれも水を大切にするという意味で重要かと思いますがこれをこの3点とその個人向けのリサイクル品での太陽光発電の設備に対する補助金、それを4点ほどまとめてお答えいただきたいと思いません。

○町 長

ペレットストーブだとかあるいはまたペレットボイラーなどに対しましては県費の方の補助もありますので、課長の方からまとめて他の補助金につきましてもお答え申し上げますが、大きくはさきほど言いましたように今すぐここでっていうんでなくて国の方の展開状況を見、また他市町村などの普及あるいは取り上げなんかも

参考にさせていただいてそして適宜これは取り上げていくことだろうと私は考えております。また財政事情もありますのでどんなふうになりますか、いずれにしましてもこの地球温暖化ストップを掛けるという大事な事業であるところな意識いたしております。課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

それではペレットストーブの関係をお答えをいたします。これは県費補助でありますけれども、ペレットストーブの場合個人で1台5万円、ペレットボイラーの場合は個人ですが10万円の県費補助があるということです。ただし県が認定をいたしました信州型のペレットストーブ、もしくは県内の事業所または代理店から購入するものであり県内産のペレットを使用するというような条件が付いております。以上でございます。

○三堀（9番）

これから段々にそうしたことのその補助の対策も出てくると思いますので、また後に今後の問題を取り上げたいと思います。それから一つ発電効率の問題ですけれども、さきほど町長の方から250万くらい掛かるだろうというようなことを言われました。確かにそのとおりだと思います。このことについては私の家でもそれを採用しておりますので1年間経った9月頃には確たるデータが取れますので、またその時には申し上げますけれども非常に効率が良くなって、20年さきほど町長言いましたように20年でなくて10年か15年では十分に元が取れるというふうな感触を得ております。それはまた後ほど申し上げます。

3番目に病院問題ですけれども、高齢化が進んで団塊の世代がこれから定年を迎えまだまだ元気で頑張っていたいただきたいという方々ですけれども、そうした方々のためにも今後10年間余りは地域医療の充実が重要視される時期じゃないかと思えます。そしてその多くが不採算部門、それを担うのが自治体病院の使命かと考えます。公立病院改革プラン策定、今後認可に向けての段階になろうかと思えますが前田町議の方からの質問もありましたので重複しないようにしていきます。老朽化した病院っていうものは耐震化の面でありますとか医療機器、病室の広さ、あるいは定員、通路のスペース、配置、一切の付帯施設に至るまで何一つ今日の医療実態にはありません。さきほど新築移転ということを明言されましたので是非改築修理という声もあることは承知しておりますけれども、新築移転に条件に進めてもらいたい。そ

んなようにお願いいたします。

次に質問を進めてまいります。医療の確保というものは医師の充実なくして始まらないわけですが、医療の現場がここまで厳しくなるということはちょっと予測もできなかつた。これをこのまんま国も看過することはないだろうと思いますが、それを待つだけではなくて町として積極的に医師の増員を充実を図る時だと考えます。その状況はどうなっているか説明をお願いいたします。

○町 長

辰野病院の問題に関しましては今のところ改修でなくて移転新築ということでありまして、住民合意をそのまま守って今も続けていきたいとこんなふうに思っておりますし、議員ご指摘のとおりだとこんなふうに思っております。次の医師の充実に対しての至上命令ということでご質問であります、正にこれは私どもも一生懸命あの手この手でやっております。いかんせん信州大学、このへんは信州大学の医学部であります。その教授の下に医局員が非常に少なく、大学としても患者さんを持っていますし、また学生の教授にもあたらなきやならない。同時にまた博士課程の方の指導もし教授もしなきやならない。なおまた教室毎に研究発表もし、ああいった企業と違いますので教室毎にも対外活動やっておりますから、そういうところでまた研究発表も学会あるいはまた一般の医学界に発表してかななきやないと、大変なことであって一医局に、一教授の下に7人や8人の医局生ではとても足らなくて外へ出せる状態でないというのが現況であります。しかし辰野病院も現在常勤では正規では7名ですが前院長も来てくれておりますので、非常勤ではありますけれども常勤扱いのような考え方でいきますと8名。しかし他に非常勤で日をつないでくれる先生方もいらっしゃる。いまして常勤換算にしていきますと11名の医師が今現在辰野病院を頑張ってくれていることになっております。週1回来ていただく先生なども今度は医師数で勘定すると、なんと30名近い先生が辰野病院へ今応援をしながら7名8名の常勤医を守り抜いて頑張ってくれてるところであります。早く常勤医を前のように14、15名までもっていききたいというのが私どもあるいはまた住民も等しく思うことだと思います。それこそあの手この手、もう本当にどっかに医者、医の字を聞けばすぐ飛んでいくという体制を取りながら、いなければ日曜日に行く、夜中でも行くというようなことで話し合ったりして大勢の可能性があるとされる、こちらが簡単に思われる人なんかにもあたっております。もちろん辰野町出身者の医

師の資格を持った方にもあたっております。とかく若い皆さん方はまだまだ研究中でももう少し歳取ると本当に臨床に病院に勤めても良いですけれども、今は昔のようなインターン制度というふうなものがありませんので、医師の活動をしながらそこで研修しているということになって、そういう人たちはなかなかある一定の資格を取るまで来れないということでもあります。お医者さんも昔は医師になって博士取ればそれまで、それまでって言いますかそれで大体の資格は終わりと言われておりますけれども、最近は変わってきておりましてもちろん博士号は当たり前であります。が、認定医制度っていうのがあります。これ学会が決めることでもあります。それからまた指導医制度と指導医の資格もあります。もう一つは専門医という、とても大変なことです。それもいい加減に取れるわけじゃありませんので、普通に勤めてる先生が一時休んでまた研究をしてそれを認定を取ってまた戻るとか、他へ行くとか、またしばらく経つとまたその試験を違う試験を取って、専門医だとか認定医だとかあるいはまたさきほど言ったような指導医とかいろんな資格を取るようなシステムに組まれてますので、常勤でいてもなかなかずーっといてくれない。一時的に休む場合が出てくるというようなことも出てきます。今回の両小野国保病院のある先生がしばらく離れてというふうな話になってまいりまして、1名で両小野国保病院は12床の有床診療所という形に決定したわけではありますが、その先生も今回この機会に認定医を取りたいということで自分の就いてる、今までも掛かる、掛かるって言うか指導していただいておりますのでそちらの方へ行って、早めにとってまた辰野へ来ていただけるかなと辰野出身の先生でありますので、そんなことを了解してるところであります。空いた日には辰野の中のどっかの病院で少し外来でもやってくれたらなあこんなことも考えてお願いをしておりますが上手くいくかどうか分かりません。あまりいろいろ言ってしまうと後で違ふとまた皆さんに怒られますので、できるだけ言わんようにいたしますが、ただ現状を理解するにはどうしてもそういうことも分かっていたかなきゃならぬので今言ってるわけでもあります。5月くらいには1人常勤医を増やして辰野病院、発表ができる、これも言ったじゃないかどうなのかとかこういうふうになってしまいますけれども、なるような方向で現在進んでますのでお許しをいただきたいと思っております。その後もまた小児科の医師とか要望の強い所、産婦人科の場合には今現在も検診はしております。交代交代でウィークデイは必ずやっておりますけれども、2人揃わないとお産しませんので、2人の確

保が大変でございます。そういう中で1ウィークデイが1日空きまして信大の方へ掛け合いましたところ、「とってもそんな状態じゃない、しかしどうしても言うなら僕が行くよりしょうがない。」って教授が言ってくれました。「結構でございます。」ということでそういった冗談が実りまして現在、産婦人科の教授が1日は辰野病院に来てくれております、婦人科であります。それで妊婦さんの検診も行っております。若干先生お忙しいもんですから、教授ですから、遅く来て早く帰るということが否めない事実でもありますけれども、そんなことであちらこちらで協力体制を万全に張っているわけでありますので、是非一つ皆さん方にも医師のそういった情報があればどこからどこまででも飛んでまいりますので、一つご協力をいただきたいと思っております。後3、4年かなとも思っております。一番は臨床医の研修制度、自由にしましたので自分の母校で自分の教授を選んだ所で研修しなんで、自由にどこへでも行けるようになったので比較的大都会へ行ってしまったということです。しかし大都会もここで厚生労働の方にも皆さん方のお願いをしてもらった時期もありましたし、我々も行きましたし日本国中からそんな話があって大都会の病院も研修医に対する定員制を作れということで、無尽蔵に入れてはいけないというふうにも段々変わってきております。同時にまた無尽蔵に入れてもその病院も運営がありますので、いつまでもドンドンドンドン入れてるわけにもいきませんので、ある一定まで経ちますと段々また地方へ回るだろうと思われれます。そんな中で長野県はそんなに早い時期じゃないとこういうふうに踏んでまして、後4、5年かなというふうにもちょっと踏んでおります。これも推測ですので「あん時言ったじゃないかどうしろって、補償しろ。」って言われても、これまた困ることですがしかし今の状況はそういったとこ先取りしながら情報をほぼ確信持てるような情報だったら是としながら入れて、判断基準にいられていかざるを得ないような状況ですから、神様とて分からないことではありますが、そのような方向に進めていくことを願ってまずし多分そうなるだろうと思っております。そういう時のために辰野病院はしっかり構築してそして今の先生方を守っていただいて、30名のお医者さんが頑張ってくれておりますので常勤の先生方励ましていただいて、そして構築に向けて進んでいきたいと。議員ご指摘のように医師確保は正に第一義的な問題であると、診療報酬よりも前にこれをしなきゃいけない、私どもはそう思っております。

○三堀（9番）

またあの時にこう言ったって言おうと思いますけれども、まそれ冗談です。次に財政支援でございましてけれども自治体が地方医療のために病院を持つ、これは町長も言っておられるように一大居住拠点都市構想っていうこと考えますと、なお医療の充実ということは当然だと思います。そうした形でもって自治体が病院を持つ以上財政支援は当然のことです。採算面だけでいる、いらぬ、要、不用を論議すべきではありません。町では不採算部門を補う支援ができる体力を常に持つよう、財政環境を整えておくべき責任があると思います。かといって採算を度外視して良いというものではありませんけれども、病院建設による地域医療確保それを支える体力があるかどうか、これは少々心配になるところですので簡単で結構ですけれどもお答えいただきたい。

○町 長

「なくてもやっていきます。」って言えばこれは無理になります。そのぐらいの気持ちではあります。しかしおかげさまで下水道がさきほど来お話申し上げてますように、気持ちの上ではここんとこ 280 億円を投下して無事終わりました。今現在起債で残ってるのが 100 数億円かと思っております。やりながら返しやりながら返しました返すとまたやって、いよいよもう返すだけというふうな時期に入ってきております。それらを踏まえたり要するに大型事業、大きな連続的な大型事業などが一応ここで終わってきているので、同時に病院建ってもすぐ返すわけじゃありませんので、その下水道の 100 何億にしても大きいですがその返済などのピークはとっくに全て過ぎておりますので、同時にまた全体的な起債その他に関しましての判定もいたしております。これもあまり借りないようにできるだけ起債を借りても裏打ちのあるような起債っていうのあります。返す時に 8 割を国がくれるような補正対策のような事業を行えば、今最近はちょっと減ってきておりますがだから補正、補正町長って言われたようなもので、一時はできるだけ当初予算に上げて通さなくてくれ、補正でそれを通してくれってこんなようなことやったりしてあの手この手でやってきておりまして、今おかげさまで現在は一時財政、実質公債比率が下から 3 番目という時もありました。急に言われて急に出したんですがあれは借金対プライマリーバランス（基礎的財政収支）は見てないんですね。ただ借金がいくらあるか、財政規模いくらであるか、これだけでいまだにそれは判断してます。それから国の

方も段々考えを入れてまいりまして、今度基金はどのぐらいあるだろうかというようなことも鹹味したり、将来負担率はどうか、将来赤字負担は実はどうなのかといろんな負担、やっぱり指標がいろんな目でやっぱり私の言ったように右も左もいろいろ見てもらいたい、そん中で4項目ぐらいありますが大体全部の平均が中間まではいきませんけども、大分当初の問題よりは心配しなくて良いところまで来ておりますので、もちろん財政化健全をもうちょっと進めてまいりますし実質公債比率だって18が良いって言われますから、今 20.01 %ぐらいでしたから、になるところですからまた18に下げないようにしますし、努力して病院を造ったがために町がダメになったとかそんなこのないよう努力はしてまいりたいと思います。一言で言うと他にも沢山ありますが大型事業の最終と病院の構築が少しオーバーラップの部分が1、2年重なりますけれどもそんなようなことで考えてるところであります。なお建てるはできましてもその後の赤字に対してどのぐらいの補填かと、これも大変な難しいことでもあります。しかしそれもやはり行政、議員がおっしゃってますように支援と財政支援ということでもありますから、ダラダラ出すのはまかりならんということを経済省が言っているわけでもあります。病院の運営に対しては厚生労働、経済省はダラダラ出しちゃいけないと、がんじがらめで儲からないようにして医者減らして、これはもう分かりますよねどういう政策であるか、ということでもありますのでそれにめげず、しかしキチッと決まってきたものだけは改革プランを通しながら構築に向けて全力を投球していくつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。なお新しい地所がありましたら途中で変更することいくらだっております。そりゃその方が良いと判断された場合でありますので、また住民説明をその時は行いますけれども是非一つそのへんは言ったことをいつまでも拘っていることなく、一つの目標に向かって若干の変更は、変更があつたりなんかするからこうやって留まっているわけですので、留められているわけですのでお分かりをいただきたいと思います。以上であります。

○三堀（9番）

段々時間がなくなってきましたので、はい分かりました。専門職の病院の専門職の位置付けでございますけれどもこれは、申し上げます、医師を始め看護師、薬剤師、各種技師、病院の中では全て専門職だと思います。職員もまたその中であつて専門職でなければならないと考えております。したがって通常の職員異動の範疇で

はなくてよければ専門職として張り付ける、時には有能な人材を外部から導入することも必要かと考えます。病院職員の位置付けと外部からの人材導入をできるだけ病院の内容充実をするような形でもって進めて欲しい、これは3番目は時間もありませんので要望にしておきます。

最後の質問ですけれども、これは只今前の中村議員の質問でほぼ見当はついておりますので多くは申し上げません。現職町長と一騎打ちをして当選し、二期目は無投票であったものの、三期目はおそらく歴代町長も実際には避けていただろうと思われる共産党との一騎打ち、これも退け僕はその時に考えたんですけれどもこの経過を見て、おそらく町長は四期だって五期だって六期だってやるんだという意欲がなければそこまでは踏ん張れなかつただろうと、いろいろの面から批判する人はおりますけれどもなかなか実際に自治体を最高執行責任者としていくには大変厳しい今時期だと思います。どこの自治体も同じだと思います。これで財政が非常に良い町ならともかくとして、これも大変厳しい面があろうかと思います。そうしたことを考えますと経験と実績がこれからは特に求められる時期じゃないかと考えます。そして一つやることにしてもよく町長言われるように、あれもこれもじゃないと、あれかこれかというその選択ということが非常に大事になってくると思います。よほど精査した考え方でもって取りかからんといけない。ただ私は今になって考えてみますと病院を以前145床ですか、そういう青写真を描いたと、マスタープランができ上がった時ありましたがそれからいろいろ経過して最初の前田町議の言われたようにいろいろが変わってきている、これは政治は生きものだというふうに考えますのでそれはそれで良いと思います。研修医の問題それから診療報酬の問題、今度は改革プラン策定といろいろありますので、そのへんを間違えない舵取りを今後四期目に向けてしっかり先を見据えた形でもって、そしてまた良い時には本当に決断力をしっかり出して欲しい。そのあたりを最後の言葉にしまして質問を終わります。

○議長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は15時00分といたします。

休憩開始 14時 45分

再開時間 15時 00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席11番岩田清議員。

【質問順位 6 番、議席 11 番、岩田 清 議員】

○岩田（11 番）

それではですね通告にしたがいましてですね、3 点について質問いたします。ただですね、順序を入れ替えまして喫緊の課題であります定額給付金について最初に伺いたいと思います。実はですね思いがけず昨日ですね我が家に大変なスピードでこの定額給付金ですね申請書が送られてまいりました。各市町村争っているのかとは思いますが大変これは評価したいと思いますけれども、中に申請手続きの方法の説明書きがございましたけれども、これについてですね最初にお伺いしたいと思います。免許証または保険証及び振込先通帳の標題番号のコピーが必要であるとのことでございますけれども、これはですね私どもはこれやるのは簡単なんですけれども、独り暮らしのお年寄りにとってはかなり難しいことかもしれません。こういう方に対する支給のですね説明はどうなるのか、あるいは支給方法はどうなるのか、それとですね給付対象者は平成 21 年 2 月 1 日が基準になるわけですがけれども、万が一 2 月 2 日以降支給日までにですね亡くなられたという場合、ケースがあると思います。これについて最初に伺いたいと思います。

○町 長

細部の事務的な問題でありますので課長の方から先にお答えをさせていただきます。

○まちづくり政策課長

今の最初にご指摘をいただきました申請書のですね裏面に張っていただく本人確認の免許証あるいは通帳のコピーという件でございますが、これはですね上伊那統一のですね打ち合わせの中でこの様式が決められたものでございまして、これ小さい町村辰野町は丁度中間になるわけですが、小さな町村にとってはですねあまり意味のないことかもしれませんが、大きな所になりますとですね、郵送で手続きを取るということで本人確認がなかなかできないと。全部窓口で行って出向いて窓口で確認ができれば問題ないわけですがけれども、そういうことを避けるためにですねこれを付けたということでもあります。それで今も問い合わせをいただいておりますけれども、もし役場の方に来ていただける方があればですね、どうしてもそれがですね必須条件ではありませんので、職員の中でその方が本人だということが確認取

ればですねそれもやぶさかではございません。それと通帳のコピーの関係でございますがこれにつきましてはですね振り込みを銀行、金融機関を通じて振り込みをさせていただく時にですね大きな市になりますと何十件、何百件というエラーが出るようでございます。辰野町でも通常の財務会計の中で振り込みをさせていただいてますが、個人への振り込みには非常にですね申請の中の数字が一字違っても一仮名読み方が一字違うだけでもですね、金融機関に突き返されます。そうしますとですね今のこのご時世ですと他行へ振り込んだ場合には630円が更に余分に掛かってしまうというような不合理が出てまいりまして、それを避けるためにですね通帳を開いた所の記帳をしていただきますとそこにですね、漢字の読み方のふりがながカタカナで入ってますね。それを頂くためにですねやっている作業でございますのでどうしてもこれはなければ確認が取れないというものでございませぬので、窓口等へ来られてですねそれで役場の口座引き落としをしているデータを見て良いということになれば、これもですね当初考えましたが個人情報ということでこちらからですね、確認をさせていただくことはできませんでしたので、来られて確認が取ればそれは良いということでご案内をさせていただきますので、そんなふうですね大きな目でご理解をいただきたいと思っております。それから死亡された方でございますけれども、これにつきましては世帯主の方でないって、その家族の一員であればですね2月1日の時にご健在の方に対しては支給がされます。但しお独りで生活をされている独り暮らし老人等の皆さん、2月1日に亡くなられますとですね受給権者が亡くなったということで、支給日までに健在でなければ支給されないというそういう要綱になっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○岩田（11番）

今ですねまちづくりの課長の方からですね、説明を聞けばなるほどと分かるわけですけれども、これは一般の町民の方特にですね高齢者の方については理解しにくいということがあると思っております。それでですね、申請をすればですね振り込みまで幾日くらい掛かるか、新聞報道によればですね郵便局は大分遅れるという話も伺っております。実際にはどのくらい掛かってこれが振り込まれるもののでしょうか。

○まちづくり政策課長

広域の情報センターそれから金融機関との打ち合わせの中で、月に3回ですね振り込み日を指定することになりました。それでいきますと10日のスパンということ

になりますので、3月ですと一応金融機関にデータが回るのがですね、16日締めくらしいのものを27日に支払いという形で、後順繰りにですね4月は8日、8の付く日をですね支払い日と設定をさせていただきまして、その10日前のサイクルでもって回していけたらと、一応期間が6箇月ということではありますが集中するのは4月5月くらいまでかなあと考えてますので、そんな周期で回していきたいと。郵便局についてはですね金融機関のネットワークとちょっとルートが違いますので、少し時間掛かりますけれどもそれもできる形になります。その他に口座のない方等については現金支給ということもですね、現金部を統一をいたしましてその中でお支払いをしていきたいとそんなふうに考えております。

○岩田（11番）

いずれにしてもですね、当てにされている方そして振り込みというを楽しみにされている方がございますのでですね、スムーズなですね執行をお願いしたいと思えますけれども、もう一つ心配なのはですね例えばですね死亡に伴い通帳の閉鎖があったような場合、これについてもですね考えて十分対応していただきたいと思えます。それではですね前回にも質問させていただきましたけれども、この定額給付金はですね政府の方の目的としまして、生活支援ということが第一です。更にはですね、消費拡大の意味を持っているので是非使って欲しいという報道もされております。せっかくこの不景気の時代に千載一遇のチャンスでありますので、プレミアム付きのですね地域振興券として地元商店街の活性化につなげることができないか。ここにですね辰野町が平成11年に発行しました地域振興券というのをこれ危篤にも1,000円残された方から私がお借りしてきたものですがけれども、ここで有効期間はですね、平成11年3月16日から平成11年9月15日までということになっております。今回のですね給付金は総額で3億4,000万円くらいになるということですので、その内ですね1億円でもですねせめて地元商店街で買い物して消費して欲しいというのが願いですけれども町長この点について伺いたいと思えます。

○町長

それでは改めまして質問順位6番の岩田清議員の質問にお答えを申し上げます。定額給付金が交付されることによってのもう少し有効な町の方へそういった消費拡大につながるような方策が取れないかということでありまして、各市町村いろいろ検討中の所もあるしもう既に実施をしている所もあるわけではありますが、少しプレ

ミアムを付けてそして商品券に替えてそして使っていただくと。もちろんそれはできるだけ自分の町を主体にするような考え方、100%の所もありますし一部を他の方も良いんですけれどもできるだけ増してとこんなようなことも今あるようであります。辰野町はこれ実際に通るかどうかいろいろ政権の問題でそれこそ揺れ動いておりましたけれども、その前に通るであろうという想定の下にこれあくまでこういうことやるには商工会とタイアップしなきゃならないということで商工会の方へも打診して伺っております。しかし今まで今現在はこの定額給付金以外の新たに商工会もいろいろ都合もあるようでございますので、時期的な問題それもあるようでございますから、その経費なども含めてまた今議員がお示しの地域振興券と同じようなものやってみたらどうかということを検討してくれてるようであります。これは定額給付金でやるのが良いのか、他でやるのが良いか分かりませんが今日まで現在はやはりまだ最初の検討に対しましてはなかなか積極的でなかったので、辰野町は現在は見送っている状態ですが、今後別の方向の中で商品券として検討中でありましてこれだけは申し述べておきたいと思っております。

○岩田（11番）

県下81市町村でもですね30以上の町村が検討してまして、プレミアム率ですけれども10%の自治体が13、20%が11、中にはですね30%という所も2町村あります。せっかくの機会です全国でもいろいろ工夫してですね知恵を絞ってやっております。こういうところでですねズクを止んではダメかなと、ですからここで機動的に動いていただいて是非商工会の方にも働きかけていただく。それから飲食にでも良いと思います、飲食組合。それからほたるシールですね事業協同組合、このへんの所とですね是非協議をしてですね考えていただきたいと思っておりますけれども、現場サイドでやるなら産業振興課になるかと思っておりますけれども、現場サイドの声も聞きたいと思っております。

○町長

現場サイドの課長の方からお答え申し上げますが、ただ機を逃がすなということも確かにありますけれども、財政的にも考えてないと辰野町は約全員が来たと仮定しますと3億4,000万ぐらいのお金が下りてきております。それで1割プレミアムって3,400万ですから商会さんともし半々に持ったとしても商工会の方の持ち分も相当な金額、町の方も相当金額とこういうことになりまして、ちょっとした補正ぐら

いでは対応できないんじゃないかとも思われますが、検討は今一生懸命やっていますので、またプレミアムの%がどのぐらいなのかというようなことも財政的な問題もあるというふうにも思っていたきたいと思います。課長の方からお答えします。

○産業振興課長

プレミアム商品券でありますけれども、これもニュースの部分でありまして全国でやはり698市町村また県内では38市町村ぐらいが発行予定であるというように聞いております。割増率につきましては10%から20%の割増率の商品券が多いというように聞いておるところでございます。只今町長が申し上げましたように財政的な負担の面、時期の面も含めまして商工会と検討中でございます。

○岩田（11番）

是非ですね3億4,000万ということを対象としなくても良いと思うんですよね、1億なら1億来た人に替えてあげるといような形でやればですね、イヤな人もいるわけですからそのへんのところは検討すればですね大きな財政負担にはならないと思いますので検討していただきたいと思います。

それではですね入札制度の改善はうまく機能しているか？という2番目のですね質問にまいります。これも前議会で質問したことですけれども、東京リサーチでの2月のですね景気動向によればですね景気悪化は更に激しくなっており、2月度の倒産総額1兆3,000億というような数字も出ております。私がですね前回してきました危惧したとおりですね防火貯水槽を落札した業者がその後、倒産整理ということになってしまいました。通常建設工事においては引き渡し後、最低1箇年はです瑕疵担保責任に基づく工事保証とかあるはずですがけれども、そのへんのところはどうなっていますか。

○町長

最初の標題の方の質問に答えまして後担当課の方からお答えいたします。まず題名にありますように入札制度改善はうまく機能しているか？ということですが、辰野町の場合は国の指導もありまして受注希望型の競争入札を試行的に導入してみたところでありまして、公正明大でありますし透明性、競争性などの確保されておるわけでありまして、大分安価で落ちる可能性も出てまいりまして、それはただぬか喜びばかりではいけないなとは思っております。しかし安価で粗悪品という形になってもいけません、その品質に関しましては安価であっても辰野町において

は特にそういった品質においては問題ないということを確認いたしております。各担当の方からそれぞれに答えをいたします。

○議長

それぞれ課長ありますか。いいですか。

(なし)

○岩田（11番）

じゃそれはまた後で答えていただければ良いですけれども、結局ですね受けた、受注した業社がですね完成した後倒産したわけですね。そうすると1年間要するに責任を持ったですね工事保証がないわけですよ、完成品に対して。これを今瑕疵担保責任と申し上げたわけですけれども、それではですねそのことと一緒に答えていただきたいと思っておりますけれども、こういう小泉改革の下ですね市場原理主義が導入され建設関係ではその波をですねまともに被っています。長野県でもですねその行き過ぎに気づきましてこれを是正しようという動きがあります。いわゆるですね落札率の下ませをですね設定しましてそして公正な競争というか品質の確保も含めて、確保しようとする考え方であります。それで前回質問させていただいた時にですね副町長は半年あるいは1年という話を試行期間だという話を伺いましたけれどもですね、ここでですね最近のですね落札率を見ますと下辰野の介護予防センターの改修工事、6社参加で1,102万円の予定価格の内ですね落札額は740万、比率にしますと67.12%。それからつい最近だと思っておりますけれども赤羽介護予防センターの機械設備工事これは5社参加しております。365万の予定価格のところ落札額が249万、これは68.21%というわけになってます。これではですねただでさえ数少ない物件をですね採算割れで落札する、あるいは業績が苦しい業者がですねもう採算を度外視して取るというようなケースが今後も出てくる可能性があります。この工事がそうと言うわけじゃないんですけれども、ですからですねこのへんのところはですねやっぱり即刻改めていかなきゃいけないと思っておりますけれども、お考えを聞かせてください。

○副町長

この件につきましては、9月の一般質問でも質問があった件でありますけれどもその時には私の方からは「様子を見て本当に必要があるとすれば見直す。」という答弁をした記憶があるわけでありまして、今1年間ほぼ終わる状況を見

てですね今の段階で申し上げることは、最低予定価格をですねあえてここで設定をして21年度以降いくという方向にはまだ至っておりません。というのはですね前回もお話しましたとおり、適正なですね見積もりをしていただいて品質が確保できるということであれば、あえて高いところの業者に決定をするということが果たして許されることであろうかどうかということを検討をしないといけないわけでありまして、そういった適正な見積もり品質の保証ができる限りはですねやっぱり一番安い業者に決定をしていかざるを得ない、こういうことでもありますのでお願いいたします。

○岩田（11番）

そうしますとですね偶然にですね受注した業者が倒産したのは、その会社の事情だという形で理解して良いことだと思います。とすればですね今後もそういうことがないのかあるのかね、これは分かりませんがやはりですねさきほど町長が言われましたように小さな行政を選択して地元でお互いに生き残っていくというね道を模索している以上ですね、このへんのところはですねいずれですね胸においておいて改革の余地があると思いますので指摘しておきます。もう一つ入札見積もりについてはですね、税金を町へ払っている地元業者にですねある程度のアドバンテージを与えるのがこれ公正だと思いますけれども、これ入札選定委員会ですね一つのスタンダードというものはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○副町長

入札の業者選定委員会はですね月に大体1回あるいは2回行っております。その中でそれぞれの案件、案件と言いますか工事等につきまして選定委員会の中でどういう形で選定するかといことを一つひとつ検討をした中で、今さきほど町長が申しましたとおり国・県は指定競争入札から一般競争入札にきなさいという指示があるわけで、昨年からそういう形で受注型を行ってわけでありましたが、そういうことからいきますと町内の業者をまず優先するということは、当然のことでありまして入札に参加する条件というのはかなり厳しい条件を設定しております。特に建設業者につきましては今の段階では町外の業者が入るという条件には一切ないわけでありまして、あくまでも町内の業者。で後今の質問の主旨はですねおそらく物件のことかなあとこういうふうに思っているわけでありまして、これもですね国の方の指導は入札に附す場合にはできる限り5社ぐらいの業者を設定しな

さいと、最低でも3社が必要ですよというこういう一つのマニュアルがあるわけでありまして、辰野町といたしましてもできる限り5社ぐらいの業者選定をしていきたいとこんなふうに考えておりますので、そういうことからいきますと3社しかない業者の場合には今まで取引のあった実績のある町外の業者も中に加えて入札に附しているという状況でありますので、お願いいたします。

○岩田（11番）

それではですね地元業者という定義ですね、例えば営業所があれば良いのかそこからへんところの定義について今厳格にと言ったんですから厳格なところを教えてくださいと思います。

○副町長

それは全部決まっておりますので、担当の課長の方から説明をいたさせます。

○まちづくり政策課長

物件と工事費さきほど申し上げましたように区分けがちょっと違うわけでありませけれども、基本的にですね物件については選定委員会の方通らずにですね事業の担当課によりまして業者の選定をしているのが通常でございます。金額が大きくなると今回のように介護予防センターの備品というふうな形になりますと選定委員会に通る場合もございます。その時にですね指名される業者さんはどんなふうにして出てくるかということではありますが、指名参加願いをいただいてですね、いただいた時にその審査をしそれが適正ということになればですねその業者さんは参加をする資格があるということで、さきほど副町長申し上げましたように実績とかですね業者数を鑑みながら選考をしていくということになります。その指名参加願いに添付されるものにつきましてはですね、本店の所在する市町村の完納証明あるいはですね地方消費税の完納証明等が付けられて、その審査をパスしたものの本支店が登録されるというそういうシステムになっております。それからちょっとさきほどいただきましたご質問で、その瑕疵担保責任の関係であります但途中で倒産された場合にはこの保証協会等の保証がついておりましてそちらの方からの補償金で対応するわけではありますが、工事が完了した後にその業者さんがなくなられた場合にはですね、基本的に1年間は当然持つだろう竣工検査の折にですねその使用、あるいは設計書等比べて引き取り検査をしておりますので、それで担保させていただいてい

るというそういうのが現状であります。

○岩田（11番）

引き渡し完了後ですね瑕疵担保責任については分かりましたけれども、私質問したのは営業所の定義を町内業者の定義を聞いてるわけです。例えばですね電話1本あればですね例えばよその町外の業者でも、そこに電話1本自分とこの従業員の家にですね置いておいて転送するようなケースでも地元業者であるかどうか。

○まちづくり政策課長

建設業の関係とそれと物品の関係とはちょっとスタンスが違いますのであれですが、一応建設業の場合にはですね町内に一定要件をする支店、営業所を有する業者ということで、その条件としましてはですね支店として開業した場合にはですね10年間そこに営業所がなければいけないということで、これにつきましてはですね県の方の建設業、ちょっと法律があれなんですけどそちらの方に登録をされてですねその書類が出てまいります。その書類にですね10年間登録をされているという裏付けをもってその支店を認めるわけでありまして、支店の条件といたしましては途中でもって実態調査に回りまして一応ですね3名の職員、社員が配置をされている条件をもって支店、営業所と見なすわけでありまして、ですのでそのへんのところはですね建設業の関係はですねキッチンとできてるわけですが、物品についてはですね広範囲になりますし、特に教育委員会等ですね業者さんは町外からも入ってきてるっていうのが現実でございますので、選定委員会の審査がそこまでは及ばないということがございますので実態調査等はしておりませんで、指名参加願いの提出された折に審査をしているのが現実でございます。

○岩田（11番）

今基準を聞いたわけですがけれども、営業所があってもですね法人税を納めてるわけでもなく、本社機能を町に置いてる企業との兼ね合いということですねもう少しですね、その入札に参加する企業に対してですね点数化したりあるいはそういうことをはっきりね提示することによりましてもっと公明公正なものになると思いますので、そのへんのところをこれから今後一層ですね透明化を図っていただきたいと思います。

それではですね最後の質問になりますけれども矢ヶ崎町政12年を総括してということですがけれども、あまりにも広範囲に多岐にわたりますので質問を絞りますけれ

ども、三期12年といえば小学校入学した生徒がですね大学入試を受けるような歳になるわけですね。非常に長い年月だったと思います。その間ですね私商工業の指数なんか平成10年度の比で調べてありますけれども、頑張っているとも言えるし製造出荷額などはですねちょっと本社機能の移転などで減ってはいますんで、このへんのところはですねそれなりに評価したいと思いますけれども、よく町長が言われる100%国庫補助の箱ものを建てたものですね、例えば介護センターなどのように非常に有用なものもありますけれども、例えばですね駅前のパルティスのようにですね建った後、私はいろんなことで利用させていただく方だと思いますけれども、顔を見たこともないというような場所もあります。いずれにしましてもですね、有効利用ということを考えなきゃいけないんですけれども、いずれにしましても道路が近隣市町村と比較してですね著しく遅れています。ここ10数年で見ますと人口で言いますと箕輪町は3割、南箕輪村は50%と増加していますけれども、辰野町は漸減している。これはですね非常に道路問題が大きかったと思います。それでですねこういうハードな部分は別にしましてですね、ソフト事業が辰野町は少なかったというふうに考えておりますけれども、そのへんのところちょっと12年を振り返りながらですね町長に感想を述べていただきたいと思います。

○町 長

前段のパルティスで顔を見ないっておっしゃいましたが、こちらから質問できなくて困るんですが顔を見ないっていうのはお客さんの顔を見ないっていうことなのかよく分からないんですが、いずれ今指定業者に任せましてあそこは観光面にもいろんな面にも活用できるように有効利用を働きかけてやっているとあります。またITの利用者なども利用もあるやに聞いております。一つずつあげていくときりがないと思うんですが、当然100%事業はありがたい事業であります。当然建て替えなきゃならない他の事業でやれば地元、相当、町も相当、下手すると県も相当持たなきゃいけないような事業になったのではないかと。これはいくつもありますのでそれぞれの分析はありますが、沢山やった中での一つ二つ利用度が少ないとかいうこともどっかにあるのかなと、それがパルティスなのかなと今そういうようなことで捉えてお話をしているところではありますが、私はそんなに利用度が低いとかいうふうには思っていないつもりであります。道路の問題に対しましては、私も計画を立てて、この議会の一般質問にも受け答えしながらまた要望ということで捉えな

がら、町も幹線道路なんとしてもこれから熱を入れてやってくこういうところへ来ております。今までに関しましては若干、国のというより県の都合がお分かりだと思ひます、詳しく申し上げませんが。やはりコンクリート、道路などが割かれて逆に国から来た予算も 250 億返した時期もあるというようなことの中で辰野もようやく今徳本の所が真っ直ぐに着工しているところでありまして、羽北の方も路線がここで決定して更にこれから小野に向けてどうなっていくかということによって住民を踏まえてやはりワークショップ形式の中で、総論はみんなで作り上げそして各論に対して着工していくとこういうふうな矢先になっております。確かにこれはさきほど言いましたようにいろいろな事情がありまして、少し遅れてる。なお春日街道につきましてはあそこまでもっていったら辰野止まっちゃったって言うんですが、あれ来るまでに大体 15 年も遅れているんですね。遅れて到着した時に長野県の県政の体制がそれを道路をやる体制でなかったということも遅れた理由です。しかしここへ来てまた村井体制、県政の中でこれを春日街道もそれから 153 号線も与地辰野線も全部入れて、町道の東西線まであおり込んだ中でのとりあえず、羽北地区の路線が決定したところでありますのでそれに向けてドンドン着工していかなきゃならないと、こういふことでもあります。それはこう見てお分かりだと思ひますけれどもね。あえてここで言われるまでもなくどうしてそんなふうなのかということはお分かりだと思ひます。なおソフト事業に対してのことが少ないって言うんですけれども、これもまた上げますときりがないもんですから何とも言えないんですけれども、ソフト事業も相当やってるつもりでございます。それ議員のおっしゃることがやってあったかどうかということなどがどの点を言われているのかよく分からないんですけれども、これは協働のまちづくりに向けますスタートを切ったとかですね、女性登用とかいっぱいあるんじゃないですか、これは機構改革だとか行政評価システム、指定管理者制度導入、これみんなソフト事業です。元気支援づくり事業とかですね、これ上げればきりがないんですけれども言ってみてもしょうがないと思ひますが、まだまだいっぱいあります。緊急通報システムだとかですね、4 歳児未満の医療費無料化とか、現在は小学校 3 年まで至っているとかですね、これ福祉も上げれば沢山なんですけどまだやりますか？地域社協の発足だとかですね、地域防災システムとか地域教育いろいろなことなどもソフト事業に入っております。灯油券の購入などもこれは辰野ばかりじゃありませんけれども、これもそうであります。それから障害

者策定プラン、保健福祉推進委員会の一体化、児童医療無料これはさきほど言ったとおりであります。時間もね、そういうことですから、この他いっぱいそういったソフト事業がいろいろあるんですが、議員のおっしゃりたいことはどの部分が欠落してたのかっていうことをちょっと言っていただくと答え易くなるのかなあと私は思っております。以上であります。

○岩田（11番）

さきほどですね前田議員がですね、政治は結果責任だと言われたとおりですね実際にはですね箕輪や南箕輪に比べて要するに活性化が進んでいないということだと思います。で私が言いますのはですね、ソフト事業の面って言いますとやっぱり若者が定着するようですねそういうものをですね、やはり地域間競争に生き残るためにですね目玉的にやっぱりやっていかなければね、若者が戻って来ないということなんですよ。でここに『信毎』の記事がありますけれども小県郡の長和町はですね18歳までの医療を無料化しているわけですね。で要するにこれから子育て支援を充実させて人口増にもつなげたいと、成瀬議員が前の議会でも質問してましたけれども、現在ですね小学校3年までということは今胸を張って言われたですけども、小学校3年までの利用している費用、それから小学校6年までに無料にした場合、それから中学校まで無料化した場合という試算をちょっとお願いしたいと思っておりますけれども。

○保健福祉課長

只今は小学校3年生まで医療費が無料になっておりますが、20年度の決算見込みは約85万円ほどになっております。これを小学校6年生まで拡大した場合は現在より640万円から730万円の増が見込まれます。更に中学3年生まで拡大した場合は今より1,210万円から1,380万円の増加が見込まれます。以上でございます。

○岩田（11番）

これもあのですね比較するのはちょっと無理かもしれませんが、病院の繰出金が億単位で出していることを思えばですね、小学校6年くらいまでは無料化してそして若いですね世帯に対して応援して、辰野町は住みやすいぞということアピールしたらどうかと思います。これは提言にしておきます。

続きまして行政改革でございますけれども、今回ですね町の団塊の世代の課長職が6、7人以上ですか大量退職でなるわけでございますけれども、組織に対してで

すねこれからひずみと言うか歪みというかそういうものが出てこないのか、それとも一つです。人材育成についてです。我が町は資格取得の奨励制度はあるのでしょうか、この2つを伺いたいと思います。

○総務課長

1点目の、ここで課長職で6名が退職をいたします。これに伴いまして課長、それから課長補佐、係長クラスの人事がスムーズに進むのかという意味でのひずみだというふうに思いますが、現在のところそこについては全然問題がないだろうというふうに思っています。それから職員の資格取得についての育成あるいは補助制度でございます、これにつきましては平成20年度まではなくてそれぞれの職員のなんて言いますか時間を作っていただいてそれぞれの努力をお願いをしておりますけれども、21年度から新規に職員の自己啓発活動助成金制度を創設をいたしました。金額的には10万円という予算でございますけれども、これは計画を出していただいて審査をしながらその最終結果まで報告をいただいて交付をするという制度を作りましたので、そんなところで対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

○岩田（11番）

今総務課長の方からですね、スムーズに仕事がですね引き継げるということですが、けれども、若手の人たちがですね非常に能力があって引き継げているのか、それとも今の課長の人たちが仕事をしてこなくて簡単な仕事だったのか、まあフツと思いますけど、前者の方だと思いますけれども。

最後にですね病院についてですね何人もの議員が質問してますのでですねもう時間がないので、1問だけにしておきますけれども昨日もですね自治体病院の危機として、岩田県知事の議会での土下座や銚子市立病院問題で市長のリコールなどがテレビでは放映されています。いずれもですね不採算部門も自治体病院の起因するですね医療崩壊の実情があると思います。これはですね町長も悩んでおられると思いますけれども、結局ですねこれ2つのチャンスを失ったと思うんですよね。まずこれは町長が気が付かなかったと思うんですけど5、6年前にですね厚生連がその運営を引き受けたと言った時にですね、この時にひらめけば良かったかなと思いますけれどもこれ済んだことは仕方がない。で2番目はですねさきほど入札の直前にですね止めてしまったと、これはいろいろな事情があったと思いますけれどもそ

の時にですねもう発注してあればですね、私これまあ議会にいなくてよく分からなかったわけですがけれども、発注すべきであったかなあとと思うんですね。そうすればですね今苦しくてもこれやってたと思うんですよ。でこれはですねご承知のようにですね周囲の環境とか諸条件が一層悪くなっています。しかもですね厚生省や国のですね方針がですねブレている現在ですね、本当に3から5年以内に黒字にせよという非常に作文に近い改革プランを一生懸命考えるよりですね、これ私自分が碁という戦略的なそういう趣味がありますんでそこに囲碁十訣といって十の戦略的な心得があるわけですがけれども、2つここをできると思うんですよね、「動けばすべからず相応ずべし」これはですね局面の動静をよく見極めてから作戦を考えよということですがけれども、ここがですね今ですね現在はですね非常に逆風が吹いていてねチャンスを失って敵陣モードにある。相手方がもう要するにルールブックになっていてそれがブレるからですねいくら町長やこちらで真剣に考えてもね難しい。そういう時はどうすれば良いかといいますと、これはですね「界に入りてはよろしく緩なるべし」ということですね、将棋で言えば穴熊作戦なんですよ。さきほど三堀議員が古屋をね直すようなことはいけないって言うんですけど、古屋を守っていくということをしているんですね。手直しをしながらですね今のところをですね国の方式を聞き固まるまで5年からね様子を見たらどうかと、こういうことをございますけれども町長いかがでしょうか。

○町 長

さきほど来の病院問題であります。5、6年前に厚生連の方から話があったっていうのはこれはそんなに時間はズレてませんが、8年前です。その頃私も辰野病院の正式に大勢の医局と話したわけじゃありませんが、辰野病院の現体制のようなお医者さんがいたわけですね。大反対です。おそらく全部辞めちゃったでしょう。それでまた厚生連になれば住民の皆さんがどうなったか、あるいはまた厚生連の中で今必要化が取られたかどうか、このへんは問題ですね。不採算医療という形ではないですから富士見の厚生連の病院は井上院長の下、見事にやってらっしゃいます。しかしやっぱり不採算医療は後回しになるだろう、したがってあそこは透析やってなんだような気がいたします。ちょっと調べてみますけど、ということがありますので是非一つそういったこともご理解いただきたい。決してこれはチャンスを見失ったんじゃないだろうと思います。次は発注すべき時に発注すべきであったというん

ですが、あの時は医者が減っちゃったんですね、急に。これでやってく体制何床ってもう決めてましたので、これからまだまだあの時点ではどれだけお医者さんが減らされちゃうのか、あるいはすぐ来るのか読めない時点であります。チャンスをと云々というのはこれは過去を見て、後ろを見て言えば誰でも結果論で言えることでもあります。真剣に考えた結果、今現在に至っておりますので確かにやりにくくなっている状況は否めない事実であります。しかしここでもし今の病院を守ってやってくということになりますと相当のお金が掛かりまして、前にもワークショップの中でも話が出てると思いますし、説明もやっておりますが億単位のお金が修繕に掛かります。こういうことをやりながら5、6年っていうことですから5、6年で済むかどうか分かりませんが、それだけ持たせるっていうのはそれだけで済むかどうか分かりません。そしてまた新築だっということになるとやはり大きなお金が大変になってくる、経費その他でもって加算してく部分もありますけれども遅らせて、結果的に遅らせざるを得ないんですから、それよりもっと大きな拠出を無駄にってしまう可能性もあるわけであります。同時にまた医局の先生方の話も聞いていただきたい。我々がどうあるべきだ、こうあるべきだ、政治的にこうだって言っても大学とかですね、医療っていうのは特別なとこなんですね。それで例えば院長がいて管理者がいて、こうあるべきだと、じゃあその先生方がみんなそのとおりにやるかっていったらさきほど言ったように、教授と同じように一個の医局が対外活動しているわけです。したがって引っぱりだこなんですね。医師不足は引っぱりだこなんです。どこでも先生方が自分自由にやり良い所へ行っちゃうという可能性も出てくるんです。したがって医師を入れることを考えなきゃいけませんけど今の医師を守っていくこと、とにかく手を合わせるようにしてまでいつも私は、手こそ合わせませんが人前では、そんな気持ちで先生方に接しているつもりであります。大事にしながらそして良い病院が構築できるように一生懸命努力しているところであります。碁とかいろんな方法論などは言えますけども、今後ですね今後に対してはこれは見送るべきだって言うんですがこれちょっと今議員の言われたようなことではちょっと町は今進められないなと思います。過去を振り返ってさきほど言ったように見るならば、若干のことはそういうことは言えるのかもしれませんがあくまで結果論であるということでもあります。病院に対しましてはもちろん結果論である、結果こそ政治の責任であると言いますがまだ結果が出てないんです。これから出していくところで

す。以上です。

○岩田（11番）

いずれですねこれは歴史が証明してくれることだし、歴史的な評価を受けなければいけないことだと思います、辰野の町史において。新築するならですね、ワークショップで何時間も揉んだようにですね、買い求めた信州飼料の跡地ということで建てるべきだということを指摘しまして質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席5番宇治徳庚議員。

【質問順位7番、議席5番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（5番）

私は2つの分野からご質問をさせていただきたいと思います。1つは道路行政、もう1つは教育行政ということでございます。最初に小野地区における国道・県道・町道の改良促進の現状と今後の対応ということでございます。国道153号線は徳本水のミニバイパス事業が本格化し、伊北インター周辺の渋滞対策も一歩いっぽ改良への動きも目に見えてまいりました。小野地区においても中小規模ですが改良が随所で行われております。例えば北小野境から下町の外れまで約1.5kmに及ぶ排水性アスファルトへの改修です。下町外れからしだれ栗入り口踏切までのJR線ギリギリまでの拡幅です。小野駅に向かう上下歩道の改修と側溝の改良、延長など長年の関係者のご尽力のおかげで国道の安心・安全の確保が図られ地元住民も感謝しております。ただ多くの住民は今国道を走っていてもここからは県道だと、ここからは町道だという認識で車を走らせているわけではありません。特に小野では、いわば生活道としての国道であり県道であり町道であるわけです。その意味において関連した事業という見方で次のことについて国道・県道に関わる内容で大変恐縮ですが分かる範囲でご説明いただきたいと思います。1つは小野川に関わる長橋は耐震化の対象になっていると思いますが、この工事はいつ頃の見通しかということでございます。

○町長

それでは質問順位7番の宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げます。道路問題

さきほど来から取り上げてますようにできるだけ改修、それからまた新しい新道ダブルパンチでこれから積極的に進めていくところでございます。まずは小野の入り口の雨沢辺の拡幅工事、もちろん舗装工事そして町の要請によりまして明倫館から長橋までの間の歩道設置、それからまた明倫館からまた向こうの小野駅の方面に向かいましては側溝改修、いろいろ進めているところであります。この中の長橋自体の橋脚他々落橋の防止ということではありますが、これに対しましては橋毎に調査を行って21年度22年度ぐらいで施工をしていく予定というふうに、更にまた一応なっておりますが、陳情を重ねてそして決定をしていきたいとこんなふうに考えるところであります。

○宇治（5番）

せっかくの大がかりな工事になると思いますので、できましたら橋の上下が見違えるように改良されました。歩道も新設されました。そんなことで橋の片側で結構ですけれども、人一人分くらいの歩道を取り付けるというようなことができないものかというふうにお尋ねしたいと思いますが。

○建設水道課長

橋の歩道の設置の要望でございますけれども、さきほど町長答えましたように今回の国道の耐震補強対策っていうのは緊急輸送路の確保が目的ということでありまして、主には橋台の補強と橋脚の補強それと落橋防止というふうに聞いております。長橋の歩道につきましては前後が今議員さん言われたように改良が進みつつありますので引き続いて県の方に要望してまいりたいと思います。

○宇治（5番）

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ところで現在県道檜川岡谷線の国道との取り付け部の大幅改良工事が行われていることは先刻ご承知のとおりですが、実はこの工事は町内の業者が請け負っているわけですが、本来2月10日で完了するという地元説明で進んでおりました。しかし2月10日を過ぎた26日になって工事延長の申し入れがあり結局3月20日までの40日間延期されました。「そもそも計画自体どうなっているのか。」という地元住民の声を聞きます。そこでお尋ねいたしますが私も見て追加工事というような状況も見受けられませんが、この点について何か町として把握してる情報がありましたらお尋ねいたします。

○町 長

概要をお答えし課長の方からお答えいたしますが、この今ご指摘の所は水道管及びN T Tの電柱の移転に少し手間取ったということが予定外の中の遅れだと聞いております。更にまたあそこに町でも大変有力な会社もありまして、その出入りの時間帯をできるだけ迷惑掛けないようにというようなことの中の重なりだということに聞いておりますが、詳しいことはまた課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

現在檜川岡谷線、雨沢地区の県単道路改良ということで地権者の皆さんの協力をいただいて着工することができました。県道区間については147 m、国道区間については歩道整備ということで120 mを実施しております。工事の遅れでありますけれども、道路の専用物件であります水道管、N T Tの電柱の移転に日数が掛かっていることであります。特に水道管につきましては想定された深さが今回移転でないという予想立てておりましたが、路面の高さの調整の中で水道管の影響ができたということで急遽補正等お願いしまして、実施をしたということで遅くなっております。それと業務用の車輛の通行ということで朝9時から午後の3時までしか仕事ができないということで大変施行時間に制約を受けております。土日等についても工事をして工期の短縮を努めてるというように県の方から報告を受けております。町としましても工事の早期の竣工を強く要請しておりますが、近々このへんの工期の延長につきまして地元の皆さんに建設事務所より説明をする機会を設けるようお願いをしているところであります。いずれにしましても地域の皆さんには大変ご不便をお掛けしていますがもう暫くご協力願いたいと思います。以上です。

○宇治（5番）

今お聞きすれば水道あるいは電柱の工事が追加というそういう感じは受け取れるんですけども、実際私も見て電柱は3本、建て替えには1日あれば1本ずつで3日で十分で工事期間で終わってます。ただこの水道のですね追加工事っていうのはどうしても合点がいかない、いわゆるその変な話だなというように私も思っております。と申しますのは路面を最大85 cm削れば、当然水道管の見直しが起こらなきゃいけないわけで最初の事業の中にそれは当然組み込まれるべきだろうと、これが実はそうになってない、よもや図面を読み間違えたとかあるいは水道が通ってるということを知らなんだとか、そんなレベルではないと思いますけれどもこれは最初のですね県と町の情報交換に不備があるんじゃないかというふうに思います。この点ど

うでしょうか。

○建設水道課長

水道管の部分につきましては私どもの担当で道路の問題、水道やっておりますので調整が不十分だったということでお詫び申し上げたいと思います。

○宇治（5番）

今更それ以上説明を求めませんけれども、国道・県道・水道工事が一社に集中してるわけです。延期した3月20日も非常に地元は心配をしております。「それで本当に間に合うのか。」というふうに言っております。これだけ大幅に延長されるならばですね、回覧文書一枚で済まずでなくてさきほど課長が言われたように地元住民に再度説明会があってもよさそうではないかというのが、これは私ばかりではないと思います。この間マイカーを遠くへ預けてみなそれぞれに協力しているわけです。引き続き気持ちよく協力してもらうためにもですね、当事者の配慮があってもよいというように思いますので是非この点よろしくお願いします。一方この檜川岡谷線の工場の影響でですね迂回路として使われているのが、町道72号線です。飯沼川の橋を渡っていわゆる津島様の掘割を越えて駒沢川の橋に至る約200mくらいですが、ここが非常に狭くてですね左右の木々が日が当たらず更にカーブで見通しも悪いため、今回の迂回路によって雪による坂のスリップや車の接触も現に発生しております。そこでお尋ねいたしますが、今回の迂回路についてですねこの際町道72号線の改良の必要性を口にする住民もおりますので、この点についていかがでしょうか。

○町長

越道線の所ですね、掘割の。結構通学路にもなったりして交通量も前よりは非常に増えてきていることは認識しております。ちょいちょい電気なども防犯灯ですか、設置してきたつもりでもあります。まだまだ完璧じゃあないです。それでこういった所の拡幅工事でありますけれども、これに対しては今現在即刻計画は持ってません。今後につきましてまた地元の皆さん方の要望他の中で考えていきますが、とりあえずは待避所対応など地元の皆さん方をお願いして土地が確保できるようでしたら、もちろん町が購入はいたしますけれども待避所、待避所でこうつなげていけば拡幅になるって話もありますので、まずはそんなことも検討してみたいとこんなふうに思ってます。以上です。

○宇治（5番）

更に加えてですね、この町道の除雪のタイミングが遅いという実態があります。通学・通勤者が通った後に除雪されるということで、町からの業者への指示がですねどのようになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○建設水道課長

町道72号線、さきほどの越道線の200m間の除雪のタイミングが遅いという話があります。今町長話ありましたように通学路として第1次除雪の路線であります。今年度からこの路線の業者の変更等がありまして、町外業者をお願いしてる区分であります。今回県道改良工事の迂回路ということで工事の施工業者が除雪することとなっているということで打ち合わせをさせていただきましたが、一部除雪区間について不徹底がありまして両方でできなかったということがありました。除雪の遅れが起きました。地域の皆さんには大変ご不便をお掛けしたわけでありまして、区長さんの方から指摘等ありまして、伊那の建設事務所それから業者、町等再確認しまして迂回路については工事施工業者が除雪を行うっていうことを徹底いたしました。またできるだけ早い時期に除雪の作業をするよう要請しております。降雪の時間ももう少しかと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○宇治（5番）

是非引き続きですね見守りをお願いしたいと思います。今年雪が少ないとはいえこの除雪に関して本年度ですね小野地区の業者が変わり、大変評価が高いのですが残念ながらその業者は塩尻市の業者です。除雪のタイミングも良いし丁寧な作業ぶりと聞きます。町の業者が少なく当局も大変苦労されていると思いますが、受けた以上は住民が「なるほど。」思うような仕事をしていただきたいし、またそうなるべく当局の指導も改めてお願いしたいというふうに思います。

次に国道153号線バイパス道の促進と進め方についてお尋ねをいたします。いわゆる伊那バイパスがこのほど2010年の完成に向けて着工されました。いよいよ時間とともに辰野へ向かって北上してくるわけで、辰野町の道路整備網との整合も重要になってくると思います。そこでお尋ねいたします。両小野地区としてのルート案のまとめる期限を見極めたいと考えており、さき頃の羽北地区における道路懇談会の道路網案について今後どのようなタイミングで方向付けされる計画でしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○町 長

お答えを申し上げます。153号線さきほど来の幹線道路、命を掛けて辰野町は取り組んでかなきゃならないということでありまして、つい最近羽北地区の路線を構想決定それから事業の順番の決定というふうなことを発表し、これからまた住民の皆さん方にも説明会を設けるところであります。これは議員がご指摘のように道路っていうものはそこだけ良ければ他が良いっていうんでつながっているわけですから、やはり辰野から塩尻に抜ける道路を全線を考えてかなきゃならないと、こういうことでもあります。しかし羽北地区だけでもあれを全部仕上げるには60億でも利かないだろうと言われてるぐらいでありますから、まだ国土交通真剣にこれは掛け合って予算付けをドンドン進めまず1点2点付けたら、2度3度ということまで全部終わるまでいかなきゃならないだろうと思います。それで今度は新町地区からあるいは宮木地区から宮所、今村ずーっと通って雨沢から小野、それから善知峠（うとお）までというものに対しましてはやはり続けてこれもそのような方向の懇談会を持って欲しいなと思っております。ただ今まだ着工しないのに、できるだけ早く着工させていただくわけですが羽北地区部分から、まず羽場交差点ぐらいからいけると思いますがその地権者との問題もう土地も大分購入できそうな感じ、もう既に契約が終わってるやに聞いております。もう一件ありますので右折レーンの展開とかそんなことやって大体もう順調に工事が進んだ状態の中で次の路線についてやっていきたいと思っております。ただ全線がありますので全部のが一緒になって懇談する方が理想であります。しかしワークショップ形式ですからお互いにいろんなことを言っってお互い否定し合わない、しかし段々段々煮詰まってくという方法を取るために部分的にカットして路線を造ってってもらって後整合性を図った方が良いのか、最初からもう新町から小野まで全部間の皆さんも加わって今も期成同盟会あるわけありますので、それに小野の方も加わっていただいて下手すると北小野の皆さん方にまでご意見をいただいたりする方が良いのか、よく検討して次の段階へこぎ着けていきたいとこんなふうに思いますので、ご協力をお願い申し上げたいとこんなようなことでもあります。

○宇治（5番）

実は両小野地区振興会はこのほどですね1,400戸全戸に対して国道・バイパスに関する住民意向調査を実施いたしました。1,088回収78%の結果でございますけれ

ども、10項目ほどの質問の中で今日はちょっと2つほど数字をご紹介したいと思います。第1にですね防災道路としてのバイパス道が必要とする住民はですね約90%弱ということで、大方がバイパスは防災道路としてどうしても必要であるという認識であることが分かりました。もう一つはですね小野の歴史文化自然を活かすため現国道と分離したバイパス道の必要性について聞いたところですね、こちらも約80%強の住民が地域活性化の手段として望んでいることが分かりました。いずれを取ってもですね、バイパス道が小野で果たす役割というのが重要であるという住民認識が分かりましたので両小野振興会としても鋭意そういう方向で進めてまいりたいと、かように思っております。よろしくお願ひしたいと思います。そこでこれらの住民の総意を受けてですね更に取り組みを加速させるべく、現在町内7区で構成されている国道153号線整備促進協議会というのがございますが、この組織に小野地区も参加させていただけないかというふうに考えますがその可能性についてお尋ねいたします。

○町 長

さきほどちょっとそれに触れたんですけども、国道153号線整備促進協議会へ小野が入る可能性云々であります。十分にあると思います。ただそれが良いかどうか、さきほど言った下手な意味じゃなくてどっちが効率的なのか、そうかって別個別個にやって後整合性も大変なのか、あるいは別個別個やって整合性をお互いに連絡、協調しながらもってった方が良いのか、どの方が住民の皆さんが望みますかももう少し検討をさせていただきたいと、そんな意味もありまして羽北地区だけでとりあえずやったわけであります。特に羽北地区は縦横無尽の道路が沢山ありますので広がってますので、それでそういったしたこともありますが検討させていただきたいとこんなふうにも現在考えてるところであります。なおこの小野地区に対しますああいった歴史と文化のある所、前にも三堀議員がここでご質問したことあったかと思いますが、確かに通過交通を取るかあるいは生活道路を優先するのかバイパスにするのか、防災道路にするのか観光道路にするのかいろんな使い道もあろうかと思ひます。そのへんも検討して一緒にまたご意見をいただきたいとこんなように思っております。よろしくお願ひいたします。

○宇治（5番）

じゃあ道路問題につきましては以上で引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますが、次ですね、教育行政につきましては教育長にお尋ねしたいと思ひます。小中一貫教育の広がりの中で教育行政の今後の対応ということでござひます。公立小中学校における一貫教育は2000年に広島県呉市から始まったと言われ、2004頃にはですね品川区など全国で約50校くらいが実施してあります。それが昨年の2008年には小中併せて全国で1,542校に拡大し、一つの県あたりに端的に換算しますと33校というふうな計算になるわけですが、急激にこれは広がりを見せてあります。こうした中であつてですねおかげさまで両小野小中学校の一貫教育についてはこの4月から検討委員会の設置が決まり2011年4月本格スタートという計画で推進してあるというふうに聞いてありますが、そこで教育長にお尋ねしますけれども両小野小中一貫教育の推進におけるですね、現時点の取組みの状況とこの間で見えてきた先行きの課題は何かというようなことでお尋ねいたします。

○教育長

両小野小中一貫教育についての取組みの状況と課題ということでお答えをしたいとこんなふうに思ひます。昨年7月両小野地区の代表から両小野小中一貫教育についての申し込み、申し入れをいただきました。辰野町の教育委員会と同時に塩尻市の教育委員会にも申し入れをされたということでありまして、辰野町教育委員会及び塩尻市の教育委員会合同でこの問題にあつていこうと、こういうことにいたしまして両教育委員会で合同協議会を開催してこれから先の方向を協議したり、また先進地の視察をしたりしてスケジュールを今後の実現のためのスケジュールを作成をしてまいりました。そのスケジュールによりますと今着々と動いてるわけがありますけれども、この3月末までの間にですね検討委員会、一貫教育のための検討委員会の準備会を開催するというので既に何回かの準備会を行い、4月っから21年4月っからの本格的な検討委員会のことについて下準備をしてまいりました。

4月っからは検討委員会メンバーも新しく、引き続きやっていたく方もあるわけがありますけれども検討委員会を組織してその検討委員会の中でいくつかの部会を作ってですね、例えばカリキュラムをどのようにするかっていう部会がありますとか、総合的な学習をどんなふうにするのかという部会がありますとか、対外的な問題をどうするのかといういろいろな部会を作ってそして部会毎に検討をしていくと。保護者の皆さんへの説明会や地区への説明会、また組合議会への説明等々

をとおしてですね21年度、22年度2年間にわたって検討を重ね23年の4月から本格的な実施になれば良いかと、こんなふうに只今考えているところであります。またこれにつきましてですね、県の教育委員会や教育事務所に是非検討のためにですね、通常の教職員の数よりも一人余分にですねいただけないかというお願いをしてまいりましたところ、さき頃これが快諾されまして一人余分にいただけるとこういうことになりました。中学の方へ一人余分に付けてくださる、これが実現したわけでありす。また特例でありますけれども人事につきましても特段のご配慮をいただきたいということをお願いをしましたところ、これも何とか実現の方向が見えてまいりました。大変ありがたいなあとこんなふうに思っているわけでありす。更に現在小中学校におきましてはどんな交流ができるのか、どんなことが実施できるのかという一貫化の可能性を探るためにですね中学の先生が小学校へ来て算数の授業を試してみるとかですね、それから中学のALTの先生が小学校の先生と一緒に小学校の外国語活動をやってみるとかですね、それから儀式が一緒にできるのかとか行事はどうだろうかとか、部活はどうだろうかというようなことについてどんなことができるのか可能性を2年間にわたって模索をしていくと、こんなふうに今進んでいるところであります。以上です。課題を忘れまして。課題につきましてはですね、現在の校舎を小中学校の校舎をどのように使うかということによって、かなり大きないろいろな違いが出てくるだろうというふうに思います。それによってですね現在のような小学校組合教育委員会、中学校組合教育委員会というあり方が変わらざるを得ないことになるかもしれません。そうなればもちろん小学校組合議会、中学校組合議会の今の形と変えなければならなくなってくるかもしれません、ということ。それから現在小学校は伊那教育事務所、中学は松本教育事務所の管轄になっているわけでありすが、これも変わってくるようになるかもしれません。どちらかに寄っていくのか今のまんまになるのか、ちょっとそこもこれから先の検討の仕方によって変わってくるだろうというふうに思います。また校長会の所属も現在とは変わってくるだろうし、教育会の所属とかPTA連合会の上部へのつながり方とかそういったものが変わってきますので、どんなふうになればどう変わるのかを検討をしながらやってかなければいけないだろうというふうに思いますし、小学校6年中学3年というような区切りにするのかまた小学校1年から中学3年までを9年間で9年生までの編成にするのか、あるいは途中で4年3年2年というような区切り

にするのか何年、どういう区切りにするのかそれとカリキュラムをどのように編成するのかというようなことが大きな課題だろうというふうに思っておりますので、2年間に掛けて良い方法を模索しながら実現に向けていきたいとこんなように思っています。以上です。

○宇治（5番）

大変良く理解ができました。さきほど申し上げました1,542校という全国の一貫校をいろいろの形で取り組んでいるその実態はですね、9箇年を通した一貫教育という意味で実践後の評価も地域のカリキュラムの導入や指導法の見直しなど先生の意識改革と併せて、いわゆる中一ギャップの緩和に寄与しつつあるという報告がされております。しかしながら長野県では現在小中一貫教育の取組みを進めているのは菅平小中学校、それからまだ検討中ですが信濃町、大桑村くらいで1県あたりの33校とはかなり開きがあります。しかも長野県は不登校生徒数は全国ワースト3という中で遅れていると言うのか、慎重とでも言うのか分かりませんがこの差はなんなのかという意味でどのように理解すれば良いのか、この点について教育長の見解をお尋ねしたいと思っておりますがよろしくお願いします。

○教育長

ご指摘のような事実を私も認識しております。県内では両小野も含めて小中一貫4校今のところ予定も含めてですね4校、でまた全国的にはですね今ご指摘ありましたように1,500何校が一貫校、または一貫校の準備中というようなことであると思いますが、全国的に見ますとですね品川区とかですね宇都宮市、京都市、呉市、宗像市というようなですね、それから横浜市が今度、今計画中ですね。横浜市全市で中学が150何校あるそうですが、小学校がどのくらいですか300くらいあるんですかね、それを全部一貫校にしようというような構想を持っているようですが、それと比べてみますとですねその都市のですね大都市の学校に一貫校志向が非常に多いんじゃないかというふうに、私は自分の考えではそんなふう感じております。多分そういった所では中一ギャップとかいうのが非常に多いのかなというようなことも思っているわけでありまして。長野県も中一ギャップ等、不登校も結構多いわけでありまして、それぞれの市町村が中一ギャップを減らすことのみで一貫校を考えてるかどうかというところもあるかと、こんなふうに思いますし両小野につきましては中一ギャップがそんなにあるわけではないんですが、一貫校を考えて

いるというような事情もありますので、一応中一ギャップだけの理由で一緒になる、一貫校を一貫、あるいは一貫教育をですね考えているということでもなさそうでありますので、私もどうして長野県が少ないのかなってということは正しくは理解できません。県内でもですね段々4校、両小野のこれからのあり方も含めてですね、他の市町村もこれを見習って良ければこれから進んでくるのかなというふうなことを思っておりますし、県の教育委員会につきましては中・高の一貫校を一つ考えようかなというような構想があるというふうにもお聞きしてますが、小・中については県ではちょっと手が着かないところがあるのかなと、こんなふうに思っているわけでありまして。いずれにしてもそんな点も含めまして両小野小中の一貫校のあり方が、県内でもこれから注目されるのかなあとこんなふうに思っているところであります。

○宇治（5番）

今年に入って今教育長が言われたように横浜市が2012年4月から市内全小学校346校、中学校145校合計491校を一斉に小中一貫教育にするという発表もありましたし、他にも八王子市が106校、宇都宮市が93校、そして京都市が257校と確かに教育長言われるように都市部なんですけど、一気にですねこういう複数校での実現を目指す教育委員会が出てまいりました。そういう意味でお尋ねいたしますけれども、現在辰野町町内の小中学校の教員の交流授業等が始まっていますけれども辰野町として小学校4校、中学校1校いわゆる複数校による小中一貫校、一貫教育、導入とか研究とかそんなことを進めるというようなお考えはお持ちでしょうか。

○教育長

両小野の場合はですね、両小野地区の皆さんから熱い思いを伝えていただきまして「是非と。」というお話でありました。原則的には町内の方も地域の皆さんと相談したり協調したりしながら考えていく問題かなというふうに思っているわけでありまして、必要な小・中の交流とか連携とかいうことにつきましては現在もある程度のやっておりますし、これからも進めていきたいというふうに思っております。例えば学力向上小中連携授業というようなものを導入をいたしまして、中学の所属の先生が小学校へ行って授業をするということもやっております。また小学校の先生が中学へ行って授業をするというようなことも今までやってきておりますし、また小中ではないですが中・高の連携も同じように考えておってそれぞれの先生が行っ

て授業をしたりするというようなこともやっております。また幼保と小との連携と
いうようなことも考えておりました、いずれにしましても小中に限らずですね幼保・
小中高あるいは短大まで含めてですね、必要な交流や有効な手立てはなるべく打っ
ていきたいなとこんなふうに考えているところであります。また幼保・小・中の先
生方をみんな一同に集めて研修会をするような機会も取っております。この研修会
につきましては夏休みの1日を特に発達障害等の子どもをどのように扱うか、どの
ようにするのが良いかというようなことについて研修を深めてきております。した
がってこれから先、さきほども申し上げましたように両小野小中学校のまた成果を
見ながらですね、地域の方々と協調しながら考えていきたいとこんなに思っています。

○宇治（5番）

いずれにしましても今や9箇年を通した小中一貫教育というのは国の6・3制と
いうものとは違う新しい教育改革のスタイルになり得るというふうに言われており
ます。大きな広がりを見せております。それゆえに辰野町としても是非今教育長言
われたように広い意味での研究をしていただければ幸いかな、というように考えま
すのでよろしく願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご
苦労様でした。

9. 閉会の時期

3月10日 午後 16時 25分 延会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したもので
あって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番

平成21年第4回辰野町議会定例会会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成21年3月11日 午前10時 開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	赤羽八洲男
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	平泉栄一	まちづくり政策課長	小沢辰一
住民税務課長	野沢修一	保健福祉課長	井口敬子
産業振興課長	松尾一利	建設水道課長	根橋正美
会計管理者	加島範久	教育次長	白鳥義政
病院事務長	荻原憲夫	福寿苑事務長	金子文武
開発公社常務理事	竹淵光雄	消防署長	丸山均
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢秀行	事務局長	林龍太郎

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢高秋
議会事務局庶務係長	飯沢誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第1番	中村守夫
議席第2番	矢ヶ崎紀男

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので第4回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席10番中谷道文議員。

【質問順位8番、議席10番、中谷 道文 議員】

○中谷（10番）

皆さんおはようございます。また早朝より傍聴にみられた皆さん方に厚く御礼を申し上げます。2日目のトップバッターということで中谷より質問を開始してまいります。先日の一般質問でかなり触れられたところがありますので、できるだけ省略してポイントのみ申し上げるつもりでございますので、よろしく願いいたします。町の不況対策と介護施設の充実支援についての質問をさせていただきます。第1点の深刻化する不況と町の諸対策についてお伺いをいたします。アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した不況は瞬く間に全世界に波及し、100年に1度とも言われる大恐慌に発展しつつあります。専門家の話では早くても3ないし5年長ければ10年ないし20年もと長期化が予想されるとのことであります。既にアメリカでは71兆円、日本では25兆円を投入し景気回復を進める等が報道をされております。また県においては約72億ということで辰野町の一般会計予算に匹敵するような巨額を投じ、対策を進めるということでございます。当町としても不況克服策、景気浮揚策の取組みについては町として極めて重要な対策、施策と考えられます。深刻な実態はテレビや新聞で毎日報道されておりますし、前日の根橋議員、岩田議員、船木議員等からも触れられておりまして台風と同じように通り過ぎるのを待つと、こういう姿勢ではどうにもならないと、前向きに対応していくことが今打つべき手ではないかとこんなふうに考えまして、質問させていただきます。1点目でありませんが、町としてもいち早く不況対策窓口を設置して相談機能を果たすなり補償額の

対応、雇用創出対応、また雇用安定助成金等説明会等を積極的な取り組みをスタートさせておりました、取り組みについては理解し評価するところではありますが、町長の進める21年度の町政の視点、あるいは重点施策のどのような部分に入ってどのような位置付けで不況克服策や景気浮揚の取り組みを考えられておりますか質問いたします。昨日根橋議員の質問に対しては町長は「鋭意を努力する。」という答弁でございましたので1、2点の主要施策をお聞かせを願いたいと思います。

○町 長

おはようございます。昨日に続きまして2日目の3月議会一般質問であります。質問順位本日の1番は8番の中谷道文議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。さきほど来問題になっておりますし、また我々も真剣に考えていかなきゃならない深刻化する不況と町の諸対策ですかね、諸政策についてということでのご質問であります。町長見解ということではありますが、有効求人倍率だけで見ましてもこの上伊那は長野県あるいは全国平均より良かったんですけれども、1月に来て逆に長野県有効求人倍率0.61に対して上伊那地方全体で見ますと0.49と逆に下がってるということであります。この流れは非常に工業の生産数の多い上伊那、長野県下の中ではということで、最初のスタートの時にはまだ在庫調整その他というような形の中で大きな響きはなかったんですけれども、ここへ来てやはり工業が非常に多いがために逆に有効求人倍率をマイナスの方向に引っ張るといった形が出てきていると、辰野町もご多分に漏れずだと、こんなふうにも考えてるところであります。このことに対しまして積極的に私どもも対応しなきゃならないということで、ご存知のとおり昨年12月22日から不況相談窓口を開設しまして、それぞれ各課連携の中で対応をさせていただいております。まずは離職者の居住安定ということで相談があれば、住める家の用意なども公営住宅なども適用させて用意いたしておりますし、失業者向けの生活資金あるいはまた企業におきましては中小規模の事業者、事業資金の円滑化などを図るようにはいたしております。昨日も申し上げましたが利用者ももちろんあるわけではありますが、まだまだ中小企業向けの制度資金などは余裕を2億以上辰野町も枠を持っているわけですので、適宜そのように対応していきたいというふうなことでがんばっているところであります。また事業的には20年度事態も町の資金にそんなに大きな影響を及ぼさないような国の100%事業という形の中で、介護予防センターをあちこちへ建立させていただいておりますし、これは

延いては保険福祉のこれからの発展につながるものであるし、また老朽化した公民館などの建て替え、非常に必要であるものである、同時に景気浮揚策にもこれはなっ
てきているということでそのことも鋭意進めてるところであり、町の特徴であるか
とこんなふうにもあえて言えるところでもあります。これに対しまして更にまた21年
度も長引くということですが、100年とかそういうことではないんですけども
いずれにしましても短期に終わることを望んでいるわけでありまして、望む
にはやはり町としても国としても同時にまた発信元のアメリカ自体が早く立ち直る
ことというふうなことであります。言わばバブルがはじけたのが原因でありますの
で、このバブルが早く普通の自主性の経済動向に移ること、そして一定の、今行き
過ぎ逆に下に行き過ぎてますから、バブルは行き過ぎてますので一般の需要消費に
早く結びついて戻ること、このことが景気を立て直す世界に向けてのアメリカの発
信であるなど、責任であろうと私は思っておりますし、それに功をすべく各国もそ
れぞれの国の中でまた対応していく、同時にまた貿易が非常に昔よりも更に進んで、
輸出入が日本においても拡大しているわけでありましてとても日本だけとか、ア
メリカだけとか、ヨーロッパだけでは無理でありますので連携、同時連鎖作用を起
こしておりますので全体的に早く普通の安定的な消費需要に戻ること、それが生産
につながりまた雇用の拡大につながってくる。ただ一時的みたいにやたらこう膨ら
んだっというふうなことはあり得ないかと思えます。しかし日本も既に10何年前
にバブル崩壊の経験を十二分にしておりますので、このことが進まないように抑え、
更にまた土地投機にも結びつかないように抑える中での安定成長を狙う、こういう
政策がこれからは世界中で取られていかなきゃならないとこんなふうにも考えてる
ところでもあります。これは全体的な流れであります、その中で辰野町もいろい
ろと用意をいたしております。21年度予算への反映ということにもなると思いま
すけれども、緊急安心実現総合対策事業ということにしまして既に行っているわけ
あります。灯油券の配布を行いましたし、また公用車に対しましての購入もここ
でいたしております。2台という予定でありますけれども、もう1台軽の方が入っ
てくる、軽か普通車の方か分かりませんがどちらか今2台の内1台が購入された
ので、繰越明許他で今年度内に入るかどうかということではありますが、これは20
年度21年度なかなか分けるわけにはいきませんので、同時に事業を展開いたしま
してもあるいは予算通過しましても繰越明許で21年に流れ込むこと、緊急対策であります

ので両方一緒にお話申し上げて申し訳ないんですが、そのようなことも既に進んでおります。また補正予算におきまして2月で議会でご承認いただきましたように、地域活性化の生活対策臨時交付金事業ということで1億1,071万円を計上いたしまして、これで早くその事業を着手してまいります。当然繰越明許で4月以降へなだれ込んでいく事業も多々ありますので、ご了解をいただきたいと思います。たつの海この事業に対しましては前にもお知らせ申し上げましたが、たつの海に対します送水管のこの改修及び埋め替えということでもあります。また昨日来お話がありますように庁舎の屋上へ太陽光発電設備の設置に入っております。それから防災マップもこの時点で作らせていただき、景気浮揚に少しでも役立てばということをやっているところであります。なお道路舗装改修などもあるわけでありまして昨日も言いましたけれども、城前橋がこれからでき上がって秋に向けてありますので、その手前、手前と言いますか宮木側の方の全面ではありませんが踏切ぐらいまでいけるかどうか、大変直しても崩れ、直しても崩れ、大型や通行量も多い反面地下水が非常に浅いということで非常に道路が造りにくい所ではありますが、思い切って少し深く掘ってキチッと底堅めをしながら、それこそ辰野中学校の校歌にあるように地を締めて、建てるんでなくて今度は敷く、布設する道路かなとこんな形を展開していきたいとこんなふうにも思っているところであります。前にも山岸議員の一般質問にもあったとおりであります。この際一気にやっ飛ばしておうと、西小前とかそちらの方はまた次の段階を考えておりますし、一番傷んでる所ではない、今さきほど言いました所の城前の方の並木、桜並木の方が一番傷んでるとこんなことで着工をさせていただきます。同時に新町の西天竜の左岸、青木原の上、片側交通道路であります。段差になりますけれども対面交通ができるようにここで道路を片側新設改良してまいりますし、また東西線におきましてはオリンパスの企業の北大出側、踏切の所の大変通行困難という部分が出てきております。これも踏切でありますので特殊な改修が必要になって大変お金も掛かるわけですが、そこへも着工して改修してまいります。そんなようなことも進めてまいります。またパンデミックフルーということで鳥インフルエンザ、新型ということでH5N1、最近ではH5N5なども出始めて大変心配いたしておりますが、人ひと感染が進んだ時のことがとてもパンデミック、世界恐慌まきになるわけでありまして。フルーにならないように考える、またその手立て、どういうふうにするかっていうことで予算を少し使わせていただき辰野町と

してもできる限りの準備に入ってまいりたいと、こんなふうにも思います。なお辰野病院ともこれは連携させていただいて専門的知識を得る中での対応になろうかとこんなふうに思っております。なお緊急雇用創出事業ということで21年度は2,900万円を盛り込んでさせていただきます。これは約半年間を目処に28人ぐらいの雇用を町でもって臨時の方をお願いをしようということで募集に入ってまいります。これはこの際でありますので固定資産台帳の整備を行ったり、あるいはまた障害者施設の製品販売促進をこの方をお願い申し上げていただいたり、また辰野は埋蔵文化財いろいろ沢山あり過ぎる程ありますので、この遺跡、遺物、整理事業の方にも応援を願ったり、また都市公園の除間伐事業などにも応援を願っていただくということでそんな雇用創出にも向けて準備をいたしております。その他に森林造成事業の拡大ということで、昨年からは行っておりますがこのことも鋭意継続をしていきたいと思っております。道路改良工事はさきほど申し上げた所以外にもまた少し増額いたしておりますので、雇用創出に向けて景気浮揚策にも向けてということで若干であります。昨年からは継続いたしておりますが、増やしていきたいとこんな思いであります。商工関連の支援といたしましては各種制度がありますので不況対策の計画事業、あまり借りろ、借りろというふうなこともなかなか言えないわけではありますが、間口広く開けて待つということの通達もここで更にしていきたいとこんなことであります。ご質問の主旨がそういうことでございますので21年度の予算への反映も含めて現在の町長見解、今後の辰野町の対策、当面の課題につきましてお話申し上げます。

○中谷（10番）

町長の説明がありまして、十分国・県と連動しながら景気浮揚のために前向きに取り組んでいただける内容をお聞きしましたので安心をしているところでございますが、是非前向きな取り組みをお願いしたいと、非常に深刻な実態に陥っているように思います。

それでは質問を続けさせていただきます。2番目でありますけれども、不況克服策や景気浮揚のために取り組みについてはお聞きをいたしました。今のお話では町の予算の全体を使って雇用を促進し景気回復を図ると、こういう方向であるというふうなお話でありますけれども、私は単純に解釈をいたしまして今回の不況で一番被害を直撃に受ける商工関係のこの対応のものが、どのように配慮されてるか

というところを少しお聞きをしたかったものでありますから、重ねて質問させていただきますけれども21年度の予算構成等見ますと、前年対比構成比で3.5、本年度も3.5%というシェアであります。ただ金額については720万ほどの上乗せをされてるということで、一応項目別な内容の比較検討もいたしましたけれども十分配慮されておるのかどうか多少心配なところもありますので、そんな観点で商工関わる予算の配分についてもどんなところの力点をおいて仕事進めさせていくのかお伺いをいたします。

○町 長

再質問にお答えを申し上げます。商工会という形の中で辰野町も農業はJAさんですか、商工業は専門知識ということで商工会さんの方にも町も依頼をしてる、町が何もしないって意味じゃありません。そちらの方に専門知識のこともお任せし、それなりのまた補助金と言いますか資金をお出しして相協力願ってるという立場でありますので、ただし今回の場合国の方の関係、県の関係も景気浮揚っての除きますとやっぱり下がっているんですね、交付金その他、交付金を上げたりなんだかんだってみんな景気浮揚策で若干、19年度よりも20年度から21年は盛り込まれてる部分もありますけれどもそういったことをちょっとカットして見て、本当の骨格見てみますとやっぱり下がってる、そういうことの中で昨日来お話がありますように辰野町も職員を減らし、そして贅肉を落としてできるだけ住民負託に応えられるようなスリムな行政体を今作ってるわけであります。そういう中で今まで出しておりました補助金だとか、また振興金だとかいろいろそういったものがありますが、これご存知のとおり大分下げて申し訳ないんですが、下げさせていただいて今運営をしてるところです。したがってまして普通でいきますと商工会に対します町のいろんな出します資金に対しまして援助資金と言いますか委託金と言いますか、いろんな言い方も総括的にはあるんですがそれも本当は下げてかなきゃいけないところでもあります。今回はまず下げなんだということ、下げなんで商工会に対します振興費、商工業振興費を若干上げさせていただいております。それでまたこの3月議会の皆さん方のまた委員会審査に入るわけではありますが、そのようなことも町の苦しい中での本当の喘ぎの中で少し商工会に更にお願いたしたいっていう姿勢を見させていただいてると、見ていただきたいとこんなふうに思ってるこんなところでもあります。商工会の方もただ一生懸命やるからでなくて具体的にこちらの方もチェックさせて、チェッ

クさせていただくって言い方は失礼ですが、連携取り今までと違ったこの際の大不況に対しての方向性というものもお願いをしたり、話し合いをしたりということで昨年以上に今年も進めているところであります。普段はお任せしている、ここは最近では打ち合わせもさせていただいてるところということであります。まずこの不況対策的な考え方でいきますと、商工会の方も事業体質の強化ということ、ただ仕事ないから困ってる、じゃあどうする資金借りる、だけでなく事業体質の強化、仕事のない中非常に大変でありますけれども、まず事業の体質が問われるわけでありまして、同じ仕事が減っても体質の強い所、弱い所、やっぱり企業間格差が大分出てまいります。これに対する指導もお願いをいたしております。非常に下請けもございませし孫請けもございませるので、そのまた下の孫請けなんて所もありますので、そういった所に対する適切な指導をまずお願いいたしております。詳しくは申し上げられませんし、また各企業によって違いますので商工会の指導員、全体の動きの中でそういうふうな観点で今度は更に資本が入ってくかとかこんなふうに思います。また孫の手ハイテクテクノバレーという形の中で、長野県上伊那だけでなく長野県全体の考え方の中で長野テクノバレーから専門家を呼んでいただいたりしてまた商工会の皆さん方との懇談、話し合い、そして緊急対策に対してどうしたら良いのかというふうな専門的な話もいただいております。また地域資源活用ということで商工業ががんばっていただいているわけではありますが、これは行政と商工会という一つの指導機関とそしてまた実際の企業と、ということでやっております例えばかやぶきの館などに対しましても一点注目していただいて、今度は指定管理者になっていくわけではありますけれども、それに対する支援もやはり観光的な考え方、あるいは町の全体の商工業という形の中での捉え方などで、凄く注目をしていただいているところでもあります。商業においてはなかなかこれ難しいことではありますが、前から考えられてはおりますが、これ具体化してやはりどうしてもやろうということで一点逸品ということでもあります。一つの店の一点、次の逸品のいつは絶品の逸であります。免許証の免にしんじょうを書いた逸品、一点逸品、この運動を展開していただく、どこにも負けないこういったもの、絶品他にもないもの、このへんの展開も図っていただいておりますこれに対しては町も賛同でありますので、是非一つお互いに探し合っていたきたい、その逸品がたまたま外れてもまた次に次にと常に狙っていこうということで、最初っからその逸品が正に絶品になりたった一つの逸品に

なれば結構ですが、そういった考え方で進めていくというようなこともご指導をお願いするように依頼をいたしております。こういうことで着々と今進んでいるわけではありますが、なおまたさきほどの話にちょっと戻りますけれども、国は緊急保証制度の指定業種が760業種になってまいりました。この不況を受けてであります。辰野町内におきましても5号のセイフティネットの認定が35件認定いたしました。また7号のセイフティネットは9件現在は認定しているところであります。昨日来の話がありますが景気関連でありますので、セイフティネットも有効に使えるようお願いを申し上げたい、他に適宜また国の施策も経済状況も変わりますのでできることはここで言ったからこれだけってことでなくて、適宜取り入れながら同時にお金もそんなにあるわけじゃありませんので、今までそっちに使ってたお金もこっちにキューと急に変える時もあるかと思えます。事後報告になるか、あるいはまた前もって議会に相談できるか分かりませんが、適宜、時に対応してこういった正に、正に臨機応変の態度も必要かと思えますのでよろしく現時点におきます町の景気浮揚対策、ご理解をいただきたいと思えます。

○中谷（10番）

只今町長より前向きな、具体的な取組みの内容を紹介していただきましたので、次に質問を進めたいと思えます。中でも出てまいりました企業、商店、商店街等の体質改善をこの際図らにゃいけないというような課題、それから専門家によるその指導なりそういうものを受けてく必要があるというような問題、それから特徴ある商品の開発なり販売等を町を挙げて創出していかなきゃいけないというようなお話を賜り、全く同感に思っておるところでございます。それで私少し質問したかったことをダブりますが、今回の大不況で一番直撃を受け心配されるのが中小企業、個人商店、または町内商店街ではないかと心配するところであります。特に大不況を目前にして商工会等への財政的支援や事業協力体制の強化は不可欠と思われまますので、その時にはどのようなことかということで質問したかったわけでございますけれども、町長から説明受けまして理解いたしました。また先日も岩田議員の方からもプレミアム商品券の取り扱い等、やった方が良くないかと、それから場所によっては既に製造資金の金利補給をやっている所もありますし、勉強会をやったり経営診断事業等を着手している所もあるわけでございます、十分商工会との連携を取りながらこの不況対策も前進させていただくことをお願い申し上げたいと思えます。

それぞれ前向きな回答をいただきましたので、不況対策については急を要しておりますので、できるだけそれぞれのセクションで大変なことについては前向きに相談をして、また支援を差し伸べていただきたいことをお願いを申し上げたいと思います。また私先だって町の不況対策窓口や商工会へ出向きましてどんな状態かちょっとお聞きをしてまいりましたので、こういう所で申し上げるのは良いかどうかわかりませんが、紹介をしてみたいと思います。町の窓口では「月により差はあるが、月平均30件くらいの相談がありますよ。」ということでありました。また商工会では「ひっきりなしで職員が対応でききれない。」とそれほどだそうでございます。今は年度末ということで、資金繰りが主な相談であるようではありますが今後もっと深刻な相談に発展してくる可能性が強いとのことでありました。今後はますます専門的で高所よりアドバイスできる人材が欲しいなど、こんなようなことも申されておりました。個々の中小企業あるいは商店、それから業種別の対応それから商店街の全体の対応、経営診断、それから今後の戦略等アドバイスを受けられるような人材の確保が是非必要だとこんなふう感じてまいりました。ピンチをチャンスに変え、体質を改善してく絶好の機会だと思いますので予算的な問題はあることは十分私も理解をいたしますが、町と商工会と協同して人材確保なり前向きな取組みを強く要望し、1の質問を終わります。

時間の関係もありますので次に進めさせていただきたいと思います。2番目の質問であります介護施設の拡充と支援について質問をいたします。この問題につきましても前日船木議員の方から縷々（るる）お話がありましたので私の場合できるだけ省略してお尋ねをいたしますのでお願いをいたします。我が辰野町は福祉の進んだ町として、他を一步リードしているとお聞きしております。その取組みや対応について高く評価をし誇りとするところであります。特に介護予防の施設建設や、健康増進の取組み、健康寿命の延伸対応の取組み等についてはかなり進んでいるように感じております。先般介護施設を回り勉強する機会があり、介護施設の拡充強化と支援が安心安全な、まちづくりに必要なことと強く感じ得ましたのでそんな観点から質問させていただきます。質問内容につきましては、船木議員と同じところがありますのでごく簡単にしておきますが、そういうことでございます。質問であります、急速に進む高齢化社会と少子化進行の中で、介護を必要とする人は増加の一途をたどっております。皆子どもは都会へ就職し、地元に残った人も自分たち

の生活を支えながら介護をしなければいけないと、また両親の介護の面倒も見なければならぬという自体でありまして、ますます介護施設の必要性が高まりつつあると思います。当辰野町においても昨年12月現在で要支援並びに介護認定者 557 人おり、即入居希望者が30人待機しているとのことでありました。介護施設の拡充強化並びに支援対策等町は重要な施設と考えますが、昨日の根橋議員の質問、それから船木議員の質問等にありましたように町は県へ要望し、キャパを広げますよう在宅介護を推進しますよというようなことで積極的に取り組んでいただけるということですので、町長のご答弁は理解をいたします。次の質問であります、後期高齢者福祉と介護保険について見直しのために第四期の3箇年計画を作成中のことですが、どのような点に力点をおかれ検討されているか、特に介護並びに福祉の施設についてどのようにお考えか質問をいたします。

○町 長

それでは介護老人保健施設拡充他の福祉関連のご質問であります。まずは単発的に後期高齢者の福祉計画、介護保険事業計画の骨子ということでありまして、ここで第四期の計画がでてきているわけでありまして、このことに関しましては今3月がそれこそ骨子作りをやりまして、4月の全員協議会の方へご相談と言いますか報告をしていきたいというふうな段階に現在なっております。辰野の待機者ご指摘のとおり沢山あるわけでありまして、老健・福寿苑の待機者も約30名前後、そしてかたくりの里だけとって考えてみましても118人前後の状態であります。なおまたショートステイの要望なども増えてきてるわけでありまして、なんとか少しずつ増床していく、お金があればできるってこれまた難しいんですね、枠がありましてその枠を確保しないとこれは広域でやってる部分もありますので、特養に関しましてりしますものは広域で取ってそれをまた振り分けとこういう形にもなっております。どのへんが上手く政治的な力で取れるか、あるいはまたまず予算を持たなきゃダメなものですから、自分の予算同時にまた国庫補助・県補助なども見据えてやっぱり一番有利なものを持っていきながらの増床していかないとならんだろうとこんなふうに思います。今までこういう予算でやってから同じ予算があるかっていうとカランと変わってますのでまた別個の予算を取り付ける場合もあります。ただ増床の場合ですね、例えばかたくりの里をこういう予算であった、それ増床だから同じ予算があるかってもう国はとっくにない場合があるんです。変わって形が変わって

今若干市町村の負担が多くなりながら変えています。まず乗せといて後は下がっちゃうっていうのが国の方針だもんですから、けどこれは梯子かけて外されても地域にとって必要なものはこれはやはりやっという良かったという形になりますから、その後の管理運営増床に対しましてもまた別途予算などをできるだけ有利なものを探しながら、確保しながらそういったことに要求に応じていきたいとこんなことあります。第四期の計画につきましては「心豊かに生きる地域社会をめざす」というふうなことが基本理念ということになっておりますのでそれに則って、早く議員の皆さんにも提示できるようにということでもあります。もう少し細かいこともございますので課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

第四期の事業計画でございますが、骨子ですが今町長が申しあげましたように心豊かに生きる地域社会をめざすを実現するために、次の3つを基本目標といたしております。まず第1には自分の生き方を自分で決め、個人として尊重され自発的な活動を通して社会参加をして生活機能低下を補うサービスを必要な時受けられるような「健やかで生き生きとした暮らし」の実現をめざします。次は誰もが必要なときに必要な医療・保健・福祉のサービスを受けながら「安心して生きがいのある暮らし」の実現をめざします。次は住み慣れた地域で地域との関わりを持ち続け、持っている能力を活かし「住み慣れた地域での暮らしの」実現をめざしてまいります。主なところはこんなようなところでございますが、また全員協議会の折に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中谷（10番）

町長も十分福祉の必要性それから実態を認識されておりますので、この件については前日ご発表内でありましたようにキャパの拡大、在宅介護等も含めてご推進を強く望むものであります。次に質問させていただきたいと思っております。時間の関係もありますので、併せて簡単に説明をさせていただきたいと思っておりますが、特別養護老人ホームや何かにつきましては上伊那福祉協会が運営管理をしておりますので、それらの連携を十分取りながら実施をされてると思っておりますけれども、キャパがない郡下では785人の希望者があるというような非常な状態だと思います。それから民間での介護施設の拡充だとか増築とかそういった拡大の方向につきましてお聞きしたところ、現在の介護量ではとても増設や新築等はできないと、全く赤字で大幅な計

画は全く建てれないとこんな実態だそうでございますので、これは大きく県・国に上げて今後の国の考え方に沿うとかがでかいじゃないかと、こんなように思っておるところでございますので、申し上げてこの項は終わります。最後でありますけれども、現在の介護報酬では運営が非常に厳しい、実態にあることや介護そのものの作業が非常に大変だと、それで職員が定着しない、特に賃金面につきましては一般企業が33万平均に対して介護に関わる皆さんの賃金は22万と大幅に安いと、いうような大きな課題もあるようでございます。そこで質問であります但し今回設立の介護従事者処遇改善臨時特別基金については、この基金を一部介護の従事者あるいは施設の経営管理に充当するようなことが考えられるのかどうか、このタイトルでいけば従事者処遇改善と書いてありますけれども、主旨は介護保険の値上がりに対する掛け金の支援というふうなことが謳われておりまして、どうもタイトルと内容が違っているように感じております。またそれがダメでした場合も将来については町としても民・官を含めて支援等を福祉関係への力添えをいただくようなことができないかどうか質問をいたします。

○町 長

拡大をしながらまた職員さんの職員不足を補うような手立てという形でのご質問であります。増大に関しましては辰野町はグレースフル、民間に委託いたしておりますがそういう中で認知症の皆さん方を対象にして9床増床をお願いいたしております。こんなこともまた段々近々出てこようかとこんなふうに思っております。他にも一斉にということではありますが、さきほどのような事情であり適宜見ながらというふうに考えてまいります。またショートステイなどの増床もJAのぬくもりの中で2床ほど今お願いをいたしているところでもあります。なかなか100%すぐっていうわけにはいきませんが、段々増やしていいかなきゃならん状況下で、高齢化率が28.7%ぐらいということになってまいりますとそういう手立ても理想的にはすぐありませんけれども、そういう方向で進めるつもりであります。そういう中でさきほどの基金の問題で職員さんの問題ではありますが、確かに、ただあの基金はですねこれは私どもの見解としてはこれは施設の建設負担金としての補助にはならない、及び職員さんの待遇改善のお金として言わば埋蔵金という形でそれを掻き崩していくこともなかなかできなというように私どもは今現在理解いたしております。これはあくまで介護保険で加盟者、国民全体であります但我々町民みんなそうであ

りますけれども、こういう人たちのこの必要経費その他が段々上がっちゃったからって急に一気に介護料の保険料を上げるというような形のないような一種の抑制と云いますか、サイバネティックス（自動制御学）のような考え方の中の基金であるというに理解いたしておりますので、なかなかこれで施設を改造したり今のように職員さんの待遇に一部応用するってわけになかなかいかないんじゃないかっていうふうにも考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。なおこういったさきほどの経済不況の折でありますので、私とこへも何人かそういった福祉の方の介護あるいはまた社会福祉士として資格はあるがどうかとか、ケアマネージャー、ケアマネージャーはないんですけれども、いろんなヘルパーの資格は2級3級あるがどうかとかこんな話がありまして、適宜空いている所へご紹介は申し上げておりまして、しかし最近この2月末ぐらいから各施設がもう満杯になってます。満杯で上伊那福祉協会の方へも問い合わせしても今上伊那福祉協会の運営しているもの自体は特養で7つあるわけですがそこも満杯、養護老人ホームも2施設ありますがそこも満杯、現状はですね、そうかって経費の問題で余分に入れるわけにいかないという形もあります。また障害者支援施設1施設伊那にもあるわけですが、これだけ上伊那で運営いたして合計10の施設やっていますが大体これ今満杯の状態です。ですので待遇改善の話とはちょっと違いますけれども、今の現状はそんなに職員の不足ということはありませんって言いますか満杯になってきたと、こんなこともご理解いただきたいと思います。以上であります。

○中谷（10番）

それぞれ前向きな質問、ご回答いただきましたので終わりますけれども3月議会は予算を中心に21年度の町の取組みや今後の方向付けをする重要な議会でありますので、財政的な問題もあることは十分承知しながらご提案を申し上げたしだいでございます。そこで最後に私の独り言を申し上げますけれども、先だつたつのパークの温泉を視察した中で「辰野町の温泉の量はどうか。」というようなことで質問したところ「十分あって使い切れないうらい十分ありますよ。」というようなお話でございました。町の宝であります温泉を大いに今後の介護や医療その他に利用をしていくことが良いことじゃないかとこんなに考えておりまして、私の独り言を申し上げて今回の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 7 番成瀬恵津子議員。

【質問順位 9 番、議席 7 番、成瀬 恵津子 議員】

○成 瀬

それでは 3 点について質問いたします。まず 1 点目としまして地上デジタル放送に向けての辰野町の対応について質問させていただきます。2011 年 7 月 24 日アナログ放送が終了いたします。アナログ放送を視聴している方々に円滑に地方デジタル放送に移行していただくためには住民へのきめ細かな説明、相談、対応など抜本的強化が必要であります。まだアナログ放送から地上デジタル放送に移行することに対してよく理解されていない方も多いのではないでしょうか。地上デジタル放送移行にあたっての説明、相談、対応について質問いたします。まず始めに辰野町は町内 8 箇所、5 年前に、まだ皆さんが地上デジタル放送に対して関心の薄い時期に説明会を開催したようではありますが、なぜ 5 年も前に説明会を開催した、その理由は何でしょうか。またどのくらいの方が参加し、また参加された方々は十分理解されたのかお聞きします。

○町 長

それでは次に質問順位 9 番の成瀬恵津子議員の質問にお答え申し上げます。今あちらこちらで放送を使ってデジタル、デジタルっていう形が出てきておりましてこのことに対する認識度の問題、説明してかなきゃならないということではありますが、5 年も前、18 年度ですが 19、20、21、5 年ですかね？辰野のことになりますと 18 年度に消防団の単位に分けて地デジの説明会を行っております。198 名が参加されました。その時点のアンケートによりますと地デジというものの自体、地上デジタルの認識度は 80%、地デジの視聴方法の認識度、どうすれば良いのかということに対しての認識度は 55% ぐらいであったというふうに思っております。今の質問に対しましては以上であります。

○成瀬（7 番）

また特に障害者、独居高齢者の方々や福祉施設等への対応であります。個別訪問等の支援をし、説明相談を受けデジタル放送が移行できるところまでのサポート

していくべきと思いますが、町としてのこのサポートはどのようにしていくかお聞きします。

○町 長

やはり一定の障害を持たれたり高齢なったりすること、私自身も分からないところもあったりしてというわけではありますが、若い人ほど比較的理解が高いようであります。このことに対して実際には今度対応をしないとテレビが全く映らないと、声も来ないという形になってしまいますので、この部分に関しては大変心配いたしており、また国としてもですねいろんなヤンヤンヤの広告、宣伝を行っているところであります。アメリカあたりでもこの期限を決めてありましたが半年延ばすとか、周知徹底をどうしても図るためというふうなことであります。そのことに対しまして、できるだけまた説明会を申し上げていきたい、専門家を回したりっていうようなことをやってまいりますけれども、やはり障害をお持ちの方などは保健福祉課の担当にも実はなりますので、そちらの関わってる者の説明をできるように少し訓練をしていくとかいろんな方法を考えられます。これらのことにつきまして課長の方からもお答え申し上げます。

○まちづくり政策課長

私の方からちょっと説明をさせていただきますが、さきほどの質問の関係です。ね18年ちょっと早かったかもしれませんけれども、これはほたるチャンネル等の関係もございましてですね、実態を把握したいという調査に併せましてアンケートも取らしていただいたり説明会を開催したということでございます。機器等についてはですね非常に耐用年数が長いということで、18年地デジの話が出た時に説明会をさしていただきました。本当はこのへんで1度開催をすれば一番良いのかもしれませんが、全国のCATV協議会とですね東京のキー局あるいは総務省の関係のですね、まだ微調整等が済んでいない部分もろもろのですね問題が固まっていない状況もございまして、キチンと説明のできないような辰野町でいきますとLCVさんがキーになるかと思いますが、そちらの対応がある程度決まってこないとですね、私どもの説明もできにくいっていうようなそんな状況もございまして見合わせているようなそういう状況もございまして。今ご指摘のとおりですね弱者の皆さんにどんなふうに対応していくかということは、これからの課題になりますけれども専門員の説明を、説明員をですね配置する方法も一つありまじょうし、それから保

健師等を通じてですね独り暮らしの皆さんの所へは説明をさせていただく方法もあろうかと思えます。また前回のように数箇所の会場で説明会をさせていただくというような方法もあろうかと思えますので、これからはですねまたそんなことも検討しながら対応してまいりたいと思えます。LCVさんの方もともそうですし全国でもですねコールセンターというようなものを設けましてですね、一般の視聴者からの相談に乗っていただく窓口が今開設をされております。そのへんをPRしながら専門的な質問の方はですね、そちらに問い合わせいただくようなPRをしていきたいとそんなふうに思えますのでよろしくお願ひします。

○成瀬（7番）

この専門員というのは町の職員の方でしょうか。

○まちづくり政策課長

一応ですね、そういうふうな形が良いということになればですね、それは特別技術がなくてもですね説明ができますので、そういう肩書きにして回るということは可能かと思えます。

○成瀬（7番）

じゃこのまた弱者対策に対してはしっかり個別訪問等をして支援してくっていうふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。

○成瀬（7番）

更に町民の皆さんへの周知徹底は今後まだ計画はないが、やってくっていう方向として受け止めてよろしいですか。

○まちづくり政策課長

はい。

○成瀬（7番）

はい。分かりました。

○町長

そのとおりしていきたいと思えます。できるだけ広く、幅広く理解してもらいうちにやります。ただ100%っていうふうに行くか分かりませんが、その時はやっぱり指導の仕方も違ってくるだろうと、希望があれば誰か係が行って一緒にそ

こへいろんな機械の取り付けを手伝ってやるとかそこまでいかなきゃならんでしょうけども、理解できたからつつって全てができるとも限りませんので、とりあえず理解は55ぐらいの認識度じゃ、理解度80ぐらいでは足りないと思いますのでそのように進めてまいります。以上です。

○成瀬（7番）

次に受信機器購入支援の件であります。国は経済弱者向けの支援策として2009年から2011年にNHK受信料金額免除世帯、いわゆる町民税非課税、障害者世帯、生活保護、社会福祉施設入所者に対して受信機器購入などチューナー無償取り付け給付に関する支援を実施すると言われております。国ではこの支援に170億円の予算を付けていますが、町としての支援の考え、また今後この予算付けについての考えはあるかお聞きいたします。

○町長

おっしゃるとおり総務省がそのようにNHKの受信料の免除世帯に対しては、受信機購入などに関する支援をするという形にもなっておりますし、なおまた市町村民税の非課税世帯、なおまたその中で障害者を含む世帯に対しましては、更にまた福祉世帯へ入所している皆さん方もいらっしゃるわけではありますが、支援の対象となっております。独居のお年寄りに対しましては個別訪問を行う、というような形でも掲げておりますのでまだはっきり決まってきませんが、多分その方向になるかと思っておりますからそれを見ながら、なおまたきめ細かく行った方が良い場合は町などもそれに荷担して更にその周知徹底を図っていくと、こういうことにしていきたいと思っております。また生活保護世帯に対しての受信機の配布なども総務省は今現在提言しているわけでありまして、通るかどうか、通ると思っておりますけれどもそういう形の中で様子を見ながら適宜に町としてもバックアップ対応をしていくと、こういうことであります。なお辰野町はLCVなどにざっと9割ぐらいの皆さん方が加盟されているわけでありましてそちらの方でいきますと、若干のコンバーターだとか新しく機械を買い換えた所はそのまま映るとかいろんな方法もあります。これに関しまして、問題は新たにLCVを加盟される方に対しましては障害者1級という方に関しましては加入料無料となっておりますので、そんなことも斡旋しながらまたそんな対応をしていくことが良いだろうとこんなふうに思います。ただアナログ放送の場合よりもデジタルの方が非常に細密に分けられて混線もしないとか、いろん

なことでも多機能分離ができるわけでありまして、また画像も映るか映らないか、映った以上はどんな遠い所にあっても鮮明である、アナログってというのは段々段々薄くなったりジャージャー入ったり見えなくなる。こういう段階がなくて1ゼロ1ゼロの数字でいくわけでありまして、映ればピシャっともう鮮明、映らなければ全然映らないとこういう形になって非常にそのことが世界的にデジタルがよろしいという、これだけ電波使うようになればまた無線の交信他なども混線しないという形になって良いんです。反面あまり電波が長距離届かないという欠点を持っておりまして、辰野町でも消防の方の無線なども自治体、改革していくためにはアンテナを少しずつ少し余分に境目などには入れなきゃならない、それと同じようにLCVがやはり東京波を受けるに對しましても一応受ける所へ設置して許可がいるわけですが、そこへ中間にまた山梨あたりでそういった局が入ってしまうと、今度は映らないと、半分ぐらい映ると言ってもさきほど言ったように映るかゼロかですので、全く映らない、それでまた場所を変えなきゃいけない、意外とアンテナが受ける方は必要であると。そのことによって今LCVさんも今大変苦勞をされてるようではありますが、早くそのことが解決されて今までどおり辰野町もLCVをできるだけ普及、推進するように、ということは36チャンネルもそこに乗っているわけでありまして、そんなことのこととも考えながら適宜対応していきたいとこんなふうに思っております。以上であります。

○成瀬（7番）

予算付けのことについて答えていただけましたでしょうか。予算付け。

○町長

今のですか。

○成瀬（7番）

ええ。

○町長

答弁漏れですか。答弁漏れっていう意味？

○成瀬（7番）

この障害者、生活保護、社会福祉入所者に対するの予算付けは付けて行く考えは答えていただけましたでしょうか。

○議長

お互い同士のやりとりは謹んでください。

○町 長

はい。答弁漏れということで対応したいと思います。さきほども包括的にお話申し上げたんですが、まだ国の方が全部決定していない段階ですから、それを見ながら辰野町の方で痒い所へ手が届くことができるようでしたら、その予算付けが必要になってくるとこんなことであります。国の方で全部障害者1級その他全部やっていただければ、あるいはNHKの受信料無料者に対して要するに全部出していただければということになれば町がバックアップする必要ありませんので、しかし様子見ながらというのはそういう意味であります、お分かりいただけたでしょうか。以上であります。

○成瀬（7番）

じゃあ各学校、公共施設等の地上デジタル移行への予算付けについての考えも同じっていうことでありますかね。

○まちづくり政策課長

公共施設の関係でございますけれども、昨日も文部科学省の方の方針の中で補助率2分の1くらいを検討しているというようなニュースも流れておりますし、町の方ですとねどのへんまで対応していかなきゃいけないかっていう、まだ判断が付きかねている部分でございます。今回のですね不況対策の工事の中でも検討はいたしました。学校の関係にテレビ何台必要なのかとかですね、それからケーブルがどの程度使えるのかというまだそこまで具体的な部分で調査が済んでおりませんので、すぐに予算化するというのも難しいということで見送らせていただいた経過がございます。23年の7月という2011年の7月のデジタル化ということが言われておりますけれども、CATV協会の方を通して3～5年くらいアナログをですね流して欲しいというような総務省の要請も出ておまして、このへんの動きも加味しながら22年度にはですね町の方も予算化をさしていただくような形になろうかと思っておりますが、それまでの間はじっくり検討させていただいてそれで22年度に公共施設についての事業化を図ってまいりたいとそんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○成瀬（7番）

住民の皆さんの中で2011年7月24日を過ぎたら突然テレビが映らなくなってしまっ

たなどということのないよう、周知徹底、相談をキチンとやっていただくことを要望いたします。

次の質問に入ります。「ながの子ども・子育て応援県民会議」で進めている「ながの子育て家庭支援パスポート事業」について質問いたします。県と県内25団体代表らが少子化対策を議論しているながの子ども・子育て応援県民会議では事業の一つとして企業や商店と連携して子育て世帯に割り引きなど優待制度を全県に拡大していく、ながの子育て家庭支援パスポート事業を展開していきたいとして、各市町村に呼びかけています。賛同した市町村が主体となり対象世帯を認証し子育て応援カードを配布、導入済みの市町村を含め県内全ての協賛店舗でサービスが受けられる制度であります。対象は原則として18歳未満の子どもがいる世帯であります。質問に入ります。県民会議では全市町村に参加を呼びかけており、辰野町にもこの参加の呼びかけが来てると思いますがこのながの子ども子育て家庭支援パスポート事業について認識はされていますでしょうか。またこの事業に対して町はどのように受け止めているかお聞きします。

○町 長

次の質問でながの子ども・子育て応援の県民会議で進めている今のパスポート、ながの子育て家庭支援パスポートっていうことで、長野県の大きな目玉施策として出されたところであります。これに対しまして市だとか一部また隣の箕輪とか5、6町が下伊那では高森町だとか相乗ってきていることでありまして、今後に対しましてどういうふうにしていくかというところが、全市町村が今考えているところだと思います。辰野町も当然検討いたしております。しかしこれはそういったパスポート持っていればどこの商店行っても、その加盟店であればですね加盟店であれば町内、外ともに5%の値引きがあるという、そういうパスポートになろうかと思いません。ただし2,000円以上であろうかと思いません。300円の物を買っても5%引けっというのではないと思いません。2,000円以上ですから少し高い物を買った時の割引のパスポートであろうと思いません。これはやはりあくまで商店、ですから商工会と、さきほどの話じゃないですがよく相談してみないとなかなかそれが打ち立てができないとこでありますので、また商工会の方へも相談を掛けて相こういったものを導入できるかどうか検討してみたいとこんなふうには思っております。

○成瀬（7番）

辰野町は今後この事業の参加に対して協賛してくださる企業や商店、食堂等がなければできないことではありますが、協力を得ながらこの検討し参加していく方向の考えはありますでしょうか。

○教育次長

この件でありますけれども、今町長お話ししましたように商工会の方で協力ができないというような問題ですけれども、内容的にはやはり商工会の大型店あるいは個人商店の関係で協賛店でサービス内容を検討してというようなことで、さきほど町長言ったような%の割引、あるいはいろいろコーヒー、お茶、ジュース等のサービス等、内容的にいろいろと出てこようかと思えますけれども、そんらーを商工会とちょっと相談をしながらということの中で協力を得てというようなことで今後なってくると思えますけれども、若干私の方で調べた状況の中では箕輪で実施しておりますけれども、箕輪の方では昨年12月から実施をしているようです。51の協賛の商工会の店舗を取り付けているようですけれども、やはり個人商店、個人商店ではかなりちょっと大変な部分があるというような話も聞いてます。なんか大型店については、大分両方共が結局好評だというようなことで話は聞いてますけれども、そんらーの状況も踏まえながら今後商工会と検討はしていきたいと思っております。以上です。

○町長

さきほどの説明の中でちょっと言い間違えて言いますか、ニュアンスが違うように捉えたと思えますが、例えば商店で2,000円以上であって5%引きというのは一つの例であります。あくまでこれ商店が企画するものでありましてこれに県民会議としてパスポートに乗っていくかどうかということでもありますから、まず商店の自発的発想あるいはまた勧誘的発想、また商工会を中心に進めていきたいと思うんですが、その時にある商店はうちは3割引と、500円以上とか、それは自由にできるわけです。その状況を見ながら消費者の皆さんあるいはパスポートを持った皆さんが入っていくという形になりますので、5%2,000円以上ってというのは一つの例とこんなふうにとっていただきたいと、以上であります。修正させていただきます。

○成瀬（7番）

今その割引とかポイントを付けてくださる商店もあるそうであります。今箕輪町

の方でもやられてるっていう話がありましたけれども、食堂なんか箕輪町と辰野町にもあるっていうような所で「辰野町に来た時に食堂入ったけど辰野町では、箕輪町で同じ系列のお店でも箕輪ではポイント付けてもらえたけど、辰野町ではやってもらえなくてとても残念だった。」というようなお母さんの声もあるそうであります。市町村によってはこのような独自の子育て応援カードを協賛事業を実施しているところがありますが、ながの子ども・子育て家庭支援パスポート事業に参加すると地元以外でもサービスが受けられ、18歳未満のお子さんを持つ家庭にとっては「子育てにとってもお金が掛かる中で非常にありがたいことだ。」という声もあるそうではありますが、是非前向きな検討をよろしく願いいたします。また現在この序にこの事業への参加の検討を始めている市町村が出てきているそうです。県民会議では沢山の市町村が参加くださればそれだけサービスが受けられる地域が県内に広がるので是非参加をしていただきたいと言われておりました。辰野町も是非参加の方向でお願いいたします。

次に質問に入ります。発達障害早期発見のために5歳児検診の実施について質問いたします。私はこの5歳児検診についての質問は今回で3回目になります。それだけ発達障害の早期発見には5歳児検診がいかに重要かということでもあります。発達障害アスペルガー症候群は言語や認知能力に遅れがなく幼児期の発見は非常に難しい面があります。幼児検診は母子健康法で義務付けられた3歳までの実施となっておりますが、その後は小学校入学前までは行っておりません。就学前検診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。実際に発達障害のお子さんを持つ親から「就学前に発見できていたらもっと早い対応ができていたかもしれない。」との話を伺いました。質問に入りますが1回目、2回目の一般質問で細かく言わせていただきましたので今回は細かくは言いませんが、ただとにかく5歳児検診がいかに大事かということ町長に分かってもらえたらと思います。始めに教育現場で発達障害児に携わる教員の研修はどのようにされ、現場でどのように研修が活かされているかお聞きいたします。

○町 長

それでは3番目の発達障害ということでLD（学習障害）だとかADHD（注意欠陥・多動性障害）ADD（注意欠陥障害）いろんな注意力の欠落だとか多動性だ

とかいろいろなことが発達障害、学習障害も含めてあるわけでありますがこの他にもいろいろな混合的な障害もお持ちのお子さんもある、早く発見した方が良いということでもあります。このことに対しまして、また教育長の方から詳しくお話を申し上げたいとこんなふうに思いますが、一応町といたしましてはいろいろ話してみますと5歳で早く検診ということですが、それ以前の方がまだ良いわけでありまして、5歳では逆に遅いという医学的な見解もある、取る人もあるようでもあります。したがって5歳検診をここでスポット当ててそこで云々という形の前に、既にいろいろな検診も町としては行っているわけでありまして3箇月、5箇月、9箇月、1歳、1.5箇月、2歳、3歳とありますからそのへんの発見、あるいはまた保育園の発見、また親あるいはまた親戚、知人などの発見、このことの方が早い、早く発見して適応しなければならないと言うならばそこであろうと、こんなふうにも考えておりますが後教育長他からお答えをいたします。

○教育長

今町長のおっしゃるとおりかと思いますが研修、発見のための研修それからその活かされ方というような点につきまして現状をお話を申し上げたとこんなふうに思っておりますが、発達障害に関わる教員の研修につきましてははですね、いろいろな研修が準備されております。県の教育センターにおきましてはいくつかの講座を用意してありますので、教員は誰でもその講座を受けようと思えば受けられる状況であります。また教育事務所の主催ではLDやADHD等サポート会議というのがありまして、このサポート会議に各学校から一人ずつサポーターが出ていきますので、そこでもまた十分な研修が受けられるようになっております。それからまた町におきましてはですね、町の就学相談委員会の主催で研修会を毎年開催しております。夏休みの1日を使って幼保・小・中の全職員を対象にして研修会を行っております。今年で3回目になるかと思えます。それからその他にもですね民間の研究会の主催の研修が各所で開かれておりますので、希望すればそういう所へも出られるようになっております。これが研修の状況であります。そしてまたその研修がどのように活かされているかということに関わりましては、各学校にですね特別支援教育コーディネーターと、さきほど申し上げましたけれどもコーディネーターが指名されております。このコーディネーターを中心にして学校の中で支援の必要な子どもについての研修をしたり、あるいは事例研究をしたり検討をしたりするということをし

ておりまして、更に学校の就学相談委員会の上にはですね町の就学指導委員会もごさいますので、町の就学指導委員会でもそういったことを検討しどのように対応するかということをやっているわけでありまして。更にですね、特に支援が必要な子どもにつきましては保育園では障害児加配と、加配の先生を着けて対応をしておりますし小中学校におきましては必要な子どもにもは加配を着けて、町の費用でですね加配を着けて対応をしているわけでありまして。現在保育園では7名の加配、それから小中学校におきましては5名と介助員1名、6名の加配を着けております。来年度更に小中学校へ1名、保育園へ1名余分に着けるように対応をしているところでありまして。そんな対応をしながら研修を活かしていく方向を取っているところでありまして。

○成瀬（7番）

さきほどの町長の答弁の中で5歳児検診より前3歳、5歳より前でも良いんじゃないかっていう答弁がありました。5歳が大事なんです。保育園で先生が見つけてくださるといふこともあるそうです。でもその時に先生の方から親御さんに障害のことを話した場合、親御さんが「家の子に限って。」という受け止められないっていうことが多々あるそうです。その時にどのように対応していくかっていうことが大事だと思います。5歳児検診がいかに大事かということでありまして、是非検討をよろしくお願いいたします。また本当に受け止められないっていうような親御さんも本当にまた悲しい思いをしている親御さんがいると思いますけど、この発達障害児の家族への支援体制はどのようにされていますでしょうか。

○教育長

支援体制とこういふことではございますが保育園へ行っている子どもにつきましてはですね、日常の保育の中から保育士さんが、これはちょっとおかしいぞということが分かれば家族と相談をしたり、またさきほど申し上げましたように町の就学指導委員会に相談をしたりあるいは町で雇っている相談員、就学相談員がおりますので相談員に相談をします。あるいはスクールカウンセラーも町でお願いをしておりますので必要に応じてスクールカウンセラーに相談をすることもできますし、また児童相談所それから子ども病院へいかがですかとか、あるいは信大の子ども心療内科いかがですか、というような相談も申し上げておりますし、また保健福祉課の方では保健師さんなどの訪問もありますし、そういったことで家庭への支援を十分に

しているつもりであります。それからもう一つあれがありましたね。子育てセンターがありますので、保育園へ行ってない子ども、子育てセンターへ行く場合はセンターでもそういった相談を、見られるし発見の機会もあるとこんなふうに思っているわけです。それから5歳児が大切だとかこういうお話が今ございましたけれども、併せてお答えをしますと現在5歳までに殆どのものが発覚されております。今小学校へ上がるまで発覚されなかったという事例もあるというふうにお話がありましたけれども、そういうこともあったかとは思いますが、それはちょっと私認識しておりませんでしたけれども、殆どが保育園の段階までに発覚をされておりました必要な手立てをし、相談をしているのが現状であります。したがって発覚のためにですね5歳児検診をするっていうのは、効果はあまりないんじゃないかなというふうに私は認識をしているわけですが、検診につきましては保健福祉課の方の事業でもありますので、保健福祉課の方の答弁もお聞きいただければと、こんなふうに思います。以上です。

○保健福祉課長

3歳児検診につきましては3歳ではまだ個人差が大きくて、それが発達経過の中の問題であるのか、障害からくるものかっていうのは識別が難しいことも確かです。ただ発見だけでは意味がなく、その就学までの間に療育、保護者への指導また特別支援教育への円滑な移行が行われるシステムが大事だと思っております。ただ辰野町は現在のところは発達障害者に対しては保育士、学校、保健師が連携を取り資質の向上に努めるとともに日頃関わっている保育士等との連携を取り、早期発見に結びつけるように努めておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○成瀬（7番）

今課長の方から話されましたように3歳までにおかしいんじゃないかというふう、います。いるようではありますがそれが果たしてこの発達障害なのか、本当に性格落ち着きない子なのかどうなのかってということがはっきり分からないそうです。少し前にテレビでも丁度この発達障害のことをやっけていまして、専門医が5歳児検診の時に全員を本当に一つの部屋で遊ばせた場合、専門医が診ますと発達障害の子とそうじゃない子の本当にはっきり分かるそうです。そのようなことをテレビでやっけておりました。ある小児神経学の先生は発達障害の早期発見には5歳児検診が丁度良い時期であると話されております。発達障害の早期発見・早期対応のために是非5

歳児検診の実施をするべきであると考えますが、町長今後の考えはどうでしょうか。お聞きいたします。

○町 長

やはり発達障害は今も議員さんがおっしゃったように、一人で検診したりしてもなかなか分かりにくいということでもありますし、子どもはそれぞれ発達段階が違いながら大人になってくわけですから。それで一番分かりやすいのがやはりさきほど言いましたように保育園の中で集団生活の中で発見されることが多いということです。したがって保育士に大分訓練されてますけれども、更にまたそういった専門的な知識も再度確認してそれから親御さんに言うと、しかし親御さんに言えばなかなか「家の子に限ってそんなことはありません。」と「家ではこんな良い子なのに。」とか少しイタズラするのはまだまだ発達の段階だからとこのように思う家庭があって本気にしない。それに対しましてやはり町の方では学校、保育所、それから保健師に連絡し保健師がそういった親に対しては家庭訪問をすると、専門的なことで少しやっていただいたらどうかなということでもあります。重度の場合は比較的分かりやすいんですが、軽度、発達障害の場合は特に集団の中で普段の中で発見されやすい、ということでもありますので是非そんなようなことで言っている意味は良く分かりますが、なおまた目的は一つでありますので早く発見させてやって早い早期治療を、また専門医に掛けていくように小児科かあるいはまた脳神経内科かと、そういった形になろうかと思っておりますので、適宜指導したいと思っておりますのでもう少しこの今の状態を続けていきたいと思っておりますが、お分かりいただきたいと思っております。以上であります。

○成瀬（7番）

国も21年度予算の中に発達障害と障害者支援のための予算を20年度より、2億4,000万円も多く盛り込んでおります。発達障害に対しては家庭の躰や子どもの性格の問題として片づけられてしまうケースも多いのが現状で周囲の無理解によるいじめも懸念されておるのが現状であります。このような悲しいできごとが起きないためにも是非5歳児検診の実施を要望いたします。以上で質問を終わります。

○議 長

ここで暫時休憩をします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 23分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席6番宮下敏夫議員。

【質問順位10番、議席6番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（6番）

それでは質問いたします。あらかじめ通告してあります質問項目に沿って質問していきます。アメリカの金融危機から端を発し、国内はもとより辰野町も昨年後半からの、急速な景気悪化がピークを迎えた中で、町は2月26日に21年度当初予算案を発表されました。矢ヶ崎町長は今年年初の仕事始めでの職員に対し、「大地を一步一步踏みしめて、着実に歩む牛が象徴となる年にせねば。3期最終を迎え公約に基づく集大成の年と位置付け、医療と保健福祉が連携した病院づくり、学校耐震化、幹線道路の整備も民意に則り一気に進める。業務は手堅く早めの着手を。猛打が打てるエネルギーと度量を培って、努力に邁進してほしい。」との訓示をされました。町長の21年度へ向けた町政の強い意気込みを感じたところでございます。そこで町長に質問します。過去12年間の町政の総括と最終年度への取組みについては、昨日同僚議員が質問され答弁をいただいておりますので1点のみお伺いします。過去12年間での企業誘致活動についてであります。後山工業団地および特に南信パルプ跡地へは、短期間で数社の企業誘致をされた実績は大きく評価する町民の一人です。この企業誘致に対しては南信パルプの所有地であるにもかかわらず、積極的に取組めた経緯と短期間で成果をあげた戦略、及びその実績に対する自己評価をお伺いします。

○町長

それでは質問順位10番の宮下敏夫議員の質問にお答え申し上げます。昨年来の今後について、あるいは現状についての町長姿勢ということのご質問であります。1点に絞られまして企業誘致ということで特に南信パルプ跡地約2万5,000坪、しかも道路を挟んで2つに分かれてるとこういう所でありまして、奇跡ともいふべき短期間に私は立派な良い会社だというふうに思っておりますが、実際にそうだと思

ます。来ていただいたことに感謝するものであります。これに対する取組み姿勢、あるいはどのようにということではありますが、昨日もちょっと触れたかと思いますが、1社1社全部違っております。その会社の癖あるいは方向、あるいは規模、あるいは町へこちらへ移って来るなら移って来る時の目的、目標、従業員確保その他であります。簡単に言いますと何て言うんですか、あらゆる情報を取りそれからあらゆる機会を捉え、時にいろんな大事な委員会も欠席する時もあるぐらいそこへ担当課長及び担当者と一緒に訪れて、何度も懇願したというのが事実であります。ただ懇願すれば全部とおるかって言えばそのものでもないでしょうと思います。企業の方もちゃんと考えております。ある大きな会社に至りましては最初は福島県と長野県の対抗でありました。福島県が終わって長野県、長野県の中では3つの町村が残りました。その中の一つが辰野町であったわけでありまして、2町1市との企業間競争であったことは事実であります。企業の方も私どもはいろいろ再度、口角泡を飛ばしてじゃべるとかお願いする、そんなことは十分もう承知の上であります。ただそういった大きな会社が、じゃあ辰野だと殆ど決めていただいてしかし契約するまでは分からないっていうのは前の点眼さんの昨日の話もそうであります。2箇月ぐらい連絡なくて、点眼さんの話です。それでも時の福島助役でありましたが、ちょっと連絡して飛んでってみると、行政だからそんなにしつこく・・・「やあやあ行ってこい。」もう3日遅れるとよその町へ契約だったようであります。というようなことであまりこうガタガタもいけないんですけども、しかししつこく来るまでは、しかしOKになっても契約するまでは、いろんなことがあります。その大きな会社も大きな考え方でいきますとOKになってから5回ダメになりそうになりました。その全部言っても大変ではございますが、一つはいろいろやってったら掘って見たらいろいろ出てきたとかですね、その土地に対するまつわる問題点です。それからある会社は地下水が浅いとかですね。それからもう一つは平成14年の4月に今でも記憶、私自分で覚えて、もちろん覚えているわけではありますが東海地震の防災対策強化地域、伊那まで入ってました。こちらの方は堅い岩盤その他で入ってなかったんですが、これを無理矢理に入れてもらったということがあります。これなぜ入れていただくかということに対しますと、これは学校だとかそういった公共施設に対します耐震、これから進めてまいりますけれども普通でいくと3分の1の国庫補助です。強化地域に対しましては3分の2になったりあるいは2分の1になっ

たり補助率が高いと、そのへんからもう交付金が段々下がり始めた頃です。是非それ有利な事業を取り入れるための手法として、何としてもここも強化地域に入れてくれと、理由は広域でありますと広域連携でお互いに助け合わなきゃならないのに、ここが外れてここが入ってるっておかしいだろうというようなことで、丁度これNHKテレビも決まった時に撮りに来たわけですが、これは何とチャンスが実は諏訪が入ったんです。諏訪は静岡から身延の方へ上がって来てそれでやはり途中で切れてて、強化地域が、しかし諏訪湖の所はやはり湖沼であったと地盤が軟らかいということでお椀のように、途中が揺れて来なくても震源地があって途中揺れて振動が止まってもそのお椀の所だけ単独に動くということが発見され、そこが強化地域に入りました。そうすると諏訪広域、伊那広域挟まれちゃって辰野箕輪南箕輪の箕輪、それで箕輪辰野とこれなんとしても、よその町のことはともかく辰野は入れて欲しいというふうなことでお願いして、無理矢理に入りました。それに入ってくことは良いしそのように今度は補助金も全部率が変わってくるわけですが、ついでにっていう言い方おかしいんですが、隣の箕輪も南箕輪も更についでに長谷も入りました。これで強化地域に入りましたんでということで、このことは良いことで進めてまいりましたら今度その大きい来る会社が「辰野は危険地帯ですね。」とこうきちゃったもんです。それでこれでまたダメになりかけました。しかしこれは普通でいくと入らない所で比較的堅い岩盤であり、しかしフォッサマグナ糸魚川、静岡構造線また中央構造線もずーっと入ってL型に挟まれた所で、全然揺れないってことはないけれども、一応東海地震に対しましては強化地域ではないということでしたが、今のような理由でこうだと。なお県の方も私調べましたけれども色が変わっての伊那までの危険地帯の色と変わってます。新たに入れてもらった所は、違う色でもって入れたということでもありますので、その事情説明にとっても時間が掛かりました。県の方へも当然調査されます。そういうことの中で、じゃそれはクリアというようなことがあったり、他大変5回ぐらいダメになりそうになってようやく調印ということで涙が出る思いでありました。そういった形の中で一部上場会社世界を相手にする会社が来ていただいたということでもあります。とりあえずは第1投この景気でもってちょっとあれですが、現在でもやはり8掛けぐらいの稼働率はあるようであります。会社によっては8割仕事がないって所もあるようであります。消耗品を作っているがために世界の特にヨーロッパなどを相手にするよ

うであります。8掛けぐらいで落ってます。しかし8掛けでなくて100%ぐらいでずーっと稼働してまして、このサブプライム発アメリカ発の大恐慌でそのような状況ですが、100ぐらい続いていますと後ろへもう2つ同じものができる、こういう構想になって全部買っていただいておりますので早くその時期が来てくれないかな、そうすると従業員150名ぐらいの規模、こういう約束で来ていただいているところでもあります。それは誘致に対しての苦勞でもなんでもないんですがそういうことをお願いしたんですが、その他の会社も土地が空いたら黙って「はい、お願いします。」って来たかっていうとそういうものではない。ある会社に対しましては、質問の要点がそういうことかどうか分かりませんが、全部会社によって私どもの対応仕方が違うというのはそこにあるわけでありまして、ある会社はさんざ話ししてたらやはり隣の町もそしてまた向こうの隣の大きな市とそちらの方も誘致が掛かってました。ちゃんと企業というのは全部見えます。それで一番有利な所、しかし本心はどこだろうと、インターチェンジが近い所なのか、あるいは自分の販売で東京、名古屋の中間なのか、どこが良いのか、私はある企業に対しましては丁度中間が一番良い所ですと、北陸の方へも行けますとこんなようなことを言ったり、大城山からライブカメラが見ておりますので、本社が違う所にあっても常に、笑い話ですけど会社で出発した只今トラック出ましたってのも見れば分かるんですよ、とこんな話もしたりしかし機会導入の時はそれ止めてくれって言われましたけれども、1箇月止めましたらまた再開して機械が入りましたので、見れるということは見られるっていうことだということ、企業ってというのはその時にハッと気が付いたんですが、やはり競争相手ライバルがあつての企業でありますので、単面的ではいけない、やっぱり機会に応じて止めることも必要だと思って思いながらやってきたんですが、そういう中である今も言いました隣の町とか、隣の隣の市だとかそういう所の競争に関してはまず本当の企業の腹はどうなのかということを見極めなきゃなりません。これには1回や2回行き会ってもとても無理であります。いろいろ肝胆相照らす中で、しかも向こうも迷ってます。企業ですから非常にシビアです。その時にはっきり分かったのは、今ある会社今現在ありましたので隣の町に、そこで売却資金が全てですとこれ以上は出しませんということ、あつこれは見抜けたと、となると買う所を斡旋すれば良いなということだったわけでありまして。買う所もこういう時代の時であります。たまたま辰野へ来てくれたある企業にお願いして、

いろんな関係も副町長もありましたし私の子どもの関係もあったりしてる中で、是非そこへ出店しつて欲しいと、なお言い値で買うというのはあまり申し訳ないんですが「町が入って無理からぬ値段だと思いますのでこの値で買ってください。」それで大阪の本社の方までその話をしたりなんかする中で一応おかげさまで向こうの射程内の金額が出て、したがって斡旋した辰野へ来たところというふうなことになってまいります。また他の会社に関しましては、やはり辰野出身者であったとかいろんなこともあったりそして従業員の関係もあったり、あんまり遠くへ動いちゃうと今の従業員が着いて来れないと、駒ヶ根の向こうの方の所の会社もちょっとあたってた所もあるんですけども、これはやっぱり従業員さんの関係で高速道路使うってことになるのととても大変だということ、まだ足踏み段階になってます。というようにやはり従業員さんの関係もあったりいろいろする中での、誘致でありますのでもうあの手この手もうもう、一つのマニュアルなんか全くないわけです。もうあたって砕ける主義で、まあそのへんが民間感覚っていうのかどうか知りませんが、あたって砕けず 100 社あたって 1 社入れれば OK とこんな感覚で進めてきたということで、大体その他にも沢山企業も来てくれておりますので乗っていただいて本当に感謝しているところです。以上です。

○宮下（6 番）

企業誘致ということは本当に大変だということが今町長の答弁で分かりましたけれども、この戦略を活かしていただいてこれからも辰野町の企業誘致に活躍していただきたいと思います。

次に続いて、続いての質問ですけれども昨日続投の意思表示を受けましたが再確認のため再度質問致します。辰野総合病院移転新築計画も、度重なる国策に引きまわされながらもようやく病院経営改革プラン提出への環境も整い、また国道 153 号線羽北地区渋滞緩和策としてのバイパス計画も羽北道路改良委員会で、最終的な構想の集約がされ区民説明会実施を目前に控え、道路網整備事業が本格的に進みだしたところであります。ここで事業の停滞をさせるわけにはいきません。辰野病院はどんな形でも存続しなければなりません、また道路整備もきちっとした方向付けをしなければなりません。その責任を果たすためにも、町民に対し継続事業実現への決意表明を、早期に出馬表明を求めますが町長の考えをお伺いいたします。

○町 長

さきほどは大変失礼しました。これ大変難しいことですので、昨日もお話申し上げたとおりでありますので、言葉使いが違ってしまおうと大変また意味の違って取られることもあるかと思っておりますので、簡単にだけお答え申し上げたいと思えます。本来自分の考え、あるいは自分の人生設計でいくと3期もやれば大体公約も成し遂げられるだろうと、同時にまたそのへんで勇退していくのがまた後進に道を譲る大事なことだろうかと、こんなふうに思っておりました。しかしいろんな事情で昨日も言ったとおりであります。大きな幹線道路問題に関しましては長野県の都合の関係もありまして、大分6年くらいの空白が空いてしまったことは事実であります。この議会でも大分取り上げられて私も幹線道路、一大居住拠点都市構想、三方四方に通ずる良い所だという形の中ではやはり、その国道特に153、他にも大分道路も竜東線などもやりましたし、しだれ栗線もできたし、あるいはまた川島へ入って行く農道で中山間でやらしていただきましたし、南平線いろんなものをよく見てみるとできてはきております。しかしやっぱり幹線道路一発抜かないとと、いうようなことで命を掛けてたわけですがこの遅れもあります、今ようやく徳本カーブ緒に就きましたしまた羽北では道路路線が住民の皆さん一緒になって計画路線の構想ができ上がって発表になったところでもありますし、このことについて更にまた関係者に予算導入して実際にこれはやっていきたいと思えますし、昨日も宇治議員からもお話がありましたとおり、やはり町をずーっと抜いてくっていうからにはやはり新町から小野までの住民の構想も早く作り出さなきゃならんだろうと思えます。こういったことも一つありますし、また病院の問題はたまたま辰野町は運が悪く丁度移転新築の時に掛かってしまった。同時に国の方は医療改革と称して小泉内閣の頃から本当に地方の病院が四苦八苦の満杯に詰まっている病院でさえ赤字のような経営の状態が続いているような中でありまして、さてやろうと思ったら医者が引き抜かれ、更にまた次にと思いましたら今度は改革プランを強制命令になりまして、こういったことも無視してやっていきますと大事な起債その他がやはり通過しないということになりますので、やむを得ずそれに従いながら反発もしながら今やるところであります。しかしいろいろ考えた末「辰野にはやはり病院はあるべし。」と声は小さい大小ありますけれども、多くが望んでいることが分かります。このことは前進して進めていかなきゃならないということでもあります。したがって関わっておりますので関わった関連もありますので、これはどうしても責任上そのことだ

ではありませんけれど昨日言ったとおりであります、企業誘致も今含めましてまた横浜との交流その他いろんな夢も語る中で、もう一期やらしていただいた方が私は良いのかな、そのような決意で現在も進めておりますしやっております。しかし後援会がごございますので後援会の皆さん方のお考えも聞き、そして後援会においてやはり賛同を得た場合に去就の表明をするということでもありますので、時期につきましてはまだ後援会とのまだ話し合いにこれから入るところでありますので、お分かりをいただいて今の答弁にさしていただきたいとこんなように思います。以上であります。

○宮下（6番）

今朝の新聞報道にも続投の意志があるとの報道がされましたので、なるべく早めに町民に対して出馬表明をすることを希望いたします。日増しに深刻化する経済情勢の中での、町長最終年度予算執行は大変厳しい環境での町政運営が予測されます。この3月末で経験豊富なベテラン課長職5名が一斉に定年退職されるわけですが、行政は一時の停滞も許されません。強力な指導力を発揮され、的確な決断とスピーディーな実行が求められております。全精力を注ぎ、取り組んでいただきたい。厳しい時こそ行政の役割は重要であります。このことを訴えてこの質問は終わります。

次に質問2つ目として放課後児童健全育成事業としての学童クラブの支援について質問します。学童クラブは学校の放課後など保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない町内の小学校に在学している児童に、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図る事業となっております。子どもたちは放課後や学校の休業日を安心、安全な学童クラブで過ごし、就労後の親と一緒に帰宅できるよう、就労する保護者などの支援を行っており少子化、子育て支援への重要な対策と理解しております。そこで質問します。町は学童クラブに対する捉え方、位置付けについてどのように考えているかお伺いします。

○町 長

今現在は学童クラブに関しましては、たつのこクラブという形で発祥した民間の皆さん方が努力をしてほぼボランティアのような考え方の中で国・県・町の補助金を得て頑張ってくれております。当時は西小学校が主体でありましたが、その後やはり時代の趨勢で東小学校に今できております。それとまた別でありますけれども、小野の両小野小学校に関しましてもこれは放課後教室というような形の中でできる

だけ住民の皆さん方、親御さん方、PTAの要望に応えられるようなたつのこクラブに段々似たような形の中で全く同じではありませんけれども、進めてるところであります。これも大きな流れでまいりますとやはり男女共同参画、女性の社会進出、これを支援するものでもあります。同時に少子化対策に対しまして、子育て支援という形の中での一つの政策ということで進めております。年々、段々に参加って言いますか加盟するお子さんたちが増えてきてるようには聞いております。こんな位置付けでやっておりますがまた教育長の方からもお答えを申し上げます。

○教育長

町長ご答弁いただいたとおりというふうに考えておりますが、たつのこ児童クラブの設立の目的というところを見ても「一人親家庭、共働き家庭における留守家庭児童が集団の中で心身共に健全に成長することを願い、働く親が安心して働くことができるように保護者と指導員が助け合い協力し合って子どもを育てていく」とそういうふうに目的が書かれております。したがってそんな場として大切に位置付けていたいとこんなに思っているところでもあります。

○宮下（6番）

次に学童クラブの運営の現状についてお伺いします。

○教育長

運営の現状でございますけれども、只今はたつのこ西学童クラブというのとたつのこ東学童クラブというのと2つの教室がございますが、たつのこ学童クラブという形の運営委員会によって運営をされているところでもあります。町といたしましては委託金を出してお願いをしているところでもあります。委託金につきましては西クラブ、東クラブ両方併せまして年間666万余円を援助しているところでもあります。なおこの金額につきましては国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということで援助をし出しているわけでもあります。またここに今所属している子どもの人数につきましては、今年度は西クラブが77人、東クラブが51人の人員構成でやっているわけでもあります。21年度の予定につきましては、21年度西クラブにつきましては67人、東クラブにつきましてはちょっと少なくなって32人というふうに今のところの希望がありますが、年度途中から入って来る場合もありますのでもう少し増えるか減るか数字は多少変わるかと、こんなふうに思っているわけでもあります。なおまたこの町からの委託金のみでなくてですね、所属する子どもからは保育料という形で

月々1万500円また所属する時に入会金として3,000円というような金額をいただいて運営をしているのが現状でございます。

○宮下（6番）

今現状について説明いただいたわけですがけれども、私がこの学童クラブの現状等について現地に出向いて、何度か出向いて見た中で今西小は1教室をの中でおやつを作る等の調理室、あるいは本棚等いろいろなものが入っている中に今70人の児童がその中で活動しているということで指導者1人、それから西小の場合は指導者が4名、東小が3名ということで活動して本当に現状を見ると1教室の中でギュウギュウの中での生活に感じました。そこで次に質問ですが、人員増加に対する教室の増室確保について質問します。適正な人数規模への移行による教室の確保については71人以上の大規模クラブについて3年間の経過措置後、補助を廃止し分割などを促進することとなっております。この制度の経過措置は平成21年度で切れますが早めの対応は必要と考えます。辰野西小学校の学童クラブには3月卒業生を除いて、さきほど67名と言われましたけれども、私がちょっと聞き取りしたところでは70名で、4月より新入生として保育園の延長保育の児童も23名が小学校に入学しますので、この児童の大半は入部が予想されます。現状では適正な人数70名は確実にオーバーしてしまうのが実態であります。国の補助制度を活用していくには、新たに教室の確保が求められております。町としてハード面としての教室の確保をどのように考えているかお伺いします。

○教育長

今ご指摘のとおりかというふうに私も認識をしております。国の補助金が70名を超すと平成22年から補助が出ないというようなことが今通達が来ております。したがってですね21年度の様子を見ながら、22年度必要な人数70名を超えるようなことがあればですね、教室を増設していきたいというふうに考えております。21年度につきましても、東小の方が少ないもんですからもし調節が付けばですね東小の方へ通ってもらうことも考えたりしながら、22年度から人数多くなれば増設をしていきたいと。なお場所につきましては西小学校の旧宿直室ですね、が現在物置状態で空いている所がございますのでそこを少し補修をしながら、大きな部屋にしてそこを3教室目のクラブにして援助をしていきたいと、こんなように考えているところであります。21年度の数等見ながら22年度の対応をしたいというところでございま

す。

○宮下（6番）

早速対応をしていただきましたので、この児童の方も今までは人数が、確保する人数が一杯だということで制限も厳しかったと思いますけれども、まだ他に入部する希望者もあろうかと思しますので、こういう教室を増やしてもらったということは非常に保護者にしてみれば、子育て支援それこそ親の働きながら子どもを安心して預けられるということが期待できるかと思えます。更なる町の支援を期待しこの質問は終わります。

次に3つ目の過去の一般質問町長答弁での検討事項について質問します。20年9月定例議会一般質問において同僚議員及び私の町民要望による質問に対し、町長から「前向きに検討する。」との答弁をいただき町民は改善されることえを期待し、その後の措置に対する問い合わせが来ております。まず1つとして保健福祉課の本庁への配置についてであります。私は現在地について保健、福祉、社会福祉協議会、ボランティアセンターなどとの連携、また一つのゾーンとして町民サービスに貢献していることは評価しております。しかし町の予算から見ても、歳出のうち民生費22.7%を占める保健福祉事業は町民が最も必要とし求めている部署であり、それだけに町民が窓口に来庁する頻度が多いわけでありまして。昨年12月、一人の婦人が本庁に見えロビーで声をかけられました。「家族の介護のことで相談に来たが、福祉の窓口が見つからない。」とのこと。別の場所にあることを説明し納得していただいたが大分不満そうでありました。この保健福祉課が別の所にあることを知らなかったということはもしかしたら、町外の身内の人であったかもしれないとその時は思いました。このように1例ですが、本庁窓口ですべての受付・相談ができることを望んでいる町民もいることは事実です。町民要望を優先すべきと考えます。次に後期高齢者医療制度該当者の人間ドック補助復活です。昨年20年9月の一般質問でお伺いしました。一般質問後、12月に1名また今年1月に別の人から人間ドック受診補助の件で保健福祉課へ問い合わせたが「補助の予定はない。」との回答であったとのことです。町政への不信を招かないためにも経過の説明責任はあります。以上2つについて前向きに検討されたのかその経過と結果をお尋ねします。

○町長

それでは3つ目の質問の方にお答え申し上げたいと思います。前向きに検討とい

うことであります。前向きっていうことはなかなか必ずしもやるとは限らないんですけれども、真剣に考えたことも事実であります。まず1点目は保健福祉課の本庁への移転、あるいは配置ということであります。このことにつきましては大変いろんな論議を醸して庁舎内でも検討を何度も何度も積み重ねてまいりました。やはりこちらへ来た方が良く、あるいは今のままが良い、多面的にこう捉えて多角的に複眼的に考えてみますと両方に一里あり、一長一短ありとこのように判断がされました。しかし今後保健福祉医療の一体化の中のまず第一感としてという捉え方もあります。それからまたワンストップサービス、今でもできる部分も沢山あるわけですが、その徹底も図る、同時に職員減がこれからもまた今までも減っておりますがこれからもっていう形の中で、この問題に対しましては課長会の中でも職員を含んだ話合いの中でも町長預かりとなりまして、6月1日を目処に丁度広域の情報センターのここで改革、配線などの変更もありますのでこれに併せて保健福祉課を本庁の方へ帰属させるように決定をさせて、そのように進めさせていただいているところであります。2つ目の後期高齢者の医療制度該当の問題で人間ドック補助復活ということであります。後期高齢者の皆さん方の国保関連であった方が外れて、人間ドックの今度は補助金がないという形になったわけであります。このことにつきまして前向きに検討ということではありますが、その後社会体制もいろいろ、町の福祉関係も変更がありまして、このことでなくて包含した進み具合、良い意味で改革もされて来ております。そういう中でちょっと考えてみるとこの後期高齢者の方もそちらの方で対応できるんじゃないかなという節も出てまいりました。詳しくは保健福祉課長からお答えいたします。

○保健福祉課長

このガン検診の人間ドックの補助につきましては、昨年からいきいき検診として自己負担なしで実施しております。昨年につきましては324人の方に受診いただきました。また昨年はなかったんですが平成21年度からはガン検診、胃、大腸、子宮、乳の検診に国保と同額の補助をつけることによりまして、皆さんに利用していただきたいと思っております。以上でございます。

○宮下（6番）

只今説明を受けましたので、この移転問題については本庁への移転については保健福祉課としてさまざまな事業を担当していることから、来庁される個人のプライ

バシーを守れる環境作りが最も重要であります。移転したことにより住民に混乱を起こすことのないようにするために、広報などで事前に移転を周知することが重要であり住民への義務と考えます。更に関連事項として「前向き答弁」は各地区町政懇談会などにおいても、町理事者及び課長の答弁が事後検討事項で終わり、その経過報告がなされていない物件も多々私の身近にもあります。町民との信頼関係構築の上にも速やかに当事者に結果を知らせるべきであることを指摘し、この質問は終わります。

次に4つ目として緊急を要する不況対策についてですが、この不況対策については昨日、また今日同僚議員から質問がありましたので省かせていただきますが、この中で1つだけ質問したいと思います。外国人相談窓口対応として通訳の確保について質問します。派遣社員の雇用が打ち切られるケースが増加しており、雇用、住宅など生活不安を抱え町内に在籍している外国人は多いと考えます。外国籍登録住民は辰野町においては2月20日現在566名とのことです。うちブラジル人299名、フィリピン人130名であり今までは派遣会社の職員と同行しての諸手続きで支障がなかったとのことですが、派遣切りなど失業により個人での諸手続き、相談は言葉の壁による不安、情報不足など言葉への支援が必要と考えます。特にブラジル人、フィリピン人の登録者が多いためポルトガル語・タガログ語の話せる通訳の確保について町の考えをお伺いします。

○町 長

それでは不況対策の関連の中でダブリを外されたようでありまして、外国人に対応しての通訳確保というご質問でありますので、お答え申し上げたいと思います。これで大分日本から外国へ戻られた方も相当あるっていうことではありますが、こと辰野に限りましては今議員が申されましたとおり、2月では566名しかし12月1日でも548名、3月1日現在では548名同数であります。帰ろうと思っても帰れないっていう航空機運賃とかいろんな問題もあるようでありますし、中に話しを聞いてみますとやっぱり正規に外国の労働者の皆さん方が勤めた場合に、これに対しますやっぱり何て言うんですか、保証と言いますかハローワークの方の資金3箇月はあるようではありますが、月毎にくれますのでどうしても生活費に使ってしまう、仕事がない方が。まとめていただければ航空運賃にあてて帰ることもできるというのが、日本中の今課題になってきているわけではありますが、そのことが原因ではないと思

ますが辰野はそのような状態です。箕輪町は非常に多くていっているわけでありますが、やっぱり多い分だけやっぱり少しは減ってきているというふうなことであります。総体的には半分帰っちゃったというんですから、それはまだあたってないようであります、この辺に対しましては。そういう中でやはり定額給付金他いろんな相談事だとか、行政の方へ来ていただいてお話をするとかあるいはこちらから出かけて、いろんな指導をするとかあるいは質問に答えるとかいうことがあるわけですが、このご指摘のとおりやはりポルトガル語、あるいはタガログ語、中にはスペイン語なんていう方もいらっしゃるけれども、隣の町の方にはやはり外国人が多いということで専門通訳もいらっしゃるようですが、辰野町としてもこの稼働的に見ますとそんなに毎日あるわけでもない、それで2人も3人もそれぞれ専門の通訳という形を常備設定するわけにもいかん部分もあります。兼務で他の仕事してしゃべれる人、あるいは職員の採用試験にこれだけしゃべれるような方を採るとかいうようなことは今後は考えられますけれども、当面なかなかいかないということであります。議員ご指摘でもございますので、これに関しましては相談日を設けてそれでその時には辰野町の町民の中からこの話せる方をちょっとお願いをして、それで通訳をしていただいて意が周知徹底できるように取りはからっていきたくてこんなふう考えております。以上であります。

○宮下（6番）

是非、毎日でなくても結構ですので週に1回とか時間を決めるとか、そういうような対応をアルバイトで頼むとかそんなことをして、是非この外国人の支援も念頭をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたします。時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 22分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席3番永原良子議員。

【質問順位11番 議席3番 永原 良子 議員】

○永原（3番）

それでは介護保険について質問します。現在高齢化に伴い介護を取り巻く状況はとて大変になっています。そこで今回介護保険制度が見直されるわけですが介護保険認定新方式について具体的にどのように見直されるか質問します。

○町 長

それでは午前中に引き続きまして一般質問、質問順位11番の永原良子議員の質問にお答えを申し上げてまいります。介護保険の認定新方式ということで大分また変わってきたわけでありまして。これに対しまして良い、悪い抜きでやはり末端行政は従わざるを得ないということを進めてくわけでありまして、これはケアマネ他の判定、そしてまた上伊那広域全体の中でもまた判定をされるわけでありまして、これに対しまして調査項目が一応減るということでもあります。現実には即した内容ということではありますがこのように変わってくるということでもあります。スピーディーにまた非常に判定者も増えてきているということ、非判定者ですね、が増えてきているということ、そのような改良になったものと思われまして。質問につきましては以上であります。

○永原（3番）

報道によりますと今度の認定の改定で要介護の軽度が低くなるっていうかそういうふうになる報道がされていますけれども、そういう点では町では今度の介護認定新方式で試算を認識しているか、試算をしてみたかその点についてどうでしょうか。

○町 長

細目につきましては課長の方からお答え申し上げますが、大きな変化はないというふうな認識を現在は持っております。課長の方からお答えします。

○保健福祉課長

介護保健のサービスを利用するためには、支援や介護の必要性を判断する要介護などの認定を受ける必要があります。この要介護認定などは認定調査員の調査結果などを基にしたコンピューター1次判定の結果と、主治医の意見書などの資料を基に介護認定審査会の審査を経て認定しています。今回はこの介護認定調査の内、1次判定についての方式が変わりました。具体的に申しますと多様な心身の障害の評

価値指標を確立する観点から現在の80項目に新たに110項目を加えて、高齢者介護実態調査を行いました。これらを基に要介護認定調査検討会で検討を重ね、最終的には74項目の認定調査項目となりました。これを人口規模に応じまして全国的に検証を行い、辰野町では昨年9月に新規心因性者とそれから更新心因性者10件を対象に検証を行いました。これを上伊那広域連合で各市町村の報告データを検証し、県や国の段階でも著しい変化がないことを確認しております。以上でございます。

○永原（3番）

今説明がありました、要介護認定方式の変更に伴いまして私の調べたところでは生活実態が全く変わらないのに要介護度を下げられる可能性があるっていう報道を見ましたけれども、辰野では実際今のお答えでは新方式になっても介護度が変わらないってことでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

今のところの変化はありません。以上です。

○永原（3番）

その介護方式が新しく改定されましてコンピューターによる1次判定と認定審査委員による2次判定が行われますけれども、その時に実際にその認定するってか関わっているケアマネージャーさんとか現場の人の声をもうちょっと聞いて、実際介護をしてる人の立場になって認定してもらおうようにしていただきたいと思います。それで今お答えがあったように「介護度が下がらない。」っていうことですので、実際に今度の介護認定新方式に伴いまして4月から介護認定がもし下がった場合ですね、今まで受けていたサービスが受けられなく、回数が減らされたりすることはないってことでよろしいでしょうか。

○町長

ご質問の主旨はよく分かるんですけども、介護度が判定がもし5から4、4から3にこう下がっていけば当然そのようにそれに合ったサービスのみということになります。下がらないように努力はいたしますけれども、限界で境目という考え方の中では若干のこのブレが出ようかなと、逆に上がる人もあるでしょうしね、下がる人もあるでしょうけども、大きな5から2になっちゃうとかですね、判定外になるとそんなようなことはない。また明らかに5の人が4になることもないだろうし明らかに4の人が5になったり3になることもないでしょうが、この境目の際

どいところはこの評価方法が変われば若干の動きはあるのかもしれませんが。その時に前の判定があったとおりの介護サービスってわけにはなかなか難しいだろうと、こんなふには思っております。

○永原（3番）

私が危惧しているところは介護をされていてですね、今度のこの改定に伴いまして実際介護って言うか、介護を受けていてって言うかですね生活、介護の生活態度は全く変わらないのにこういう方式が新しくなったことによって介護度を下げられて、利用者本人だけでなくその事業所も大きな傷手を得ることもありますし、その介護度が下げられることによって見てる、介護してる方も大変になるっていう事態が起きないかっていうことがとても心配になってきます。本当に介護をしてるっていうことは日々、毎日のことでその今までデイサービスが2回だったところが1回になってしまうとか、そういう今度のこの方式によって変えられてしまうと家族全体のバランスが崩れてきまして、とても大変になると思います。そのことを私は一番心配してますが、さきほど今のところ辰野町ではこの方式によって今までの介護度が下がらないっていうことをお聞きしましたので、またもしそういうことが生活実態が全く変わらないのにこの方式によって変わるっていうことがありましたら、保健福祉課の方に相談に行けば対処していただけるっていうことでよろしいでしょうか。

○町 長

今の後段の部分につきましては課長の方からお答え申し上げますが、これ一旦判定を受けますとずーっと未来永劫ということではなくて毎年、このチェックに掛かるというのが介護保険の認定基準であります。一応毎年ということになってます。こういう中で人間の様態ですので悪くなる方もいるでしょうし、現状維持がずーっと保たれる方もいるでしょうし、逆に良くなる方もいらっしゃいます。そういう中で動きって言うことは当然ありますので、そんなに変わらないのについていうことが、今回のこの目的、私の方国の方へちょっと調査してみたんですが完璧な調査じゃありませんけど、介護度を下げるためにこのようにしたのではなさそうでありますので、大きな変動はないだろうとそういうことを願ってるところであります。後段の部分につきましては課長からお答えいたします。

○保健福祉課長

そのような場合がありましたらまた、ご相談に来ていただきたいと思います。

○永原（3番）

是非もしそういうことがありましたら、保健福祉課の方に相談に町民が行くと思いますので、適切なる対応をしていただきたいと思います。介護保険もですね介護保険制度もいつでも望むサービスが受けられますっていうことで謳ってきて、今回介護保険制度9年が経ちましたけれども、実際に今の介護の状態を見ますと老老介護の疲れから夫が妻を妻が夫を手に掛けたり、無理心中があったり、子どもが親を手に掛けたりと本当に悲惨な事件が相次いでます。とても痛ましいことだと思っています。介護が必要になった時にすぐ受けられるっていうことで、介護保険制度が始まったんですが、9年経ちまして本当に国民のために介護保険制度が機能しているかどうか町長の見解をお聞きします。

○町長

今課長の方へ振ろうと思いましたが町長って言われましたので、私の方からお答えを、私なりの感覚で申し上げたいとこんなように思います。確かに老老問題だとかそして、1家で1人辞めなければ在宅看護ができないとか、大変悲惨なことも起きてることも良く承知しております。一つには大分寿命が延びてきたということも一つの社会的現象の中の、これ悪いことじゃないです。良いことであり政治はそれを補っていかなきゃいけないというこんなことも一つの原因には考えられます。次は介護保険、当初よりも大分増えてきた、これはまた高齢化率が進んだということにもありますし、また施設の当初の目的どおりやはり国の方の財政の問題があって必要な分だけ建てられない、自由に民間があるので民間にやってもらったらという形もありますけれども、その民間とて一応の各地区でのこの東京にしても何にしても一応の枠の中でした泳げないと、動けない。枠が一杯であれば新たにその枠を広げない限り広域全体で、広げない限り、この辺の場合は広域ということになっておりますが、県にお願いし国にお願いをして認可されないと新たな所も自由にもできないとこういうふうなことであります。こういうことになりまして、私どもも大分待機者、あちらこちら増えてきてるわけでありまして、また在宅在宅ということで国の方は矛先を変えてきておりますが、在宅に対して若干のとんでいくヘルパーその他に対する介護報酬の方は若干上がるような方向にはなってきておりますけれども、まだまだ足りない十分であるとは思っておりません。これでやはり国民運動起

こす中でやはりこの制度を守っていくならやっぱり時代に即応したような、十分と言わないまでも今のようないまでもこの在宅であれ、あるいは支援であれ、あるいはまたその施設入所であれ、こんなに溢れてる状態では思うような機能は私はないだろうとこんなふうに思います。以前は措置費で対応してた時期もありました。その頃は上手くいったかどうかは別でありまして、やはりそれに対します国庫補助もありましたし、また市町村もありましたし、人数も減ったこともあり、こんなに溢れてることはなかったような気がいたします。いずれにしましても絶対数が現在増えてきているということもお考えの一つに入れていただきたいと思います。もう1点の理由は病院で療養型が大分廃止になっちゃったということでありまして、長い疾患であっても3箇月経てば「置いといても良いですよ。」って厚生労働は言いながら実際には診療報酬がガクーンと、現在下がっているのにまだガクーンと下げちゃって、病院はもし置くなれば赤字、大赤字覚悟ですよね赤字はもう当たり前ですから、大赤字覚悟で置かざるを得ないと、こんな状況になってきてまして結果的には病院は治療するところであってある一定の治療が終わったら、治らなんでも出す所とこのような状況に現在なっております。こういったことも在宅あるいはまた施設の方を溢れさせ住民の方の在宅の方で大変困っている状況を生んでいることも事実であります。これは総体的な国政の問題でもありますので我々としてもまた機会があれば国政の方へも掛け合っていきたいとは思っております。今のことで追加があるようでしたら課長の方からお答えいたします。

○永原（3番）

今町長の答弁のとおり、私もこの介護保険というものが実際に本当に国民のため町民のために機能しているかって言うともうそうでもないと思いますので、国民運動を起こすようにしてもっと私たちが本当にいつでも望むサービスが受けられる、介護保険料を払っているわけですから、実際に保険料を払っていてもいざ何かあった時に使えないって言うことはとてもおかしいことですし、詐欺だと思えます。保険料払って使いたいって言うことで、払っているもんですから実際にそういうことでこういう制度が良くなかったら国民運動起こして、がんばって良い制度にするってことが私は大事だと思います。

次に利用困難状況について質問します。私の所にもよくいろいろな相談が来ますが、ある人がおじいさんがおばあさんを介護してたど、急におじいさんが脳梗塞で

倒れてしまった。そういう緊急な場合にどうしたら良いかっていうことで、その人は病院に行ったんですけれども、とても困ったってということなんです。そういう緊急時の対応について、救急車で呼んで行ったんですがその後、今まで介護をしていた人が倒れた場合に包括支援センターとかそういう所にすぐ相談すれば実際すぐ動いてくれるか、そういう緊急時の対応についてお聞きしたいと思います。

○町 長

これは大変困った問題でして、介護してなくても老人おひとり暮らしの場合でも同じことが言えるかと思えますし、四六時中見てないとどんなふうになるかわからない、機を失するとやっぱり生命に関わってしまうというようなことも確かに心配され、地域ぐるみでやはりお互いに訪ね合うような隣組制度、良い意味の隣組制度なども活用しなきゃいけないと本当は思っております。いずれにしましても辰野町の場合におきましても地域包括支援センターで24時間は対応いたしてしますので、連絡さえあればですが、その連絡もできないっていう形の場合の方が多々あると思えますので、頭を痛めるところであります。現在その緊急に対しまして課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

具体的にはどんなケースかその都度連絡いただければ分かりますけれども、とりあえず今の体制につきましては介護している方が入院などの緊急の場合には、まず担当のケアマネージャーが本人の身体的状況、要は寝たきりであるか歩けるのか、また精神的状況、認知があるか鬱症状があるか、またその方に子どもがいるのか近くに親戚がいるのか等により本人の生活の確保を行うために全力でケアをいたします。またサービスの利用の見直しを行ったり時によっては、本人の生活のみならず入院した介護士さんにも援助が必要になる場合がありますので、ケースバイケースの対応しておりますが地域包括支援センター、イコール保健福祉課ですけれども、利用できる福祉施設や医療機関などを探すと本人及びケアマネージャーへの支援も行っておりますし、また虐待があったり鬱傾向が強かったり、独り暮らしが困難な場合や家庭環境が劣悪な場合でも緊急的な保護が必要となった場合は、養護老人ホームへの入所措置も行っておりますのでまずご連絡をいただきたいと思っております。以上です。

○永原（3番）

私が聞いたところによりますとですね、実際に認知症を抱えていて急に認知症になると時間の感覚もズレたり、昼間が夜だったり夜中が昼間だと思ってちょっと騒いだりってということが起きてきて、家族の人が困ってどこへ相談して良いか分からない、緊急な医療でもないんだけど救急車を呼んでしまったってということがあったってお聞きしたんですが、辰野町としてはそういう介護っていうかそういう医療じゃなくて福祉の関係で救急車が呼ばれるってというようなことの実態はどうでしょうか。

○町 長

保健福祉課長並びに消防署長の方からお答え申し上げます。

○消防署長

消防署の方から救急車のことについてお答えをいたします。消防法の2条の9に救急業務とはっていう、救急業務に関する項目がありますがそれによりますと今のような事例は救急業務の範囲には当たらないと思います。しかし夜等困ることがあると思いますので、警察等関係機関と連絡を取りながら対処をするつもりであります。以上です。

○永原（3番）

分かりました。さきほど保健福祉課長の方からですね緊急な時にもそうやって特老の方とかやっていただけって話ですが、実際今の現状ですね一杯であるわけですので、私の所に相談に来る人は本当に困って一杯なんだけれども見れないってことでさきほどのお答えではそういう所に紹介するって言うんですが、実際今辰野町でそうやって紹介されてすぐ入れる現状ではないって私は思っているんですが、その点はどうでしょうか。

○保健福祉課長

ちょっと話は変わるかもしれませんが、特別養護老人ホームの待機者118人の内どこで待機をしているかと申しますと、在宅19名それはデイサービスなどを利用して待っております。老人保健、老健いわゆる57名、病院入院25名療養型が3名その他14名っては、いわゆる有料老人ホームなどです。その他にショートって言われるベットやなんかもありますので、緊急の場合につきましてはもう場所とかそういうどこへ入りたいとかそういうのがなければ必ずもう、必ず探し出して措置をしております。以上です。

○永原（3番）

今のお答えのように緊急の場合は措置をしていただけるっていうことですので、何かあったら是非よろしくをお願いします。次に特別養護老人ホームの入所についてですが、昨日今日と同僚議員の方からも質問があったと思いますが実際ですね、待機者が何十人もいるっていうことでとても急には待機者がいて大変だっということなんですけれども、辰野町としてはどのように考えていますでしょうか。上伊那福祉協会が実際には運営しているんですけれども、上伊那福祉協会のことと一緒にどのように考えているかお聞かせください。

○町 長

辰野町にあります、かたくりの里もちろんこれも郡の福祉協会の運営であります。辰野町が広域にお願いをしてこちらへ誘致したとこういうことになってまいります。運営が全て福祉協会の中でありまして。こういう中で辰野町だけちょっと特出して出してみますと、現在一般入所そしてまた認知症併せて118名ということでありまして。それでこのことに対しまして上伊那全体で辰野町のかたくりも入れて待機者があちらこちらあって800名弱、700何名って言いましたが800名弱、これ常備数字が動いておりますがいずれにしてもあんまり極端に減っていくんでなくて少し減っても上がってっちゃう傾向にあるわけでありまして。これで上伊那福祉協会の方も施設整備を現在進めているところでありますが、そういうことの中でご理解をいただきたいと思っておりますが、ただ一つ造ってもまだまだもっと待機者が増える、一つ造ってもまだ増えるこんなような形が今までのところであって、結果的に780何名とかそんなような形になってきておりますので、全部は救われるわけじゃありませんけれども、ただまだ待機の中にいろいろありまして種類が、特に大きな市などはとりあえず頼んでおくとかとりあえず手をあげとくという住民が前にあったと。今も若干あるんじゃないかと、本当に入りたくて入らなきゃいけない待機している人ばかりのカウントだけじゃないような部分もありますので、それ差し引いてみてもやはり上伊那の中では500、600はあることは事実です。入りたい方。今課長が言いましたようにその方が在宅で待っているのかっていうと必ずしもそうでなくて、例えば辰野の福寿苑のような老健へ入っている方で待っているという方もカウントはされているわけでありまして。そういう中でだから良いわけじゃなくて政府が進め

なきやいけません、そんなことで現在やっているところであります。辰野町ではさきほどもちょっと触れましたが認知症の関係でグループホームの形態、グレースフルさんの方へお願いして9床ほど増床とこんな形に現在はなっているところであります。課長の方で何かあれば出してください。なければどうぞ。

○永原（3番）

今のお答えなんですけれども、その実際に待機している人たちは毎日、日々介護をしているわけですね、その700何名、辰野町でいったら80名、そういう人たち実際に入れないってことで家庭で介護をしているわけです、毎日。それはデイサービスを使ったりしているわけですが今年も予算も見ますと、積極的な予算、地域の要望に応えた積極的な予算を盛ってやるって町長おっしゃいましたけれども、実際今町民が望んでることはそういう待機している人が入る所がないってことが望んでいることですので、そういう所にもっと力を入れて是非やってもらいたいと思うんですけれども、そのへんはどうでしょうか。

○町長

辰野町今現在さきほど言いましたように9床のグループホーム、認知症対応の皆さん方に入る施設の増床と、更にまた言いましたようにショートステイ、デイサービスの方でお願いするという2床増床、更にまた福寿苑なども少し増床なども考えてるところであります、積極的予算盛ってドンドン入れるようにするって私が言ったんでしょうか。ただそうしたいと思ってもやっぱり枠がありまして、さきほど言いましたようにこれは国家プロジェクトの考え方を変わってもらわないといくらやろうと思っても民間でもできない、公共でもできないその枠を取って更に広域の中で分け合うとこういうふうな形になってまいりますので、やはり全体的に国への要望も強く出していかないとこういうことでもあります。以上です。

○永原（3番）

町長は「地方財政を取り巻く状況は大変厳しいが、時代要請型積極的予算。」っていうふうに予算案の時におっしゃったので、時代要請、時代が要請していることです、今。実際に介護のことは本当に介護をしているってことは大変なことですので、これから高齢化社会もますます進んで来ますので是非やっていただきたいと思います。上伊那福祉協会もですね各市町村でお金を出し合って、辰野町も今年度予算はですね約2,464万円、上伊那福祉協会の方に予算を取ってあります。建

設負担金とかいろいろ項目はありますけれども、かたくり、みのわ園、南箕輪老人ホーム、サンハート三和などに 2,464 万円税金を使って、私たちの税金で払っているわけですので是非その本当に困った時に今実際待機してる人になるべく早く入れるように努力していただきたいと思います。

次に介護老人保健施設の入所についてですが、さきほど町長もおっしゃってましたが特老に入れられない人たちが、今老健施設の方に入ってるっていう実態があります。老健施設っていうものは最初は中間施設、病院から自宅に戻るまでの間その中間施設老人施設でリハビリしたりいろいろして、自宅に戻れるようになっていくことでの目的で老人保健施設っていうものが建てられました。実際その時に比べて今はどうでしょうか。さきほど町長もおっしゃったように老人、特老に入るのを待機している時の人が入っているもんですから、実際にリハビリを必要としている人が入れない状態でリハビリができなくて、重度になってしまったり機能が低下してしまったりという状態が実際にあります。そういう点について町長はどう考えてますでしょうか。

○町 長

町長、町長って言いますが私どもはできることは限られております。増床その他に対しても枠がないとできないってことよく覚えてください。積極型予算って言いますが、昨年に比べて 2.3 % のアップということでありまして時代要請で福祉全部っていうことでなくて、もちろん福祉の方も増えてるものもあります。景気浮揚策もあります。いろんな中での積極予算ということで時代要請、福祉も含め福祉だけではありませんので、お考えいただきたい。なおまた地方行政帯の中でもってこういった増床ができたりなんかできるもの、福寿苑の増床計画 30 床などがもう精一杯じゃないかなとこんなふうに思います。これにつきまして施設長の方からもいますのでお答えをさせていただきますが、いるかな、お願いします。

○福寿苑事務長

老健施設としての立場でありますけれども、現在伊那谷管内で 8 施設老健施設を持っております。その中で待機者、私どもの福寿苑を併せまして 271 名ほどおいでになります。たださきほどより申し上げておりますように、各施設に重複をして申請をしておられる方もおいでになります。そんな部分で果たして実数はという部分もありますけれども、やはり不足していることは確かのように思われます。さきほ

ど町長も申しあげましたように、これからこの22年度くらいを目処に30床くらいの増床を計画していかなければならないだろうということで、第四期の介護保険事業計画に盛っていただきました。現在これがこの後進行していくかと思えますけども、私どもこの計画を目標にしながら現在どういう方法でやってってどのくらいのお金が必要になってくるだろうということで、長期的な目標を立てながら現在計画をしているところであります。それとさきほどお尋ねにありました、本来の老健施設の姿、あるいは特養の施設の姿ということありますけれども、共々連携を取りながらどういった皆さんがどういう施設に良いかということ、横の連絡を取りながらより良い方法でできるだけ迷惑を掛けないようにということで連携を取って研究して実行しているところでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

○永原（3番）

それでは30床増床、増えるっていうことでよろしいわけでしょうか。

○福寿苑事務長

目標で30床ということで現在申請をしてありますので、その後計画にできるだけ合うようにそれに沿った計画をこれから練っていきたいというふうに思ってます。

○永原（3番）

30床でもまだまだ足りない部分がありますが、増えるっていうことですので是非積極的に待っている人は1日、ただ待ってるわけじゃなくて介護をしながら日々大変な状況の中で待っていますので、1日も早くお願いしたいと思えます。

次に短期入所についてですがショートステイですね、ショートステイもですね本当にもう前々から予定して頼んでないとすぐ使えないってことを良く耳にします。実際ですねおじいさんをおばあさんが見てたんですけども、おばあさんが急に骨折してしまった。それでおばあさんがすぐ病院に行ったわけなんですけれども、おじいさんの介護する人がいなくなって家族の人が共働きなんですけども2、3日は休んだりして見てたんですけども、とても生活もありますので見られないってことでショートステイを探してもらったんですけども、急ですのでなかなか大変で結局無理しておじいさんもちよっと入院、っていうかしてもらったってことで、急な時にさきほどもありましたけど、そのショートステイも今すぐには入所できないっていう状態に辰野町があると思えますが、そういう状態について町長はどう思いますでしょうか。

○町 長

さきほどの答弁と同じことでもあります。できるだけ増やすように努力はしてまいりたいと、こんなふうにも努力しております。なおまた介護老人保健施設、福寿苑と同じことではありますが、この度辰野町の土屋医院が療養型から介護老人保健施設に転換されて19床がスタートしたところでもあります。それら民間の方も併せて広くご利用いただければとこんなふうに思っております。今の介護者の介護をしなきゃいけないっていうようなことも事態も起きてくるし、急な時のショートステイ、などはいずれにしましても緊急避難型にはどっかを用意しておきたいと思っておりますので、ご相談いただきました落ち着いたらまた受け入れ先を探して、さきほど課長の言ったように対応していくとこんな形でもっていきたいと思っておりますが、いずれ絶対数が増えて受け入れ数が少ないと、こういう現状でありますのでショートステイも何も全部合わせて、そんな方向でいかなきゃならないと思っております。なお介護者に対します介護、介護って言いますかケア、あるいはリフレッシュ事業などにつきまして社協の局長からお答えをいたします。

○社協事務局長

このリフレッシュ事業につきましては町からの委託ということで行っておりますけれども、現在もう年度末で大体の数字が出ておりますけれども丁度1泊というようなコース、それから日帰りコースということで出かけているのが、今現在で52の方がご利用いただいております。6コースで52名。それから旅行等個人的にショートとデイを使うというようなことがありますけれども、ショートが3回デイが2回というようなことの中で現在114名の方が利用いただいております。以上です。

○永原（3番）

そのリフレッシュ事業もありがたいことなんですけれども、ショートステイ短期入所はですね、急に不幸があったりとか急な時にサッと使える、いつでも望むサービスが受けられる、介護制度はそういうものですので是非保険者は町が保険者ですので是非積極的に一日も早く使えるように取り組んでいただきたいと思っております。町民の不安はですね私も懇談なんかを何回かするんですけれども「自分が歳取って何か具合が悪くなった時にちゃんと見てくれる所があるか、そういうこと。認知症になったりした時にちゃんと行く所があるか、そういうことが日々不安でしょうがない。」って懇談会の折にも高齢者の方は言っていました。辰野町の将来ビジョンっ

と言うかそれは町長もいつも言っていますが、一大居住拠点都市構想で人も町も自然も輝く辰野町、安心して暮らせる辰野町ってどういうことでしょうか。何かあった時に見てもらえる、何かあった時に病院にも行ける、介護もしてくれる、そういうことの安心感ってということが一番大事だと思います。是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に介護保険料のことですが、今回議案26号で保険料の改定が出されていますが町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長

それでは大きい3番目の質問に入ってまいりましてお答えでございますが、介護保険料の引き上げについてということでもあります。議員ご指摘のときの今回の議案にも入っておりますけれども、一応町長の考えということで述べさせていただきたいと思っております。これに対しまして現在基金は1億3,200万円ほど持っているのが現在の状況であります。それでこの介護報酬自体もまたここで2.8%引き上げがあるというふうに計算をいたしております。21年度であります。しかし保険料の急激な上昇を抑えるためにいろんな基金などもあるわけでありまして、例えば介護従事者の処遇改善、さきほども話がありましたが臨時特例基金というような形、あるいはまた介護給付費の準備基金というような形で大きく変動のないように、少しで抑えるような形の中でということでもあります。これに対しまして辰野町はこの3年間で1億円を取り崩しを行いたいということで計算をいたしております。したがって介護保険料が3,400円、これは上伊那市町村の中で比較して別に安いから良いとか高いから悪いってということじゃないですが、たまたま参考にしていただくと3,400円になりましても一番廉価という言い方おかしいですが、一番安い料金に辰野町は上げてもなるということでもあります。ちなみにその基金1億円を取り崩さないと1人当たり422円に匹敵いたしますので、崩さなんでやるってということになると3,822円に匹敵してしまうと。取り崩しますので422円を引かまして1人当たり3,400円というふうな形を提案を申し上げてるところでありますし、さきほどからお話がありますように介護利用者が増えてくれば総体費用も増えてきます。ということで激変緩和はいたしていくもののやはり今の状況で見ますとこのようにしてかないとどうしようもないだろうというふうに考えております。以上であります。

○永原（3番）

非常に生活が苦しい人もいるっていうことを訴えて私の質問を終わりにします。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席12番山岸忠幸議員。

【質問順位12番 議席12番 山岸 忠幸 議員】

○山岸（12番）

一般質問最後になりましたけれども通告にしたがい2点について質問いたします。まず林道西部線に関してであります。この林道、町内からは見にくいんですけども箕輪町あたりから見ますと辰野町の西山の山腹に南から北にウネウネと延びているのがくっきりと見るができます。さてこの林道西部線は平成3年から工事が始まり昨年の12月に北大出の桑沢から小横川のます池の下の橋の所まで開通しました。当初はこっから更に川島まで開ける予定であったようですが、自然保護や経費等の関係でそちらの方は現在休止の状態となっているようであります。全体計画から見れば一部分の開通ということになりますが、とりあえずおおよそ10kmの林道が他の幹線道路とつながったことになったわけです。こうしたことで町としてはこの林道について今後どのような利用法、活用法があると考えているのかまずお尋ねします。

○町長

それでは質問順位が12番最後になりましたが、山岸忠幸議員の質問にお答え申し上げます。大分長く取り組んでまいりました西部林道でありましてご指摘のとおりかと思えます。その間平成19年度に対しましては1年間休止の時もございました。災害他の理由であります。なおまた20年度で小横川までご指摘の所まで全部工事が進み一応小横川までは開通できるということで、それから後川島までは猛禽類の問題、猛禽類いろんな問題がございますので現在は休止というご指摘のとおりだと思います。さてこの小横川までのこの林道の活用ということではありますが、主な理由に対しましてはやっぱり山林所有者、個人も総合もいろいろあります。それで山林の除間伐、下草刈りなどやっぱり山林の手入れなど、また除間伐材のできるだけ可能な所はやっぱり搬送、搬出するということが大事なということでもありますのでいずれにしても林道でありますし、山の手入れのための目的とこんなふうにお答えでございますが、よろしく申し上げます。

○山岸（12番）

林道ということで除間伐あるいは搬出というようなことだと思いますけれども、私も地元の区民でありますけれども、この西部林道っていうものをあまりメリットというか感じないわけなんですよね。次のこの維持管理の方に関しても関連してくるんですけれども、維持管理のことでこの10kmという長い距離の管理をしていくわけなんですけれども、私もこれ開通してから1回通ってみたんですけれども確かに最近行われた所はきれいになってますけれども、当初って言うか始めに行われた小横川の方は既に崩落、岩石が崩落しているとかあるいは法面の樹木の枝がかなり覆い被さっているといった状況で、車の通行に非常に気を使うような場所もあります。これからこの10kmの林道を維持管理していくわけなんですけれども、維持管理について町ではどのようなお考えなのかお聞きします。

○町 長

そうしましたら今の初期着工した部分の崩壊、崩壊の部分があるのご指摘であります、それらこれから管理につきまして課長の方からお答えを申し上げます。

○産業振興課長

西部線の維持管理につきましては今後って言いますか、平成13年度に林道愛護会と準備会っていうような形で開催をさせていただいた経過がございます。また本年2月に再度準備を開催をして設立の方向でお願いをしていきたいというように考えております。一応北大出から小横川まで一部開通と言いますか、になった所は西部線の林道愛護会によりまして維持管理を行っていききたいというように考えております。

○山岸（12番）

林道の愛護会を作ってそこに維持管理を任していくということのようなんですけれども、この愛護会を作るについて関係区であるとか森林組合等はどのようなところを想定してますか。

○産業振興課長

この分につきましては西部線のですね受益地が当初から決まっております、小横川から先線を除いた利害環境のある区、山林組合もしくは山管理委員会等を総合した形の中で構成をお願いをしていければというように考えております。

○山岸（12番）

だいたい林道っていうのは愛護会を作って維持管理をしているようでありますけ

れども、今課長の方でも受益ってというようなこともあったんですけれども、さきほども言ったようにその受益の部分があまり感じられなくて、負担だけ、受益者負担の負担の部分だけがこう感じられるというような気がするんですけれども、さきほど2月にその準備会が開かれたということですが、その席ではまだ設立に至ってないということで、その中ではその方たちからどのような意見が出されたでしょうか。

○産業振興課長

本年2月の段階ではとりあえず年度末でもあるし、この4月になってから再度準備会関係者を集めての準備会を開いた中で設立方向で行きたいということでありま

○山岸（12番）

今回出された監査報告の中でも「西部林道の管理については早急に地元に愛護会を設置し実施に向けた努力をされたい」という監査報告もありましてこの指摘などもあって愛護会設立を進めていくと思うんですけれども、そのさきほどから言っているように愛護会のやるべきこと、具体的にじゃあ年間何回くらいどのような作業を予定しているのでしょうか。

○産業振興課長

今後愛護会を設立した後で愛護会の皆さんに図りまして事業等は決めていくというように思いますが、通常ですと路面、路肩の草刈り、それから林道への障害物の除去、林道の状況点検等が主な作業になってくるかというように思われます。

○山岸（12番）

回数。

○産業振興課長

それは愛護会が設立した中で事業も決めていっていただくということでありま

○山岸（12番）

愛護会作られて維持管理をやってくということで良いと思うんですけれども、やはりそれを頼む、頼むという言い方もおかしいんですけれども、やっていただくにはこの林道があることよってのメリットであるとかあるいは具体的な作業内容、あるいは回数的なものもこういう計画があるということもある程度示さないと、どのよ

うな負担が掛かってくるのか分からない、そういう状況の中でなかなか愛護会設立へ向かって進んでかないというような状況にあると思うんですけども、そこらへんはいかがでしょうか。

○産業振興課長

準備会の中ではそういう話もして検討をしていただいているところでございます。

○山岸（12番）

それではこの林道西部線最後なるんですけども、地元の中には平成18年の豪雨災害なんですけどもこの時に「もしこの上に林道の西部線がなかったならこんな大きな被害にはならなかったんじゃないか。」というような考えを持っている人たちも大勢、大勢っていうかいるわけですけどもそこらへんについて町はどのようなお考えでしょうか。

○町長

この間の豪雨災害につきまして林道の原因もありゃしないかということの想定質問だと思いますが、確かに林道の部分も下の方が荒らされてることは事実でありますし、林道のない所も荒らされております。町中全体見てみますと林道が起因でということばかりではない、やはりあれは200年に一遍かどうか分かりませんがそういった集中大豪雨であったとこんなふうに解釈をいたしております。しかし林道によってやはりそこへ水が流れて来て、集水されて流されるということもあります。林道はあの林道は山側の方へ全部傾斜を取ってある筈です。それで側溝もつけてそして谷の方へ流すように手配はなっております。しかし人間のやったことでありますので、全部計算どおりいくかどうかという 것도問題かと思えますし、どこへ集中豪雨がくるかは分からないとこういうようなことでもあります。そういった意味におきまして林道に付帯します事故に関しましては町のこれは総合保険、賠償保険で対応したいと思えますし、また自然災害っていうことになってきますとこの間と同じように国・県・町で災害対策の中で対応するということでもあります。以上であります。

○山岸（12番）

町の保険の方で何かあった、事故があった場合は責任を持つということで維持管理を任される愛護会については、そういう責任は負わさないということによろしいんですか。

○町 長

賠償はいいですね。

○産業振興課長

はい。いいです。

○山岸（12番）

それでは2点目の件に関して質問させていただきます。この間町では100%国庫補助による介護予防センターの建設を進めてきました。本来であれば町にも地域の区にもかなりの負担の掛かるところですが、解体費と僅かな負担だけで地区の公民館的な役割を持つこのような施設ができるということで、本当に有利な事業であると思います。私の地元でも先日上棟式が行われ、1日も早い完成が待たれているところであります。ところで今まで今村、唐木澤、神戸、赤羽と4地区でこの事業が実施されあるいはこれから始まろうとしているところなんですけども、毎回これに関する建築ですね、に関する入札方法や入札の参加基準等が違っているようであります。そこでまずこの4箇所の入札方法や参加基準がどのようなものであったのかまずお聞きします。

○町 長

20年度の介護予防センターの中の入札、基準につきましては後で課長の方からあるいは副町長の方からお答え申し上げますが、それぞれ違っているというご指摘だろうかと思えます。これに対しましては私どもの方の認識はそれにやっぱり準備していった日程の時間的な関係も中に考慮されてるだろうと思えますし、更にまたここへ来て景気浮揚策なども出てまいりまして、景気浮揚に則ったような入札の仕方なども入っていると、このように認識をいたしております。副町長始め課長の方からお答えいたします。

○副町長

それでは私の方から経過をお答えをしたいと思います。今ご指摘の4箇所の介護予防センターには確かに4通りの入札の方法を採用いたしました。それぞれ理由があるわけでありますが、まずはですね建築工事に限って言えばですねこの一つの基本的な流れといたしましては、まず国庫補助事業であればですね内示が下りてから、国から内示が下りて以降設計業者を選定をして、でそれなりきの設計の見積もりを出してもらおうと、大体これにつきましては今の3,000万くらいの規模でいきま

すと木造では約30日から45日ぐらい、見積もり設計業者の見積もりの期間が掛かってしまう。鉄骨におよんではですね約2箇月ぐらい期間を要するだろうと、この経過がこれが終わりました始めて入札の広告をして今度は入札に参加する業者がその設計図書によって見積もりをするわけでありましてけれども、これが約2週間から3週間は最低掛かってしまうと。でこの2、3週間の経った後入札をし最終的に落札業者が決まると。で落札業者は実際に工事に入りますとこの設計をされた業者が工事期間中も工事の監督をすると、こういうのが一般的な流れであるわけでありましてけれども、今の4箇所につきましてまず今村が一番最初20年度の取っかかりでいったわけでありまして、この今村につきましては20年度の2月の補正ということでありましてので町の方に国から内示のあったのが3月の11日ということでありまして。したがってここではもう3週間ぐらいの年度の中で余裕がないということでありましてので、その中で設計業者を決め請負業者決めるということではもうできないという、日程的にできないわけでありましてので、この間につきましては日数がないということではいわゆる、建築をする業者が設計も含めてですね入札をして決めてくと、いわゆる提案型でありましてので属に言うプロポーザル方式で採用をせざるを得ないという経過があったわけでありましてので、こういう今村のプロポーザルを取った流れはそういうことではあります。しかしこのですね後続いてくるのが唐木澤でありますけれども、唐木澤はたまたま20年度の当初のですね予算に間に合った関係もありますので、さきほど来基本的な流れの中に沿って入札をしたというのが唐木澤であります。結果的にはですねこの唐木澤につきましては建築本体、電気設備、それから機械設備、これを一括して入札に付した関係もあります。で結果的にどうなったかと言いますと本来ですね建築業者が受けますと電気、あるいは機械の下請けに出すのは、下請けに出すのが一般的になっておりますけれども結果的には町内の業者がなかなかここに入れなかったと、こういう結果が生まれました。前からご指摘もあるようにですね、できるだけ町内の業者が工事に関われるような形が良いではないかというのがご指摘も再三ありますので、その唐木澤の以降の神戸、あるいは赤羽につきましては分離発注ということで建築本体工事と電気設備工事、機械設備工事これをですね分離発注ということで、できるだけ町内の業者も多くこの中に工事に関われるような形を取った方が良いではないかということ、選定委員会の中では決めさせていただきました。しかもですね神戸につきましてはここに一つ条件を加え

たのはやはり地元の許を持ってですね営業をしている本店業者を育成をしようということで、神戸の介護予防センターにつきましてはそこにプラス本店を有する業者とこういう条件を付して入札をしたわけでありまして。結果的には本店に限ってやったがためにちょっと参加する業者も少なくなってしまうので、結果的には2業者しかそこには参画をされなかったと、こういう経過もあるわけでありましてので赤羽についてはそういういろいろの今まで、いくつか今村から始まったのを総合的に考えて本来の姿である受注型の一般競争入札、あるいは分離の発注をして本店、支店を問わず一般的な入札をかけたと、したがってこの4つの入札の方法はそれぞれそういう理由があってやってきたということでありまして、内示の時期であるとか条件等によりまして入札の条件はおのずと異なってくることはやむを得ないだろうとこういうふうと考えております。

○山岸（12番）

それぞれ理由があったということなんですけども、今村のプロポーザルを除いて唐木澤、神戸、赤羽とそれぞれ本体工事、まあ唐木澤は本体と一体工事っていうことだったんですけども、それぞれ応札がどのような状況であったのかお願いいたします。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から応札状況について報告をさせていただきます。今村の介護予防施設でございますが、該当の社数は7社ございましてその内の応札は2社でございます。唐木澤の介護予防施設につきましては町内本支店ということで該当者は12社ございますけれども、応札は4社ございました。神戸の建築本体は7社の内の応札が2者でございます。それから赤羽の建築につきましては本店、支店ということで11社が応札の該当になりますけれども、6社が応札をいただいたというそういう経過でございます。

○山岸（12番）

さきほども副町長が言ったんですけども基本的な流れとしては本体と設備、電気の分離型の発注で、本体については町内に本店もしくは支店がある業者ということでよろしいわけですか。今後この事業どうなっていくか分からないんですけども、今後こういう介護予防センターの建設なんかが出た時は基本はその考えでいくということよろしいですか。

○副町長

基本的な方法といたしましては、従来はですね指名をした時の経過からいきますと、分離発注ってのはやっぱりあまりやってなかった経過があります。しかしさきほど申しましたとおり電気であるとか機械設備についてはなかなか地元の業者がですね、その工事に関われなかったっていう経過がありまして、最近はできるだけ分離発注方式を取ってきたいと、こういうことによって町内の業者が沢山そこに関わってこれるといふ結果も出ておりますので、今後の方法といたしましては基本線としては時間さえあれば設計業者を決めて、建築本体とそれぞれ分離発注をしてやってきたいと、これが基本でありますし本店、支店もですね、やはり国の指導は一般受注型の一般競争入札でありますので、本来でいきますとそういう形が一番良いんでしょうけれども、ケースバイケースによってはやはり本店もある部分では育成保護するためにもそういう方法を取っていくこともありうると、こういう観点で今後も考えていきたいとこんなように思っています。

○山岸（12番）

それぞれ、それぞれと言うか入札結果が出ているわけなんですけれども、結果的には本体工事を町内本店に限った神戸だけが町内に本店のある業者が落としていると、唐木澤と今度の赤羽ですかは町内に支店のある業者が落としているということの結果になってるわけですよ。これの今回赤羽のところの入札経過を見ましても上限、上限と言うか一番高く入れた札と一番下では700万を超える差が出ているんですよ。例えば2,500万くらいの工事で700万の差が出るということで、おそらく町内の業者では太刀打ちできない状況にあると思うんですよ。この介護予防センターは100%国庫補助ということでどのような金額になろうと町の負担はないわけですよ。であるならば町内業者、さっき神戸の方は町内に本店ということに限っても7社あると、対象となる会社が7社あるということなんでこの7社に限ってね限ってっていうかそういう形でやられた方が町の景気浮揚っていう意味でも良いんじゃないかっていう気はするんですけどもそこらへんはどうでしょうか。

○副町長

実際にですね国の方からの3,000万の100%補助ということからいきますと、確かに今のようなことも考えることも必要かなということとは全く感じてないわけではありませんけれども、やはり今までのですね入札の仕方からいきますと、本来の姿

でやっぱりやってくるのが一番の筋ではないかということでもありますし、前々から申しましてるとおり平成20年度はあくまでもこの受注型の一般競争入札に関しては、試行的にやっていくということでもありますので、21年度以降についてはそこらへんのところも少し考えながらやっていくことも必要かなと思いますが、今の段階ではまだそこまで考えていないのが昨日の岩田議員にも答弁したとおりでありますので、しばらくはそういう形でいきたいなあって思っています。

○山岸（12番）

今年度の予算のプレス発表の資料の中にも、平成20年度から受注希望型の一般競争入札を試行導入していますが、引き続き町内経済の活性化に寄与するため町内事業者への配慮をしておりますというふうにしてありますけれども、ここでいう町内事業者っていうのはどこを想定していますか。本店、支店とかいうことで考えれば。

○副町長

今ご指摘のとおり町内の業者と言いますのは、本店も支店も含めて辰野町に住所を有している企業とこういう捉え方で結構だと思います。

○山岸（12番）

最後っていうか町長にもちょっとお聞きしたいんですけども、町長はこの入札、私はできればね町内の業者に多少割高であっても町の費用が出ていくわけではないんで、町内の業者に落としてやっていただければ、町内の活性化にもなると、景気浮揚にもなるということで、そういう方向が良いんじゃないかと思うんですけども町長自身のお考えはどうでしょうか。

○町長

ここでいろいろ絡んでまいりました景気浮揚策、あるいはまた介護予防の国の100%事業などをいろいろ鑑みてみますと、今後はやはりできるだけ町の業者へというふうに思います。ただ国の100%ですので下げていただいても国へ返すだけで町は金銭的には残らない、ということです。逆に一銭も出す必要もないという形の中で大変ありがたい事業であるので目一杯やっていただきたいと、一応個人的に思いますが、入札ですのでこの金額でってこっちで指すわけにいかんでしょうし、まあまあそこそこ上げていいです。なんていうことも言えないでしょうし非常に難しいところでありますが、自分の個人的な判断としてはやはり町内業者の方へできるだ

け多く落とせることができるならそうしてもらいたいなどは、思っております。だからその方法がよく・・・。

○山岸（12番）

これで最後にしますけれども、町のホームページからこういう入札の経過書っていうのは出ているわけなんですけれども、さきほども赤羽の入札経過書っていうか入札のことをお話したんですけれども、1週間前くらいに私ホームページでこの赤羽のあれを見たんですよね。それで再度今日一般質問やらなきゃいけないということで今朝覗いたらこれが削除されているんですけれども、それはどういう理由なんでしょうか。

○まちづくり政策課長

私の認識ではですね、まだこの赤羽が削除されるっていうそういう状況にはあるとは思いませんけれどもちょっと確認をさせていただいて、そしてまたお伝えをさせていただきたいと思いますが、期間によってですねある程度の期間で更新はされますが、1年間は少なくとも私の認識では残しておくようなそういう形になってるかと思えます。

○山岸（12番）

今ちょっと時間、まだ私の時間あるようですのですぐ隣でも見れると思うんです。ちょっと見ていただいて。

○副町長

ちょっと時間もあるようですのでちょっと関連でいろいろと私の方からもう一つお話しておきたいと思いますが、現実にはですね町内に本店を有してる業者が建築業者が7社確かにあることはあります。さきほど申しましたとおり神戸のですね介護予防センターにじゃあなぜ2店しか応募されなかったのか、これはやはり7店あれば少なくとも半分以上は応募しても私はなんら問題ないのかな、ただ今言うように20年度はですねここでいくつか介護予防センターが軒並み出ましたんで、やはり多くの業者がここに関わってこないこの工期中にですねできないということにもなるわけでありますので、そのへんも今回の入札の方法を変えてきたという経過もありますので、そのへんもちょっとご理解をいただきたいとこんなように思います。

○山岸（12番）

質問じゃない、私も神戸がね2社、町内の業者に限られてって言うかね限って金額的にも多少高くなって地元負担もある程度出てきてしまったということも、まあ別に恨んでるわけじゃないんで、それよりもやはりせっかくね国の予算でやっていることでこれで町内の業者がね活性化されればと、昨日も岩田議員の質問にもあったようになかなかここで厳しい状況になってきてる業者さん多いわけなんですよね。ですからできればそういうふうに神戸が町内に限るっていうこともできた状況なんでね、そういうことも十分考慮してできるだけ町内業者を使っていたきたいということでもあります。

○議長

それでは今調査しておりますので、ここで暫時休憩をいたしますので、この場あるいはトイレ休憩行く方はしてください。

(休憩)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

○まちづくり政策課長

大変失礼いたしました。報告をさせていただきます。受注希望型の一般競争入札を採用しますと、そうすると当日入札がありますとですね最低入札価格1番から一応3番の業者さんが権利がございましてですね、それで審査に入るわけでありまして、審査が5日か6日くらい掛かりましてですね決定をされるとその最終落札者ということで、決まるわけでありましてそういう流れの中でですね一応この赤羽の介護予防施設につきましては、現在ですね入札の経過書の段階で今動いている状況であります。でありますので入札が終わって現在の段階では審査をしている段階でございまして、一番先にですねその1番から3番までの入札をされた価格のですね入札経過書というものがCMSに掲載をされます。でそこで審査が終わりますと今日、明日の内にですね今度は入札結果書という形の中でまた再度掲載をされるという流れになっておりますので、町議さん今、委員長見られましたのは入札経過書の段階でございまして明日からは入札結果書ということでまたご覧いただければと思いますのでそんなふうにご理解いただきたいと思います。

○山岸(12番)

この経過書っていうのは入札があって、どのくらいの期間これが載ってるわけで

す？

○まちづくり政策課長

一応審査の期間を1週間くらいを要しますので、そこらへんは相手の業者さんから出てきた書類とかその審査のボリュームにもよって若干日にちは変わりますが、その審査が経てそれから決済を得てということになりますので、必ず何日でそれが決済が下りるといふものでございませぬので、業者さん方には何日頃ということでも1週間くらい後の日にちをお伝えをしている状況であります。

○山岸（12番）

私これ一緒にホームページの入札結果っていう一覧ありますよね、そこで全部唐木澤も神戸も1週間くらいの資料集めるために出したんですけれども全部これ入札経過書になってますよね結果書じゃなくて、唐木澤や神戸も経過書っていう形が出てると思ふんですけれども。

○まちづくり政策課長

今私の申し上げたのはですね受注希望型の一般競争入札の場合でございます。それでこれが指名競争入札になりますと、その日の入札日が終わればそれは結果として出てまいりますので、そのケースの場合には入札結果書ということでもうすぐに公表になります。そのへんの違いがございまして受注希望型の場合には少し最終が決まるまでに期間が長くなるということの中で、2種類のもので掲載されるというふうに理解していただければと思います。

○山岸（12番）

ちょっと納得できないっていうか分からない部分もあるんですけれども、1週間前に見れてその結果書が出るまでの間、経過書載せておいても良いんじゃないかっていう気もするんですよね。さきほどもちょっと暫時休憩中に言ったんですけれども、私が一般質問するんで急遽削除したんじゃないかっていうような、そういう勘ぐりもしてしまうわけでキチンとした対応をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9 . 閉会の時期

散会時間 14時 51分

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番